

平成22年度 大学機関別認証評価
自己評価報告書・本編

[日本高等教育評価機構]

平成22(2010)年6月

西南女学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	p.1
II. 沿革と現況	p.2
III. 基準ごとの自己評価	p.5
基準 1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	p.5
基準 2 教育研究組織	p.8
基準 3 教育課程	p.18
基準 4 学生	p.39
基準 5 教員	p.56
基準 6 職員	p.65
基準 7 管理運営	p.71
基準 8 財務	p.76
基準 9 教育研究環境	p.80
基準 10 社会連携	p.88
基準 11 社会的責務	p.96
IV. 特記事項	p.101
1. 高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」と 文部科学省「大学教育・学生支援推進事業（テーマ A）」	p.102
2. カフェ・ラポール	p.105
3. ほほえみの会	p.106
4. 看護学科生涯学習支援活動	p.108
5. 図書館の利用率	p.110
6. マロリーカップ英語コンテスト	p.112
7. ハンドベルクワイヤー	p.116
8. 保健福祉学部附属保健福祉学研究所の取組み	p.118

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 西南女学院大学の建学の精神

(1) 建学の精神

西南女学院大学の建学の精神は「感恩奉仕」である。この精神は、キリスト教教育に基づく女子教育を行うにあたって、学院創設時に校訓として掲げられたものである。「感恩」は、神の恩寵の中に生かされている感謝を、「奉仕」は、隣人に愛をもって仕えることを意味する。

(2) 建学の精神の起源

西南女学院は米国南部バプテスト海外伝道局の宣教師たちにより、キリスト教の宣教と女子教育のために大正 11(1922)年に修業年限 5 年の高等女学校として設立された。

学院創設時に校訓として掲げられた「感恩奉仕」は、西南女学院が目標とした個性教育と宗教教育を具現化する精神であり、大正 11(1922)年 7 月下旬に開催された西南女学院常任理事会で確認されたものである。

「感恩奉仕」は、戦後の新制の西南女学院中学校・高等学校においても校訓とされ、昭和 25(1950)年に設立された西南女学院短期大学にも継承された。平成 6(1994)年の西南女学院大学の設置に際して、校訓である「感恩奉仕」を建学の精神として掲げ、今日に至っている。

2. 西南女学院大学の建学の精神の展開

西南女学院は、第二次大戦中は米国系ミッションスクール故に、存亡の危機に瀕したが、戦後は、学制改革により高等女学校は昭和 22(1947)年に新制中学校へ、昭和 23(1948)年に新制高等学校に改組された。女子高等教育の発展のために昭和 21(1946)年に開設された西南女学院専門学校（英語科・生活科）は、昭和 25(1950)年の学制改革にともない、西南女学院短期大学（英語科・家政科）となり、昭和 33(1958)年に保育科、昭和 46(1971)年に食物栄養科を増設し、キリスト教の愛の精神と高い知性と国際性をそなえた女性を育成する教育機関として発展した。

本学院はさらなる発展のために、建学の精神「感恩奉仕」の実践にふさわしい、現代社会の変化やニーズに応え得る 4 年制大学として、看護学科と福祉学科とを統合した西南女学院大学保健福祉学部を平成 6(1994)年に創設した。次いで、短期大学の英語科、家政科、保育科、食物栄養科のうち、英語科及び食物栄養科を平成 14(2002)年に、それぞれ大学人文学部人文学科及び大学保健福祉学部栄養学科に改組転換した。同年、短期大学は家政科を生活創造学科に名称変更し、保育科との 2 学科となり、平成 16(2004)年には西南女学院大学短期大学部へと名称変更を行った。さらに平成 18(2006)年には、人文学部人文学科を英語教育と国際性をさらにアピールするために、英語学科及び観光文化学科の 2 学科に改組転換した。

保健福祉学部の開設当初からの懸案であった教育のための福祉施設は、平成 19(2007)年

西南女学院大学

に社会福祉法人福音会高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」として、また助産師教育については、地域の要望にこたえて平成 20(2008)年に助産別科の開設として具現化された。

以上の経緯により、平成 6(1994)年に「感恩奉仕」を建学の精神として開設された西南女学院大学は、現在、保健福祉学部（看護学科・福祉学科・栄養学科）、人文学部（英語学科・観光文化学科）及び助産別科の 2 学部 5 学科 1 別科で構成され、教育が営まれている。

3. 西南女学院大学の使命・目的及び個性・特色

西南女学院大学の目的は、学則第 1 条に規定されている。すなわち、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教を教育の基盤として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性を涵養し、もって人類の福祉と文化の発展とに貢献する有為の人物を育成することを目的とする。」

本学の個性・特色は、キリスト教に基づく女子教育をとおして、キリスト教に基づく使命感、優れた教養と知識を合わせもち、建学の精神「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命としていることにある。保健福祉学部における看護・福祉・栄養の統合教育、人文学部における異文化理解・国際社会理解及び助産別科における自立した助産師の育成をとおし、総合的な人間理解を目指す教育研究活動を展開している。

II 沿革と現況

1. 本学の沿革

- 大正 11(1922)年 3 月 J.H.ロウ氏設立者となり、修業年限 5 か年の高等女学校として西南女学院設立。C.H.ロウ女史初代院長就任。
- 昭和 10(1935)年 3 月 西南家政学院(高等女学校卒業後 1 か年)設立。
- 昭和 13(1938)年 4 月 財団法人西南女学院設立認可。
- 昭和 21(1946)年 3 月 西南女学院専門学校設立。英語科、生活科を置く。
- 昭和 25(1950)年 3 月 西南女学院短期大学設立。英語科、家政科を置く。
マロリー館竣工。
- 昭和 26(1951)年 2 月 学校法人西南女学院設立認可。
- 昭和 33(1958)年 2 月 短期大学保育科に対し保母を養成する学校の指定を受く。
4 月 短期大学保育科増設。短期大学家政科に対し栄養士養成施設(栄養士課程)の指定を受く。
- 昭和 37(1962)年 10 月 西南女学院創立 40 周年記念式典挙行。
- 昭和 46(1971)年 1 月 短期大学家政科に対し教育課程の変更の承認を受く。短期大学食物栄養科設置認可。
4 月 短期大学食物栄養科増設。
- 昭和 47(1972)年 4 月 西南女学院創立 50 周年記念式典挙行。
- 昭和 50(1975)年 12 月 短期大学家政科専攻課程設置認可。
- 昭和 51(1976)年 4 月 短期大学家政科専攻分離(家政専攻・被服専攻)。

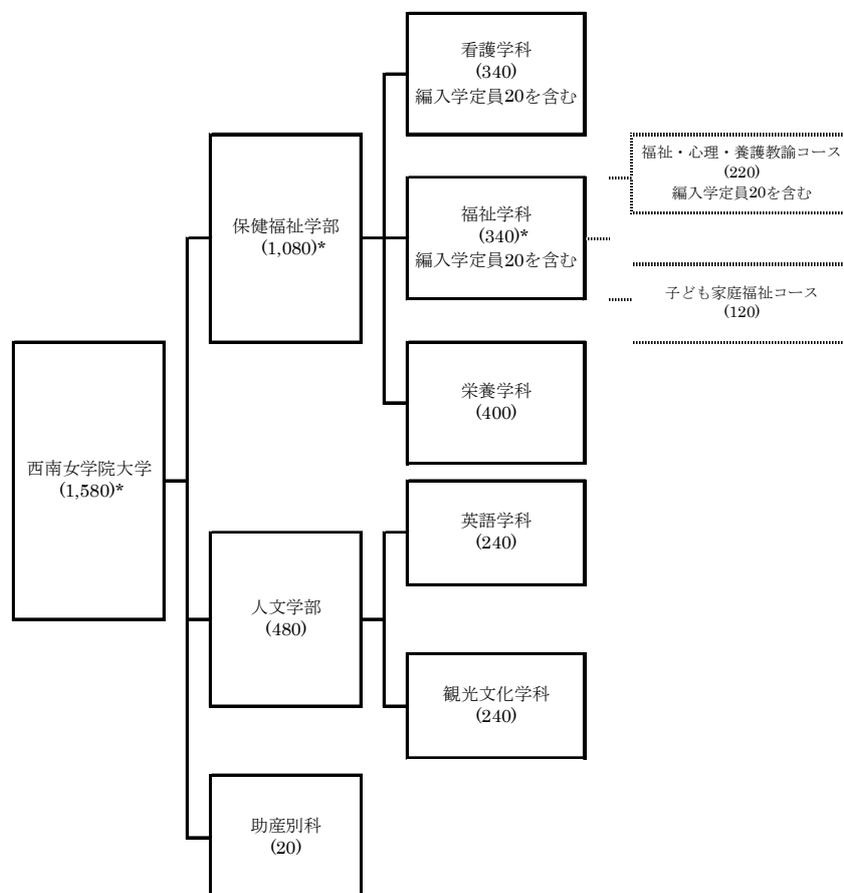
西南女学院大学

- 昭和 57(1982)年 4 月 西南女学院創立 60 周年記念式典挙行。
- 平成 2 (1990)年 10 月 短期大学開学 40 周年記念式典挙行。
- 平成 4 (1992)年 4 月 西南女学院創立 70 周年記念式典挙行。
- 平成 5 (1993)年 12 月 西南女学院大学保健福祉学部(看護学科 50 人・福祉学科 80 人)設置認可。
- 平成 6 (1994)年 1 月 保健婦・看護婦学校の指定を受ける。
- 3 月 西南女学院大学献堂(竣工)式挙行。
大学・短期大学図書館竣工。
- 4 月 西南女学院大学第 1 回入学式挙行。
- 5 月 西南女学院大学開学記念式典挙行。
- 平成 9 (1997)年 12 月 大学保健福祉学部福祉学科定員増(80 人→140 人)認可。
【平成 10(1998)年 4 月より】
- 平成 11(1999)年 12 月 大学保健福祉学部看護学科定員増(50 人→80 人)認可。
【平成 12(2000)年 4 月より】
- 平成 12(2000)年 11 月 短期大学開学 50 周年記念式典挙行。
- 平成 13(2001)年 8 月 大学保健福祉学部栄養学科設置認可(100 人)。
【平成 14(2002)年 4 月より】
- 12 月 西南女学院大学人文学部人文学科設置認可(200 人)。
【平成 14(2002)年 4 月より】
- 平成 14(2002)年 1 月 大学保健福祉学部栄養学科に対し管理栄養士の養成施設の指定を受ける。
- 4 月 短期大学家政科専攻分離廃止、生活創造学科に名称変更。
短期大学英語科(同一法人の既設する西南女学院大学に新設の人文学部人文学科に改組転換)・食物栄養科(同一法人の既設する西南女学院大学保健福祉学部)に新設の栄養学科に改組転換)学生募集停止。
- 平成 15(2003)年 3 月 短期大学英語科、食物栄養科廃止。
- 平成 16(2004)年 4 月 西南女学院短期大学を西南女学院大学短期大学部に名称変更。
- 平成 18(2006)年 4 月 西南女学院大学人文学部英語学科及び観光文化学科開設。
人文学科学生募集停止。
- 平成 19(2007)年 12 月 西南女学院大学助産別科に対し助産師学校の指定を受ける。
- 平成 20(2008)年 4 月 西南女学院大学助産別科開設(20 人)。
- 平成 21(2009)年 3 月 大学保健福祉学部福祉学科子ども家庭福祉コースに対し指定保育士養成施設の指定を受ける。
- 4 月 大学保健福祉学部福祉学科定員変更(140 人→80 人)。
福祉学科に指定保育士養成施設(子ども家庭福祉コース)開設(福祉学科定員 80 人のうちの 30 人)。
- 平成 22(2010)年 3 月 大学人文学部人文学科廃止。

西南女学院大学

2. 本学の現況

- ・大 学 名 西南女学院大学
- ・所 在 地 福岡県北九州市小倉北区井堀一丁目3番5号
- ・学部等の構成 ()内の数字は収容定員数(単位:人)



* 保健福祉学部福祉学科は、平成 21(2009)年 4 月に入学定員が 140 人から 80 人に変更され、学年進行の途中である。当該学科の平成 22(2010)年度収容定員は 460 人。
福祉学科の学年進行に伴い、保健福祉学部の平成 22(2010)年度収容定員 1,200 人、大学全体の収容定員は、1,700 人。

3. 本学現況の説明と補足

本学は、併設の西南女学院短期大学が、平成 16(2004)年に西南女学院大学短期大学部へと名称変更を行った際に、短期大学と組織の一元化を図った。これは、学内においては、短期大学を短期大学部として、1 学部の取扱いとすることによって運用している。現在、事務組織及び委員会組織等の多くは、短期大学部と共通のものである。

また、平成 22(2010)年 3 月末日をもって、人文学部人文学科を廃止した。人文学科は、平成 18(2006)年 4 月に人文学部英語学科及び観光文化学科が開設されたことに伴い、学生募集を停止していたが、平成 22(2010)年 3 月に在籍学生がいなくなったため、文部科学省へ学科廃止の届出を行ったものである。

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

(1) 基準項目ごとの評価

1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

1) 事実の説明(現状)

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

本学の建学の精神「感恩奉仕」は、次のような方法あるいは機会を通じて学内外に示されている。

学生便覧である『CAMPUS LIFE 2010』(平成 22 年度版)の「西南女学院の沿革と建学の精神」(p.4)に記し、学内の教職員・学生に配付されている。学生には入学式学長式辞、新入生オリエンテーション、チャペルアワーにおいて、教職員には新任職員オリエンテーション、『広報西南女学院』、『西南女学院月報』、「聖書学課」(キリスト教を学ぶ場)において説明されている。また、全教職員に『西南女学院七十年史』が配付されている。

教職員が建学の精神を共有するために、「2009(平成 21)年度西南女学院職員研修懇談会」において、「建学の精神および教育の理念・目的・目標の明確化とその確認—各所属における具現化に向けて」を主題として研修を行った(「2009(平成 21)年度 第 47 回職員研修懇談会報告書」参照)。

学外に対しては大学案内である『GUIDE BOOK 2011』(平成 23 年度版)に建学の精神(pp.96-97)を記し、またホームページに掲示している。

(URL:<http://www.seinan-jo.ac.jp/univers/c00011.html>)

2) 自己評価

- ・建学の精神は「基準 1-1-①」に記した方法により、学内の教職員及び学生には十分に示されている。
- ・学外に対しては、より意識的に周知の方法を図る必要がある。

3) 改善・向上方策(将来計画)

- ・建学の精神を学内外によりよく示すために、学内においては現状を維持するとともに、向上のための努力を今後も続け、学外に対しては、『GUIDE BOOK』及びホームページを充実し、教職員は積極的に地域社会と大学との接点(入試説明会、オープンキャンパス、公開講座、その他学外活動等)を利用して、建学の精神の周知を図る。

1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

1) 事実の説明(現状)

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

「I. 1. (1) (p.1)」に記した建学の精神「感恩奉仕」を踏まえた大学の目的（以下、「教育目的」）が、「I. 3. (p.2)」に記したとおり、「教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教を教育の基盤として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性を涵養し、もって人類の福祉と文化の発展とに貢献する有為の人物を育成することを目的とする。」と学則第1条に明確に定められている。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

「基準1-1(p.5)」で述べた方法により周知されている。学生に対しては、『CAMPUS LIFE 2010』(平成22年度版)に掲載されている「大学の教育目的」(『CAMPUS LIFE 2010』p.11)及び「大学の学則」(『CAMPUS LIFE 2010』p.16)に明示されている。上記のほかに、教職員は、貸与される『規程集』により、学則を確認できる。また、入学式における学長の式辞のなかで、建学の精神及び大学の教育目的が必ず説明されている。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

本学ホームページの「学長メッセージ」に、次のように大学の教育目的を述べ、公表している。

「21世紀型市民として求められている、“専門知識を持ち、幅広い教養と公共性・倫理性を保持し、社会を支え、社会を改善していく人材”、この人材を西南女学院大学は“キリスト教に基づく『感恩奉仕』”の人格教育、教養教育をもって育成しています。」

(URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/univers/aisatsu.html>)

2) 自己評価

- ・本学の『CAMPUS LIFE 2002』(平成14年度版)から『CAMPUS LIFE 2009』(平成21年度版)には、大学の教育理念は記されていたが、教育目的の記述はなかった。『CAMPUS LIFE 2010』(平成22年度版)より、学則に規定された目的を記し、明確にしたことは評価できる。
- ・大学の教育目的は、大学の基本となるものであるため、建学の精神と併せ、常日頃より周知の努力が求められる。
- ・学部の教育目的、学科及び別科の教育目的・教育目標は、各棟に掲示し学内に周知するとともに、ホームページに掲載し、学外に対して周知している。

3) 改善・向上方策(将来計画)

- ・大学の教育目的は、大学の建学の精神と併せてより意識的に周知を図る。

(2) 基準全体の評価

1) 自己評価

- ・建学の精神「感恩奉仕」及び教育目的は様々な媒体に明記され、学内の教職員・学生には周知されている。学外に対しては、より意識的に周知を図る必要がある。
- ・『CAMPUS LIFE』、『GUIDE BOOK』及びホームページは周知の方法としては有用であり、今後さらによいものにする努力が必要である。
- ・建学の精神及び教育目標の教職員への周知のためには、「職員研修懇談会」は有用であった。

2) 改善・向上方策（将来計画）

- ・建学の精神と大学の教育目的について、学内にはより日常的な周知を図る。学外にはより意識的に周知を図る。
- ・実習施設等、教学に深く関与する施設には、『GUIDE BOOK』を配布するなど、積極的に理解を求める。
- ・学外に対しては、『GUIDE BOOK』及びホームページを充実し、教職員の意識をあげ、地域社会と大学との接点（入試説明会、オープンキャンパス、公開講座、地域振興への協力、その他学外活動等）を積極的に利用して、建学の精神の周知を図る。
- ・『CAMPUS LIFE』及び『GUIDE BOOK』、ホームページは、大学全体でレビューを行い、よりわかりやすく、理解されるものにしていく。

基準2. 教育研究組織

(1) 基準項目ごとの評価

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

1) 事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学の教育研究の基本的な組織として、保健福祉学部（看護学科、福祉学科、栄養学科）、人文学部（英語学科、観光文化学科）、助産別科及び保健福祉学部附属保健福祉学研究所、附属図書館、入試部、教務部、学生部及び事務部をあげることができる【報告書資料編 2-1：組織図】。さらに法人本部の組織であるキリスト教センターによってキリスト教教育が行われている。

「基準1(pp.5-7)」で述べた教育目的である「教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教を教育の基盤として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性を涵養し、もって人類の福祉と文化の発展とに貢献する有為の人物を育成すること」と各組織との関連は、次のように整理できる。

(1) 人類の福祉の発展に貢献する

保健福祉学部 保健福祉学部附属保健福祉学研究所 助産別科

（参照：保健福祉学部の教育目的 助産別科の教育目的）

(2) 人類の文化の発展に貢献する

人文学部

（参照：人文学部の教育目的）

(3) キリスト教を教育の基盤として、豊かな人間性を涵養する

キリスト教センター

(4) これら全体をバックアップする

附属図書館 入試部 教務部 学生部 事務部

キリスト教センターは西南女学院全体を対象として、チャペルアワーなどキリスト教教育の運営、教職員が建学の精神を確認する場の提供、教職員と学生のキリスト教活動の支援などを行っている。

さらに、大学の組織ではないが、社会福祉法人福音会の高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」は保健福祉学部の実習施設として提携関係にある。

教育の基本組織である各学科及び別科の定員・在籍学生数は「表2-1-1(p.9)」のとおりである。

表 2-1-1 学科別等の入学定員・収容定員・在籍学生数

平成 22(2010)年 5 月 1 日現在 (単位:人)

学部	学科	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員	在籍学生数
保健福祉学部	看護学科	80	10	340	411
	福祉学科	80	10	340 460*	367
	栄養学科	100	-	400	442
計		260	20	1,200*	1,220
人文学部	英語学科	60	-	240	231
	観光文化学科	60	-	240	294
計		120	-	480	525
合計		380	20	1,680	1,745
助産別科		20	-	20	20

*福祉学科は平成 21(2009)年度に入学定員が 140 人から 80 人に変更され、学年進行の途中である。460 人、1,200 人は平成 22(2010)年度の収容定員である。

2-1-② 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

教育研究上の目的に照らしたとき、基本的な組織相互の関連性は次のように整理できる。

1 保健福祉学部と人文学部、助産別科間

大学開学時は保健福祉学部 1 学部 2 学科(看護学科、福祉学科)であり、その後保健福祉学部栄養学科、人文学部人文学科、助産別科が開設された。その経緯と専門性の違いにより、個々の独立性が強い。ただし、全学的な共通課題については、もちろんのことであるが大学評議会、会議・委員会、FD(Faculty Development)、今回の第三者評価受審、さらに地域貢献である「シニアサマーカレッジ」での学部・別科を超えた協力等をとおして、連携・協働と相互理解の機会を設けている。

2 学部内

(1)保健福祉学部

保健福祉学部は、平成 6(1994)年 4 月、看護、福祉 2 学科での開学当初より、学科を超えた統合教育、学生参加による臨床教育の充実を図ってきた。「総合人間科学」科目である「総合人間学概論」の開講、6 号館 3 階の観察室の開設、共同研究費の配分、研究紀要の発行、附属保健福祉学研究所の開設などは、その具体化の一例である。平成 14 年(2002)年 4 月には栄養学科が加わり、看護、福祉、栄養の統合教育、臨床教育をめざしたが、①各学科の教育課程の過密さ、学生の質の変化、実習施設や社会的なニーズから来る各学科内の教育に係る教員負担の増大、②教員の新旧交代、③人文学部増設などを背景に、次にあげるような状況がみられる。

- i) 人文学部を含めた「総合人間学概論」はオムニバス形式となり、人材的な共通要素をもたせているが、知識や技術の統合された教育内容を必ずしも整備できていない。
- ii) 観察室では、これまで自閉症児・家族のプログラム、NICU(Neonatal Intensive Care Unit)グラジュエイト(新生児集中治療室退院児)と家族のためのプログラムなどが行われてきた。学生は、この中で様々な役割を担ってきている。現在、NICU グラジュエイトのプログラムが続いているが、教員の異動により平成 22(2010)年度については単

学科の取組みとなっている。

- iii) 共同研究費の研究体制は、「学科の枠を超えた研究とする」と規定されているが、履行されていない場合がある。
- iv) 研究紀要は、直近の平成 22 (2010)年発行分には、学科を超えた共同研究成果は一論文を除いて掲載がない。
- v) 平成 21 (2009)年度からスタートした高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」における福祉、看護、栄養の統合実習の試みは文部科学省「大学教育・学生支援推進事業（テーマ A）」に採択され、取組みが進行中である。

(2)人文学部

人文学部は平成 18(2006)年 4 月に人文学科 1 学科から英語学科、観光文化学科の 2 学科に改組された以降も、学科を超えた取組みが進められてきた。

教育面では、①多岐にわたる「総合人間科学」科目の実施、②学科を超えた科目の担当及び開講、③主として夏季に行われる海外での研修を含む「海外研修」及び「文化交流研究」、④学部行事（留学生交流会、就職活動経験交流会、保護者懇談会等）の共同開催などをあげることができる。

また、両学科の教員の研究分野はかなり異なっているが、学科を超えた共同研究が行われている。両学科の教員による、「海外研修の英語能力の向上に対する影響の実証的分析」が、学内の共同研究費として企画、申請され、実施された。

2) 自己評価

- ・教育研究上の目的を達成するための組織として、教育目的に対応した保健福祉学部、附属保健福祉学研究所、助産別科、人文学部、これらを支えるキリスト教センター、附属図書館を有しており、その構成と規模は適切である。
- ・組織間の関連性に関して、学部間、学部・別科間では教育研究の運営上の連携を図っている。学部内では教育研究面の密接な関連を求めてきたが、保健福祉学部は看護、福祉、栄養の統合教育の推進という観点から見たとき、質・量ともに必ずしも十分な成果を上げているとはいえない。人文学部内は、適切な関連性を保っている。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・学部間、学部・別科間、学部内のコミュニケーションと協働を、今後とも充実させていく。
- ・九州地域において、学部名称にはじめて「保健福祉」を冠した学部を創設した大学として、当初からのねらいであった看護、福祉、そして栄養を統合した教育研究の充実を、今後も追求しなければならない。現在進められている高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」における福祉、看護、栄養の統合実習の試みを全学的にバックアップするとともに、地域の核となるべく保健福祉学部における教育の在り方及び附属保健福祉学研究所を中心に研究の在り方を検討していく。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

1) 事実の説明（現状）

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

大学開学以来、学則において教育課程の柱の1つとして「総合人間科学」科目を編成しており、これが教養教育に該当する。

「総合人間科学」科目は学則第23条に規定され、卒業に必要な単位数も明確である。平成22(2010)年度開講科目に関して専任教員73人（助教を除く）、兼任教員89人のうち、本学の教養教育に該当する「総合人間科学」科目は専任18人、兼任26人が担当している。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

平成21(2009)年度まで「総合人間科学」の運営は、教務委員会及び教務課が担当してきた。「総合人間科学」科目担当教員は、各学科に分散して配属されているため、日常的な担当者同士の連携は難しい面があった。これまでは、「総合人間科学」科目は必要に応じて検討されてきた。平成21(2009)年度の「総合人間科学」科目のカリキュラム改定にあたっては、平成19(2007)年度に教務委員会のもとに「総合人間科学検討小委員会」を設置し、その内容を検討し、結果を教務委員会で承認した。

平成22(2010)年度には、「総合人間科学」の充実を図るため、教務委員会の小委員会として、「教務総合人間科学小委員会」を常設とし、教養教育が十分に行える組織体制を確立した。教務総合人間科学小委員会のメンバーは、「総合人間科学」科目を担当する大学専任教員のうちから、学長があらかじめ指名した者で構成され、本学の教養教育の在り方に関すること、「総合人間科学」の教育課程の編成に関すること、「総合人間科学」の履修方法に関すること、その他教養教育に関することを審議している。

なお、「総合人間科学」については、大学全体の教育課程に関わるものであり、教務総合人間科学小委員会で審議された結果をもとに、教務委員会で審議し、教授会、大学評議会に上程されることとなっている。

2) 自己評価

- ・教養教育が十分にできるような組織的措置、責任体制は確立している。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・平成21(2009)年度から「総合人間科学」の改定を実施したところであるが、教務総合人間科学小委員会において、教養教育の履修状況、成績等をチェックし、「総合人間科学」の科目内容、履修方法を検討する。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

1) 事実の説明（現状）

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

西南女学院大学

「図2-3-1」に示すように、教育研究に関わる意思決定は、学長が校務をつかさどり、教職員を統督するなかで、大学評議会、運営会議、教授会・別科会、各種委員会、学科会等による役割分担と連携によって進められる。各々の役割と構成、審議事項、運営などは、西南女学院大学学則に規定されている。また、学則が規定するもののほか、必要な事項については、西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則に規定されている。

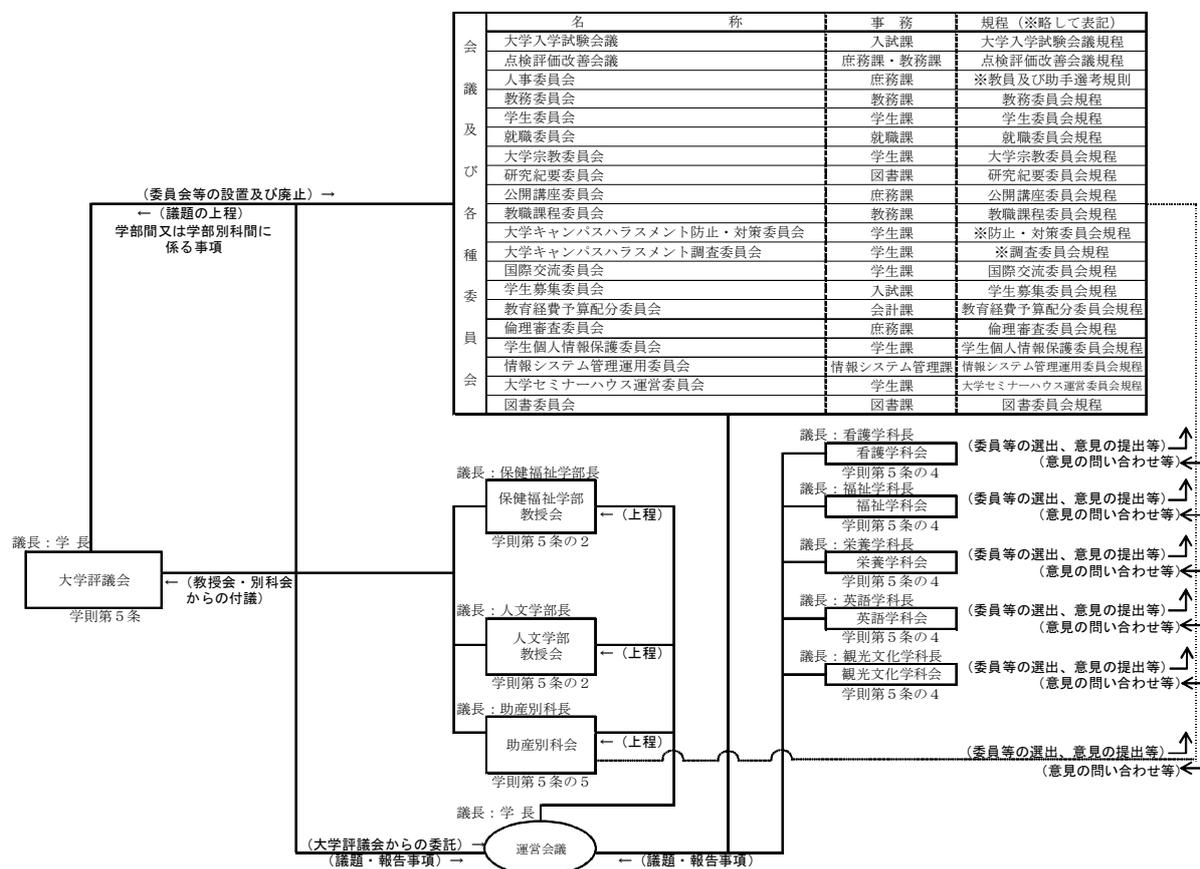


図2-3-1 学内意思決定機関の組織及び議題等の流れ

それぞれの担当事務部門も明確であり、教員と職員の連携の基盤が整備され、相互のコミュニケーションが図られている。なお、大学教授会は各学部 zu 置かれており、本学の教授会は併設短期大学と合同の運営は行われていない。

意思決定は、議題により各審議機関に割り振られており、重要度の高いものは順次、教授会、大学評議会、理事会が最終意思決定機関となる。

「図2-3-1」に示した意思決定機関のうち、「会議及び各種委員会」を除く、各意思決定機関の詳細については、「表2-3-1(p.13)」に示したとおりであり、会議事務は庶務課が担当している（学科会を除く）。

表 2-3-1 大学評議会、教授会、別科会、学科会及び運営会議の概要

機関名称	意思決定の有無	構成員等	審議事項等	最終の意思決定	備考
大学評議会	有	学長 副学長 附属図書館長 各学部長 入試部長 教務部長 学生部長 事務部長 ※ワザパー 宗教主事	①本学の将来計画の方針に関する事項 ②本学の人事計画（非常勤講師を含む。）の方針に関する事項 ③本学の予算の方針に関する事項 ④入学者数に関する事項 ⑤本学の危機管理に関する事項 ⑥委員会等の設置及び廃止に関する事項 ⑦学則その他諸規程の制定及び改廃に関する事項 ⑧教授会又は別科会から付議された事項 ⑨学部間又は学部別科間に係る事項 ⑩法人本部に提出する事項のうち、学長が必要と認めた事項 ⑪その他学長が必要と認めた事項	法人本部 送達事項 ③ ④ ⑥ ⑦ ⑩	○本学の運営方針等重要事項を定める。 ○学内における最高意思決定機関。 ◎併設短期大学と合同
教授会	有	専任教授 准教授 講師 助教 その他職員	①学生の身分に関する事項 ②教育及び研究に関する事項 ③教育課程の編成に関する事項 ④学生の賞罰に関する事項 ⑤教員及び助手の人事に関する事項 ⑥大学評議会から委託された事項 ⑦その他学部長が必要と認めた事項	大学評議会 上程議案 ③ 法人本部 送達事項 ⑤	○専任教授以外の出席は、教授会が必要と認めたとき。 ○入試部長、教務部長及び学生部長は出席(所属学部以外の採決には加わらない) ○人事については、専任教授のみで審議
別科会	有	専任の教員	※①～⑥教授会の審議事項と同じ ⑦その他別科長が必要と認めた事項	※教授会と同じ	
学科会	無	専任の教員 助手 その他職員	・学科の運営に関する重要事項を取扱う。	教授会 委員会	
運営会議	無	学長 副学長 附属図書館長 各学部長 入試部長 教務部長 学生部長 宗教主事 各学科長 別科長	・教授会・別科会に付議又は報告する事項の整理。 ・学長からの指示 ・各種委員会からの議題提出 ・学部学科及び別科からの議題提出 ・各部課からの議題提出		○教授会に付議又は報告する事項を提出した委員会は、前項にかかわらず、委員長が出席する。 ◎併設短期大学と合同

「表 2-3-1」の中で、最も具体的な事項が検討され、教員による協働の要となっているのは学科会である。各学科では定例の学科会が月 1 回開催され、大学各委員会からの定期報告と併せて、学科選出委員からの連絡・報告などの情報共有、さらには、発議・審議の場として活用されている。緊急検討事項がある場合には、臨時学科会も招集される。

「図 2-3-1 (p.12)」に示した意思決定機関のうち、「会議及び各種委員会」の詳細を、「表 2-3-2 (p.14)」に示す。表中の「会議及び各種委員会」で決定した事項は、内容によって大学評議会、教授会、別科会のいずれかに審議事項ないしは報告事項として提出されることになる。教授会及び別科会に提出される場合、運営会議において「教授会・別科会に付議又は報告する事項」として整理されることになる。

西南女学院大学

表2-3-2 「会議」及び「各種委員会」一覧

会議・委員会名称	構成員（規程より抜粋）	事務	根拠規程
大学入学試験会議	学長、各学部長、入試部長、事務部長、各学科長、別科長、入試課長、各学科及び別科から選出された代表者各1名	入試課	大学入学試験会議規程
点検評価改善会議	学長、副学長、附属図書館長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長、事務部長、各学科長、別科長、宗教主事	庶務課 教務課 各部門*	点検評価改善会議規程
人事委員会	各学科から代表として選出された教授各1名	庶務課	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 教員及び助手選考規則
教務委員会	教務部長、教務課長、各学科から選出された代表者各1名	教務課	教務委員会規程
学生委員会	学生部長、学生課長、各学科から選出された代表者各1名	学生課	学生委員会規程
就職委員会	学生部長、就職課長、各学科から選出された代表者各1名	就職課	就職委員会規程
大学宗教委員会	宗教主事、各学科から選出された代表者各1名	学生課	大学宗教委員会規程
研究紀要委員会	各学科から選出された代表者各1名	図書課	研究紀要委員会規程
公開講座委員会	各学科から選出された代表者各1名	庶務課	公開講座委員会規程
教職課程委員会	教務部長、教務課長、教職課程担当者	教務課	教職課程委員会規程
大学キャンパス・ハラスメント 防止・対策委員会	学生部長、学生課長、各学科から選出された代表者各1名	学生課	大学キャンパス・ハラスメント防 止・対策委員会規程
大学キャンパス・ハラスメント 調査委員会	教員又は職員2名、弁護士1名	学生課	大学キャンパス・ハラスメント調 査委員会規程
国際交流委員会	学生部長、学生課長、各学科から選出された代表者各1名	学生課	国際交流委員会規程
学生募集委員会	入試部長、入試課長、各学科から選出された代表者各1名	入試課	学生募集委員会規程
教育経費予算配分委 員会	各学科から選出された代表者各1名	会計課	教育経費予算配分委員 会規程
倫理審査委員会	各学科から選出された代表者各1名、保健福祉学部附属保健福祉学研究所長、人格識見高く、広く社会の実績に通じ、法的又は倫理的に人権及び生命の擁護に理解のある者 学外者を含む2名以内	庶務課	倫理審査委員会規程
学生個人情報保護委 員会	学生部長、事務部長、学生課長、各学科から選出された代表者各1名	学生課	学生個人情報保護委員 会規程
情報システム管理運 用委員会	事務部長、情報システム管理課長、学生募集委員長、各学科から選出された代表者各1名	情報システム 管理課	情報システム管理運用 委員会規程
大学セミナーハウス 運営委員会	教務部長、学生部長、事務部長、教務課長、学生課長、庶務課長	学生課	大学セミナーハウス運 営委員会規程
図書委員会	附属図書館長、図書課長、各学科から選出された代表者各1名	図書課	図書委員会規程
※上記の会議及び各種委員会に関する規程 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 会議規則 委員会及び執行機関の役割に関する規程 ※各委員会は、短期大学部選出委員を含む		*各部門は次のとおり 学部点検部門 学科点検部門 別科点検部門 事務点検部門 ファカルティー・デベロップメント部門(FD部門) 実施部門	

委員会の役割等については、「委員会及び執行機関の役割に関する規程」、各委員会の規程、会議の役割は各会議の規程に明確に定められている。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

教育研究に関する意思決定は、上述のように、学長が校務をつかさどり、教職員を統督するなかで、大学評議会、運営会議、教授会・別科会、各種委員会、学科会の役割分担と連携によって進められる。

教務委員会から始まる審議の流れを、一例として「表2-3-3」に示す。

審議事項によって、①教務委員会で発議・検討され、原案について教授会・別科会が審議・承認する場合、②教務委員会で発議・検討され、原案について教授会・別科会が審議・承認し、大学評議会で審議・承認、理事会に上程する場合がある。後者は規程の制定、改正など重要な事項に関する審議の場合である。

これらの過程で、教務委員は選出元の各学科の意見を求めながら原案の調整を行っている。ここに、学習者の要求に関して各学科の教務委員をとおして教務委員会に提案や意見の提出を行うルートが設定されている。さらに、日常的に学生に対応している教務課から提案されるルートもある。教務課からのルートは、教務課長が教務委員として位置付けられていることから、規定上保障されている。

なお、大学評議会で審議する事項のうち、規程改正等は教職員を対象に意見の募集を行う。大学評議会における規程改正等の流れを「表2-3-4(p.16)」に示す。

表2-3-3 教育研究に関わる審議（意思決定）の流れ（教務委員会発議の例）

段階	会議・委員会名称	審議事項	備考
1	教務委員会 ◎委員長は教務部長	(1)教育課程の編成及び授業に関する事項	教授会・別科会に上程
		(2)学生の入学、退学、卒業、その他学生の身分に関する事項	教授会・別科会に上程
		(3)研究生、聴講生、留学生及び科目等履修生に関する事項	教授会・別科会に上程
		(4)行事日程に関する事項	大学評議会に上程
		(5)その他、教務に関する事項	内規、小委員会等
2	運営会議 ○教務部長が説明	※教授会・別科会に付議又は報告する事項を整理する ・本表の例において整理される事項は、「段階1」のうち(1)、(2)、(3)である。	
3	教授会・別科会 ○教務部長(当該学部)、教務副委員長(当該学部)が説明	(1)学生の身分に関する事項	教授会・別科会審議が最終
		(2)教育及び研究に関する事項	
		(3)教育課程の編成に関する事項	内容により、大学評議会に上程
		(4)学生の賞罰に関する事項	
		(5)教員及び助手の人事に関する事項	
		(6)大学評議会から委託された事項	
		(7)その他学部長・別科長が必要と認めた事項	
4	大学評議会 ○教務部長が説明	(1)本学の将来計画に関する事項	
		(2)本学の人事計画(非常勤講師を含む。)の方針に関する事項	
		(3)本学の予算の方針に関する事項	
		(4)入学者数に関する事項	
		(5)本学の危機管理に関する事項	
		(6)委員会の設置及び廃止に関する事項	小委員会等
		(7)学則その他諸規程の制定及び改廃に関する事項	教育課程の編成等 内規等
		(8)教授会又は別科会から付議された事項	
		(9)学部間又は学部別科間に関する事項	教務に関する日程を含む
		(10)法人に提出する事項のうち、学長が必要と認めた事項	
		(11)その他学長が必要と認めた事項	

表 2-3-4 大学評議会における規程改正等の流れ

段階	事項	概要	備考	
1	事項(議題)の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課の課長を経て、大学評議会開催日の7日前までに、庶務課へ届け出る。 ・<u>規程改正等意見の募集が必要な事項の資料等については、大学評議会開催日の10日前まで</u> 		
(一週間程度) 意見募集期間	2	意見募集の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・学内LAN電子掲示板に以下を掲示する。 意見募集期間、意見提出先、規程等名称、改正の趣旨、担当課、改正する規程等の新旧対照表 	・庶務課で取りまとめて掲示
	3	「意見」の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メール等で意見の提出がなされる 	・意見提出先は庶務課
	4	担当課への「意見」の連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・「意見」の内容を担当課に連絡する。 	
	5	「意見」への回答	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課において、「意見」に対する回答を検討 	
	6	大学評議会【議題の審議】	<ul style="list-style-type: none"> ・議題の提示 ・規程等の改正趣旨、改正箇所・内容等を担当の長が説明 附属図書館長(図書課)、入試部長(入試課)、教務部長(教務課)、学生部長(学生課・就職課)、事務部長(庶務課、会計課、施設課、情報システム管理課) ・<u>当該規程等の改正にかかる、意見募集期間及び「意見」の有無について学長より報告がなされる。</u> ・<u>「意見」が提出されている場合は、学長より「意見」内容が報告される。</u> ・<u>「意見」に対して担当の長が回答する。</u> ・採決 	

2) 自己評価

- ・教育研究に関する意思決定機関は適切に整備、組織されている。各組織は大学の使命・目的や学生のニーズに対応するような流れを作り、実現できるようにしている。

3) 改善・向上方策(将来計画)

- ・大学の使命・目的を履行し、学習者の要求に対応できる組織であるためには、各組織が情報収集を行いつつ、自己点検を行うように努める。

(2) 基準全体の評価

1) 自己評価

- ・教育研究上の目的を達成するための組織の構成と規模は適切である。
- ・組織間の関連性に関して、学部間、学部・別科間では教育研究の運営上の連携を図っているが、保健福祉学部は看護、福祉、栄養の統合教育の推進という観点からみると、質・量ともに必ずしも十分な成果を上げていない。
- ・教養教育が十分にできるような組織的措置、責任体制は確立している。
- ・教育研究に関する意思決定機関は適切に整備、組織されている。また、各組織は大学

の使命・目的や学生のニーズに対応するような流れを作り、実現できるようにしている。

- ・教職員の不断の努力によって、組織の活性化が図られてきている。

2) 改善・向上方策（将来計画）

- ・保健福祉学部において、看護、福祉、そして栄養を統合した教育研究の充実を、今後も追求する。現在進められている高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」における福祉、看護、栄養の統合実習の試みを全学的にバックアップするとともに、保健福祉学部における教育の在り方及び附属保健福祉学研究所を中心に研究の在り方を検討する。
- ・人文学部2学科においても、両者の協働をさらに進めていく。
- ・教務総合人間科学小委員会において、教養教育の履修状況、成績などをチェックし、「総合人間科学」の科目内容、履修方法を検討する。
- ・大学の使命・目的を実行し、学習者の要求に対応できる組織であるためには、各組織が情報収集を行いつつ、自己点検を行うように努める。

基準3. 教育課程

(1) 基準項目ごとの評価

3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

1) 事実の説明(現状)

3-1-1 ① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

学部学科及び別科の教育目的は各学科会、教授会・別科会で審議・決定(2009年度第15回保健福祉学部教授会、2009年度第15回人文学部教授会、2009年度第12回助産別科会)、大学評議会(2009年度第15回)の審議・決定を経て、理事会(2009年度第7回)で最終的に承認され、学則第2条の3に規定された(表3-1-1参照)。これらは、受験生向けに配布されている『GUIDE BOOK 2011』(平成23年度版)と平成22(2010)年度新入生に配付された『CAMPUS LIFE 2010』(平成22年度版,pp.11-14, p.162)に掲載され、大学ホームページ上でも公開されている。

(URL : <http://www.seinan-jo.ac.jp/univers/gakubu.html>)

表3-1-1 学部学科及び別科の教育目的

保健福祉学部	豊かな教養と倫理観を培い、看護、福祉、栄養の知識と技術を教授し、専門職者としての実践力と協働力を育むとともに、平和を愛する国際的視野をもって人々の幸福に貢献できる人材を育成することを目的とする。
看護学科	保健と看護の知識、技術を修得させ、人々の健康ニーズに応え、保健医療福祉の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。
福祉学科	ヒューマンサービスの専門家として必要な知識、技術を修得させ、想像力と創造力のある福祉、教育及び保育の分野で貢献できる人材を育成することを目的とする。
栄養学科	「人」と「食」の両面より栄養を総合的に理解し、人々の健康に貢献できる管理栄養士及び栄養士を養成することを目的とする。
人文学部	豊かな人間性を養い、礼節を身につけ、専門的能力をもってグローバル化、情報化が進む国際社会及び地域社会において主体的に活動し、貢献できる人材を育成することを目的とする。
英語学科	英語によるグローバル・コミュニケーション能力をもち、国際的視野と地域的視野に立って思考し、自主的に行動できる有能な人材を育成することを目的とする。
観光文化学科	ホスピタリティのこころを育み、ツーリズム及びビジネス全般に有用な基礎的教養と専門的能力を備えた人材を育成することを目的とする。
助産別科	助産の対象である女性、乳幼児及びその家族を全人的に理解するとともに、助産の知識と実践力を有し、専門職として自立した助産師を育成することを目的とする。

各学科及び別科の教育目標は「表3-1-2(p.19)」のとおり各学科会、教授会・別科会で審議・決定(2009年度第15回保健福祉学部教授会、2009年度第15回人文学部教授会、2009年度第12回助産別科会)、大学評議会(2009年度第15回)で最終的に承認され、教育目的と同様に公開されている(『GUIDE BOOK 2011』(平成23年度版)、『CAMPUS LIFE 2010』(平成22年度版,pp.11-14, p.162))。

表3-1-2 学科、別科の教育目標

看護学科
<ol style="list-style-type: none"> 1. 人権といのちに対する豊かな感受性を培い、倫理に基づく行動ができる。 〔→真摯にいのちと向き合う〕 2. 環境と相互作用する人間を、身体的、心理的、社会的存在として総合的に理解する。 〔→ひとを全人的にとらえる〕 3. あらゆる健康レベルにある個人、家族及び地域社会に対し、個人や社会が求める看護を根拠に基づいて実践できる。 〔→根拠に基づく看護実践〕 4. 保健医療福祉の総合的視野から、人々の健康支援に関わる他職種と協働・連携できる。 〔→保健医療福祉関係者との協力関係の維持及びヘルスケアチームの充実〕 5. 看護実践者としての責任と判断、及び行動力を備える。 〔→看護の質の向上・社会貢献〕 6. 自ら学ぶ者としての基礎を培うとともに、生涯、看護専門職として自己研鑽に励む準備を整える。 〔→自己研鑽・継続学習〕
福祉学科
<ol style="list-style-type: none"> 1. 人々のいのちと生活の質を高め、よりよく生きることを支援するヒューマンサービスの専門家としての基礎的な能力を養う。 2. 個人を身体的、心理的、社会的、人格的、また発達しつつある存在として総合的に理解し、支援する力を養う。 3. 個人の生活の基盤である家庭、学校、職場、地域における人間関係の発達などを支援できる力を養う。 4. 多様な専門職とチームを形成し、共通の目標に向かって協働する力を養う。 5. 人々の生活について想像する力と、よりよいサービスを創造していく力を養う。
栄養学科
<ol style="list-style-type: none"> 1. 栄養と健康に関する基本的知識と専門的技術を修得する。 2. 人々と積極的なコミュニケーションをはかり、専門的な知識・技術を実践に活かす能力を修得する。 3. 保健、医療、福祉の他職種との連携、協働を円滑に進める能力を修得する。 4. 保健、医療、福祉の制度を理解し、幅広い視野を持って判断する能力を修得する。 5. 「栄養」の総合的な理解に基づき、人々の健康の保持増進、疾病の予防・治療に貢献できる能力を修得する。
英語学科
<ol style="list-style-type: none"> 1. 英語に関する幅広い知識と運用能力を修得する。 2. 英語によるコミュニケーション能力を高めるための情報技術の幅広い知識と運用能力を修得する。 3. 異文化理解を深めるためのグローバルな知識と思考能力を修得する。 4. 現代社会の実態を学際的にとらえるために必要な知識とそれを表現する発信力を修得する。 5. 社会の平和と発展のために人々と協働し、連携できるコミュニケーション能力を修得する。 6. 国際的視野と地域的視野に立って課題を探究し、解決に向けて行動する能力を修得する。
観光文化学科
<ol style="list-style-type: none"> 1. ツーリズムとビジネスの実務で必要とされる幅広い知識と技能を修得し、実践的な能力を修得する。 2. 英語と中国語の実用的な運用能力を修得する。 3. 実践的な情報処理の知識と技能を修得する。 4. 異文化理解を深めるためのグローバルな知識と思考能力を修得する。 5. 現代社会の実態を学際的な視点でとらえ、問題解決に必要な思考力を修得する。 6. ホスピタリティのこころと豊かな人間性を備え、国際的視野と地域的視野に立った思考力と行動力を修得する。
助産別科
<ol style="list-style-type: none"> 1. 妊娠、出産、産褥各時期において正常経過の診断及びケア、正常からの逸脱の判断及びケアができる。 2. 新生児・乳幼児の健康状態を的確に判断し、健やかな成長発達を促す助産ケアを実施できる。 3. 地域社会における母子を取り巻く現状を理解し、母子保健チームの一員として協働することができる。 4. リプロダクティブ・ヘルスの視点からみたライフサイクル各期の女性の健康を支援することができる。 5. 性と生殖に関する健康問題を倫理的側面から考え、今日的課題に積極的に取り組むことができる。 6. 助産師の社会的責務と役割を学び、国際化社会における母子保健向上に貢献することができる。

教育目標は教育目的の下位概念であるので、教育目的についてみるとわかりやすいが、そこに示された豊かな教養、倫理観、人間性を養うといった文言に建学の精神である「感恩」を、また個人ないしは社会に貢献するという文言に「奉仕」を反映させている。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

2学部各学科の教育課程はいずれも、専攻する学問分野の違いを超えた総合的な人間と社会の理解を促し、豊かな人間性を養う教養教育である「総合人間科学」科目と、専門的な知識と技術の獲得を目指す専門教育科目とで構成されている。助産別科の教育課程は専門科目で構成されているが、専門科目に「キリスト教と生命倫理」を設けるなど広い視野と人間性を養うよう心がけている【報告書資料編3-6：学科カリキュラム構造図、報告書資料編3-7：学科カリキュラム構成】。

「総合人間科学」科目の編成方針は、「表3-1-3」のとおりである。

表3-1-3 総合人間科学科目の編成方針

『CAMPUS LIFE 2010』（平成22年度版, p.60,p.125）

『文化と宗教』『心身と健康』『環境と情報』『国際社会と現代』の4つの分野から構成される。4年間をとおして、これら4つの分野を幅広く展望することによって、深い教養を培うとともに、人間が他の人間やあらゆる環境との相互作用の中で生きていることを理解し、総合的視点で課題をとらえる能力を養う。
--

各学科の専門教育科目の編成方針は「表3-1-4」のとおりである。

表3-1-4 学科の専門教育科目の編成方針

『CAMPUS LIFE 2010』（平成22年度版 p.61,p.126）

(看護学科の編成方針)
社会の要請に応えるための看護専門職として、看護実践のできる人材の養成を目指すことから、「看護を学ぶための基礎」「看護実践の基本」「看護実践の応用・展開」「看護実践の統合」「看護実践の充実」と、段階的なカリキュラム構成で、看護実践能力を身につけるための一貫した教育を行っている。
(福祉学科の編成方針)
ヒューマンサービスに必要な基礎的能力を養う「福祉基礎科目」をはじめ、「福祉専門科目」「精神保健福祉関連科目」「福祉心理臨床関係科目」「保健・医療関係科目」「保育関係科目」「専門研究科目」「教職に関する科目」を充実させる。これらの科目を履修することで、人々の抱えるニーズを総合的にとらえ、豊かな知識と実践力を備えた福祉専門職を養成している。
(栄養学科の編成方針)
栄養評価・判定に基づいた総合的な栄養マネジメントを行うことのできる能力を養うことを基本的な考え方として、カリキュラムを構成している。専門教育科目は、「専門基礎分野」と「専門分野」に大別され、専門職種を目指す動機づけの段階から管理栄養士としての専門性を高めるために必要とされる科目まで体系的に配置している。看護学科や福祉学科の教員の参加により、医療、看護、福祉と「食」のつながりを学ぶことにより、管理栄養士が「医療・介護制度や医療チームの一員」としての任務を果たすことができるよう、理想的な教育環境をつくる。
(英語学科の編成方針)
「聴く・話す・読む・書く」の4つの技能を徹底して訓練するための科目をはじめ、専門教育への円滑な導入を図る目的から、基礎教育としての「基礎演習」、さらに、主体的な学習のあり方を教育するとともに、学生の興味・関心に応じて深く専門知識を研究し体得することを可能とするための「専門演習」及び「卒業研究」を配置している。

(観光文化学科の編成方針)

観光、ビジネス、異文化交流、外国語の科目を中心に、専門教育への円滑な導入を図る目的から、基礎教育としての「基礎演習」、さらに、主体的な学習のあり方を教育するとともに、学生の興味・関心に応じて深く専門知識を研究し体得することを可能とするための「専門演習」及び「卒業研究」を配置している。

福祉学科では、平成 21(2009)年度入学生より 2 つのコースが設定されている。福祉・心理・養護教諭コースは、従来の高齢者福祉、障害者福祉等だけでなく、医療や教育（養護教諭）などを含む分野で活躍する人材を育成することを目的としており、社会福祉士受験資格取得を基本とした教育課程編成を行っている。その上に、精神保健福祉士受験資格（精神保健分野で活躍する人材として）、養護教諭（教育分野で、心身の健康を守り、はぐくむ人材として）、さらに認定心理士（福祉分野で利用できる心理学の基本的な知識を備えた人材として）の資格（受験資格を含む）・免許の取得ができる教育課程としている。子ども家庭福祉コースは、福祉・心理・養護教諭コースと同様に社会福祉士受験資格取得を基本として、子育て支援の分野で活躍する基礎的な能力を獲得できるように保育士資格取得ができるよう教育課程を編成している。いずれも資格取得だけでなく、学生の希望と適性を活かして、教育目標に示されている知識と技術を身につけることを基本としている。

英語学科では平成 22(2010)年度入学生より 2 年次において「英語スタディーコース」と「英語メディアコース」の 2 つのコースが設定されている。「英語スタディーコース」は、英語を専門的により深く学ぶことができるコースであり、「英語メディアコース」は、英語による情報収集力と発信力をより強化するためのコースである。

観光文化学科では、「ツーリズムコース」と「ビジネスコース」の 2 つのコースが設定されている。「ツーリズムコース」は観光業務、観光英語・中国語、異文化交流に関する科目を履修し、内外の観光関連産業について幅広く学ぶ。「ビジネスコース」では経営、経済、国際問題、ビジネス英語に関する科目を履修し、ビジネスとそれを取り巻く関連諸領域についての知識、技能を修得する。両コースとも基礎学力を基盤に専門性を高め社会人、職業人としての自立を目指している。

各学科の教職課程については、法令に基づく必要な教育課程を提供している。運用については教職課程委員会が責任をもって進めている。

助産別科の教育課程編成方針は、「表 3-1-5」のとおりである。

表 3-1-5 別科の専門教育科目の編成方針

『CAMPUS LIFE 2010』（平成 22 年度版 P.179）

変動する社会の歩みや生殖医療技術の進歩に対応できる助産の基礎的知識と技術を深め、本学の基本理念である「キリスト教の愛の精神」に基づき、女性の生涯にわたる健康支援のできる、自律ある助産師を育成するために、「リプロダクティブ・ヘルス」を核にして、「安全・安楽・快適なマタニティ・サイクル支援」、「健やかな乳幼児の成長発達支援」、「健やかな女性のライフサイクル支援」の 4 つの観点からカリキュラムを構成している。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

教育方法は、教育目標の達成に向けて、学生のレディネス（学習準備性）を土台として、学生と教職員の相互作用をとおして構築されるものである。個々の教職員による日々の工

夫や修正を内包しているものと考えられるが、各学科が掲げる教育目標に応じた教育方法について、平成22(2010)年5月現在までの取組みに基づき各学科で整理した。「表3-1-6」は、「各学科が掲げる教育目標に対応した教育方法」及び「全体をとおした教育方法」で構成した。

表3-1-6 学科別の教育目標に対応した基本的な教育方法

教育目標	教育方法
看護学科	
人権といのちに対する豊かな感受性を培い、倫理に基づく行動ができる。	<ul style="list-style-type: none"> 定期的なチャペルアワーへの参加、映像教材を用いた事例検討、臨地実習体験に基づくグループ討議など、人間愛に基づく豊かな人間性を育成するとともに、看護の基盤となる倫理的感受性を高める。
環境と相互作用する人間を、身体的、心理的、社会的存在として総合的に理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 看護の対象者を身体的、心理・社会的側面をもつ全体として理解するために、総合人間科学と専門教育の各科目を、看護を学ぶための基礎、看護実践の基本、応用・展開、統合及び充実の段階的・系統的配置として教授する。
あらゆる健康レベルにある個人、家族及び地域社会に対し、個人や社会が求める看護を根拠に基づいて実践できる。	<ul style="list-style-type: none"> 健康レベル、発達段階別の事例提示、ロールプレイング、課題学習及びグループ学習等の実施により、看護過程の基盤となる「問題解決的思考」及び既習の知識に裏づけられた適正な「判断力」「洞察力」を育成する。
保健医療福祉の総合的視野から、人々の健康支援に関わる他職種と協働・連携できる。	<ul style="list-style-type: none"> 1～4年次、約50施設、23単位に及ぶ段階的な臨地実習では、ヘルスケアチームにおける関係職種の協働・連携のあり方を教授するとともに、実際の看護体験をとおして看護者として他と協働・連携できる能力を育成する。
看護実践者としての責任と判断、及び行動力を備える。	<ul style="list-style-type: none"> 看護者の責務を前提に、演習は正確な看護技術の習得とグループ討議によるアセスメント力の強化を、実習では「根拠に基づく看護実践」体験の繰り返しにより、安全・安心を保障しうる看護実践者としての能力を育成する。
自ら学ぶ者としての基礎を培うとともに、生涯、看護専門職として自己研鑽に励む準備を整える。	<ul style="list-style-type: none"> 基礎学力（数学力）強化のための補完教育や1年次からのグループ学習、ゼミ活動により、主体的学習者として自らの意思で生涯学習続けるために必要な能力（論理的思考・問題解決的思考・主張力・表現力等）を育成する。
全体をとおして	<ul style="list-style-type: none"> ゼミ活動を始め、4年間をとおしてきめ細かな学習支援を行っている。教育内容は「単純から複雑」「基礎から応用」への段階的・階層的な構成とし、看護に必要な知識・技術を段階的に教授する。特に実践の基盤となる看護技術力の育成は、その向上の鍵となる基礎看護技術をより臨床的な技術として習得できるよう、事例提示、ロールプレイング、シミュレーター・映像教材の活用等、その向上に努めている。実習についても、学生の実践力保障の目的で実習毎に履修要件を設け、当該実習に必要な知識・技術の習得を確実なものとする体制を整備している。
福祉学科	
人々のいのちと生活の質を高め、よりよく生きることを支援するヒューマンサービスの専門家としての基礎的な能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> 総合人間科学、福祉基礎科目をはじめとして、講義や演習での教授、グループワーク、ロールプレイング、学生の準備に基づくプレゼンテーション等、相互作用を含めた学習とスーパービジョン等をとおして「コミュニケーション力」「対人関係形成能力」「人と協働する能力」を育成する。
個人を身体的、心理的、社会的、人格的、また発達しつつある存在として総合的に理解し、支援する力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉系の専門科目と相補的な、保健・医療系科目、心理系科目、教育系科目、保育系科目を準備し、多様なヒューマンサービスの対象理解と具体的な支援の方法を教授する。具体的な教授法については、視聴覚教材を多用してビジュアルに理解が促進できるように工夫している。

<p>個人の生活の基盤である家庭、学校、職場、地域における人間関係の発達などを支援できる力を養う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・演習等で、仮想場面での学習を実際場面で応用できるように内容を組織し想像力を高めるとともに、多様な事例の検討をとおして、個人に焦点を当てるだけでなく、エコロジカルな側面を理解させ、個人と環境との相互関係に着目し支援できる知識・技術を教授する。
<p>多様な専門職とチームを形成し、共通の目標に向かって協働する力を養う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンサービスに関係する各種の専門職の役割や、機能、チームアプローチの重要性等について教授する。実習指導等で卒業生の講話によって現場の生の状況を知り、実習等の実践場面の体験を踏まえ、その能力を育成する。
<p>人々の生活について想像する力と、よりよいサービスを創造していく力を養う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講義・演習のみならず、ボランティア活動やゼミ活動等で実践場面での体験の機会を設け、個人や地域の様々な課題を想像し、自らが主体的にサービスを創造できる力を育成する。
<p>全体をとおして</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対人援助の専門職として豊かな人間観をもち、必要とされる基礎的な知識・技術の習得を目指して、4年間で階層的に学習できるよう教育を行っている。1年次には基礎科目を設置し、動機づけを促し、基礎学力を養い、2年次以降は専門知識とともに、少人数での演習・実習をとおして実践力を高め、4年次は専門研究や卒業論文の指導をとおして、理論的・体系的に整理し、実践的なサービス提供者としての想像力と創造力を高めるよう育成している。
<p>栄養学科</p>	
<p>栄養と健康に関する基本的知識と専門的技術を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2年次までの専門基礎分野の講義並びに実習をとおして栄養と健康に関する基礎知識を身に付け、3年次以降に開講する専門分野の講義と実習によって、専門的知識・技術を修得するよう配慮している。
<p>人々と積極的なコミュニケーションをはかり、専門的な知識・技術を実践に活かす能力を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「栄養カウンセリング論」などの科目でカウンセリング、ロールプレイング、傾聴法など、コミュニケーション技術の基礎を学び、臨地実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲをとおして、コミュニケーション力、栄養ケアマネジメントの能力、栄養指導の能力などの実践力を高めている。
<p>保健、医療、福祉の他職種との連携、協働を円滑に進める能力を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養学科の専門科目及び実習と演習においてチーム医療の一員としての管理栄養士の責任と役割について学び、また、同じ保健福祉学部に属する看護及び福祉学科の専任教員による看護学、社会福祉概論などの科目をとおして他職種の仕事についての理解を深めている。
<p>保健、医療、福祉の制度を理解し、幅広い視野を持って判断する能力を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆栄養学、公衆衛生学などの専門科目では、実際の事例提示、映像教材などによる講義及び実習、また、地域や臨床の現場で栄養活動を担っている管理栄養士による講演などを通じ、保健、医療、福祉の全般にわたる理解が深まるよう配慮している。
<p>「栄養」の総合的な理解に基づき、人々の健康の保持増進、疾病の予防・治療に貢献できる能力を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門教育科目として「総合演習Ⅱ」などを設け、地域栄養活動の実践例の検討、症例検討などを通じて、「栄養」の総合的な理解ができるよう配慮している。 ・選択科目ではあるが、多くの学生に「卒業研究」、ゼミを履修することを奨励し、個別のテーマに取り組むことによって、科学的思考能力及び問題解決能力を高め、将来的に人々の健康の保持増進に役立つ基礎能力を養っている。
<p>全体をとおして</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎及び専門科目を階層的・段階的に配置することによって、1、2年次には管理栄養士にふさわしい基礎学力と倫理観を養い、3、4年次にはより実的な栄養管理・栄養指導の企画、実施、評価の総合的なマネジメントを行う実践的能力を培うことができるように配慮している。特に、新入生の段階より身近に管理栄養士の仕事を実感できるように、先輩管理栄養士による体験談を聴く講演会を開催し、早期より管理栄養士としてのモチベーションを高めるキャリア教育にも努めている。
<p>英語学科</p>	
<p>英語に関する幅広い知識と運用能力を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1・2年次に、聴く・話す・読む・書くの4つの技能に関する丁寧な指導をしながら、特に読みに関しては多読の推奨をし、「Extensive ReadingⅠ・Ⅱ」ではCALLシステムを利用した授業形態を取っている。また、3・4年次には幅広い知識と運用能力獲得のための応用力が身につく指導をしている。

西南女学院大学

英語によるコミュニケーション能力を高めるための情報技術の幅広い知識と運用能力を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> 英語の 4 つの技能に関する指導と並んで 2 年次に「Media Skills」「Media English」「Presentation Skills」の 3 科目を配置し、情報処理演習が可能な CALL 教室で英語による情報収集力と発信力の修得ができる指導体制を取っている。
異文化理解を深めるためのグローバルな知識と思考能力を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> 異文化理解を深めるための科目配置は当然であるが、「English Lecture Series」や各種の英語関連イベントをとおしての異文化も実際に体験させ、グローバルな知識と思考力を養う指導をしている。
現代社会の実態を学際的にとらえるために必要な知識とそれを表現する発信力を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> 英語力のみならず、バランスの取れた教養を身につけるための科目を配置し、インプットされた知識が自分の言葉で発信できるような指導をしている。
社会の平和と発展のために人々と協働し、連携できるコミュニケーション能力を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> 授業内での連携だけでなく、学友会・サークル活動・各種ボランティア活動等における協働・連携をも推奨し、社会に出ても通用する人間になるための指導をしている。
国際的視野と地域的視野に立って課題を探究し、解決に向けて行動する能力を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> グローバルな視点を養う授業や、海外研修・留学等をとおして広い視野と問題意識を獲得するとともに、日本の伝統や北九州の文化等にも関心を持ち、様々な問題解決が可能になるように指導している。
全体をとおして	<ul style="list-style-type: none"> 「専門基礎」「専門基幹」「専門展開」科目の流れの中で、英語の総合力だけではなく、豊かな人間性を備えて、幅広い視野で課題を探究し、自主的に行動できる人材の育成に努めている。
観光文化学科	
ツーリズムとビジネスの実務で必要とされる幅広い知識と技能を修得し、実践的な能力を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> アジア・欧米及び自国の文化・地理を幅広く学ばせた上で、国内・海外の旅行実務を修得させている。外国為替、貿易実務、財務分析の知識を修得させている。 「インターンシップ」を専門展開科目として開講し単位を認定している。
英語と中国語の実用的な運用能力を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> 附属図書館に英語の多読図書コーナーを設置し、多読レポートを指導教員が添削している。中国語は入門・初級・中級・上級クラスを設定している。 さらに両外国語とも「通訳案内士」国家試験の演習クラスを設定している。
実践的な情報処理の知識と技能を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> 学生全員がタッチタイピングできるよう指導して、文書・旅程表作成、ホームページ構築、統計処理、簿記の基礎まで指導している。演習・研究科目でこれらの技能を実際に使わせ、卒業研究発表に結び付けている。
異文化理解を深めるためのグローバルな知識と思考能力を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> 「国際関係入門」や「世界の中の日本語」を必修科目とし国際関係の知識と自国の言語理解を図り、協定校の留学生を受け入れ交流会を開いている。また、海外研修（カナダ、ニュージーランド、中国）を実施して単位を認定している。
現代社会の実態を学際的な視点でとらえ、問題解決に必要な思考力を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ゼミ、演習などで社会、経済、文化の諸問題を取り上げ議論、発表、レポートの提出を実施している。新聞に投稿をさせたり、途上国の貧困問題の解決策を考察させたりしている。
ホスピタリティのこころと豊かな人間性を備え、国際的視野と地域的視野に立った思考力と行動力を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域のフィールドトリップを行ったり、市・商工会議所主催「学生プレゼンテーション大会」に学生を参加させたりしている。また、ホスピタリティ産業に勤める卒業生や業界人に講義、講演を依頼している。
全体をとおして	<ul style="list-style-type: none"> 大学生としての基礎学力を構築させたくうえで国家試験（旅行業務取扱管理者、通訳案内士）の受験を奨励して学生の勉学意欲を高めている。教員により課外講座を放課後、夏休みに実施している。

つづく

助産別科	
妊娠、出産、産褥各時期において正常経過の診断及びケア、正常からの逸脱の判断及びケアができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討・実習または質疑応答・討議その他の方法による少人数による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行っている。
新生児・乳幼児の健康状態を的確に判断し、健やかな成長発達を促す助産ケアを実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児・乳幼児のフィジカルアセスメント能力を育成し適切なケアができるために「乳幼児の成長発達とケア」を専門科目として設定している。 ・トレーニングの内容 ・出生直後のフィジカルイグザミネーション(24時間)まで演習 ・新生児蘇生法の演習 ・子ども虐待発見のフィジカルイグザミネーション ・臨地実習においては NICU 実習を 1 単位おいている。
地域社会における母子を取り巻く現状を理解し、母子保健チームの一員として協働することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域母子保健は、講義及び実習において地域の母子保健の現状を把握し、他職種と連携・協働できるよう、継続受け持ち母子 1 例の家庭訪問を実施。 ・子育てプラザにおいて子どもの成長発達の理解、育児支援のあり方を学んでいる。 ・マタニティ・サイクル支援の一貫として、学生主体のパパ・ママスクールを本学において実施し、企画・運営を学ぶ。
リプロダクティブ・ヘルスの視点からみたライフサイクル各期の女性の健康を支援することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクル各期の女性の健康支援の担い手として助産師の役割を学ぶために、「女性の健康支援、思春期の健康支援」の科目を設定している。 ・助産師の行う性教育、助産師の行う更年期指導案を作成し、ロールプレイを行う。
性と生殖に関する健康問題を倫理的側面から考え、今日的課題に積極的に取り組むことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・性と生殖に関する今日的課題について、①不妊治療②人工妊娠中絶③ペリネイタル・ケアについて課題を与え、グループ討議を行う。
助産師の社会的責務と役割を学び、国際化社会における母子保健向上に貢献することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・助産管理・教育・チームや地域における連携・調整の学習は、助産院院長であり国際助産活動経験者に講師を依頼し、実習 1 単位を助産院で実施している。
全体をとおして	<ul style="list-style-type: none"> ・助産別科における単位数は、保健師助産師看護師学校指定規則による 23 単位に対し 33 単位を設定し、助産師の基本的な能力獲得のため教育の充実を図っている。また、分娩の取り扱いについては学生全員が指定規則に定められた 10 例をクリアしている。

2) 自己評価

- ・学部学科及び別科の教育目的、学科及び別科の教育目標は、建学の精神に基づき、明確に定められている。学科及び別科の教育目的を到達目標として表現した個々の教育目標には、新入生のレディネス（学習準備性）を考慮して（つまり学生のニーズに応じて）基礎から学習を積み重ねること、卒業後に必要とされる（つまり社会的需要に応じた）専門能力と倫理的行動を獲得することが含まれている。
- ・学科及び別科の教育目標を達成するための教育課程の編成方針は、「総合人間科学」科目及び専門教育科目ごとに明確である。
- ・教育目標を実現するための教育方法は、各学科において多様性と一貫性をもって工夫されてきている。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・教育目的や教育目標及びその達成のための教育課程と教育方法については、社会情勢

と学生のニーズの変化などを踏まえて、今後も改良、改善の検討を続ける。

3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

1) 事実の説明（現状）

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

「基準3-1-②(pp.20-21)」に示した教育課程の編成方針に基づき教育課程の構造化を図っている（教育課程の構造図は、『CAMPUS LIFE 2010』（平成22年度版）p.71, p.84, p.108, p.134, p.151, p.178 参照）。構造の特徴は、次のように整理できる。

- ・「総合人間科学」科目と専門教育科目で構成される。
- ・専門教育科目をいくつかの科目群に分類し、相互に関係性をもたせている。
- ・順序性を確保する（基本的なイメージ作りから専門知識と技術の獲得へ、そしてその応用へ。複数の進路がある場合、共通基礎科目から、より専門的な科目へ）。
- ・教職課程は法令に基づき、「総合人間科学」科目、専門教育科目とのバランスを考慮して科目を配置する。

教育課程を変更する際には、当該学科・別科内での十分な議論を踏まえ、教務委員会での審議と教授会・別科会での審議・決定の過程で適切性がチェックされ、大学評議会で承認され、最終的に理事会で承認を得ている。国家資格、免許に関する科目群については、九州厚生局等の監督官庁の指導を仰ぎ、調整を図っている。

新しい教育課程をスタートさせて以後の実践過程において、同一科目内の担当教員間あるいは科目間で授業内容を調整しなければならないことがある。これらは担当教員間で行われるほか、必要に応じて学科長と教務委員による調整が行われている。

学生や社会のニーズの変化、資格・免許に関する要件の更新、教育実践の成果と課題の学科内での評価などを踏まえ、適宜、教育課程は更新されてきた。平成22(2010)年度現在の教育課程は、「表3-2-1」のとおりである。

表3-2-1 平成22(2010)年度の各学科・別科の教育課程

学科・別科	教育課程通称	対応する学年	備考
看護学科	2009カリキュラム	1年（平成22(2010)年度入学） 2年（平成21(2009)年度入学）	
	2006カリキュラム	3年（平成20(2008)年度入学） 4年（平成19(2007)年度入学）	
福祉学科	2009カリキュラム	1年（平成22(2010)年度入学） 2年（平成21(2009)年度入学）	
	2007カリキュラム	3年（平成20(2008)年度入学） 4年（平成19(2007)年度入学）	
栄養学科	2010カリキュラム	1年（平成22(2010)年度入学）	
	2009カリキュラム	2年（平成21(2009)年度入学）	総合人間科学のみ改正
	2008カリキュラム	3年（平成20(2008)年度入学）	
	2006カリキュラム	4年（平成19(2007)年度入学）	

英語学科	2010 カリキュラム	1年 (平成 22(2010)年度入学)	
	2009 カリキュラム	2年 (平成 21(2009)年度入学)	総合人間科学のみ改正
	2006 カリキュラム	3年 (平成 20(2008)年度入学) 4年 (平成 19(2007)年度入学)	
観光文化学科	2010 カリキュラム	1年 (平成 22(2010)年度入学)	
	2009 カリキュラム	2年 (平成 21(2009)年度入学)	
	2006 カリキュラム	3年 (平成 20(2008)年度入学) 4年 (平成 19(2007)年度入学)	
助産別科	2009 カリキュラム	1年 (平成 22(2010)年度入学)	

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

学部学科及び別科の授業科目や授業内容は、「基準3-2-①(p.26)」に示した手順で確定するため、教育課程の編成方針に基づくとともに、適宜、授業内容の調整も行われている。平成 22(2010)年度現在、看護学科 2、福祉学科 2、栄養学科 4、英語学科 3、観光文化学科 3、助産別科 1、計 15 の教育課程が進行している。開講科目の概要、到達目標等はシラバスに記載されているとおりである。

なお、シラバスの記載に関しては、平成 21(2009)年度に受審した西南女学院大学短期大学部（併設短期大学）の第三者評価におけるコメントに基づき、平成 21(2009)年度末に平成 22(2010)年度開講分に限り、構成と記述内容の充実を図った。平成 23(2011)年度にむけては、平成 23(2011)年度以後のすべての科目について更新を図る。

各学科・別科の最新の教育課程（看護学科 2009 カリキュラム、福祉学科 2009 カリキュラム、栄養学科 2010 カリキュラム、英語学科 2010 カリキュラム、観光文化学科 2010 カリキュラム、助産別科 2009 カリキュラム）について以下に概説する。保健福祉学部 3 学科については資格・免許取得に要する科目の占める割合が高い傾向にあるが、各学科に特徴的な科目も同時に示すこととした。

<総合人間科学>

「総合人間科学」科目は、保健福祉学部と人文学部で設定されている。「文化と宗教」、「心身と健康」、「環境と情報」、「国際社会と現代」の 4 つの分野から構成されているが、開設科目は、学科の特性によって若干異なっている。

全学的に共通科目を開設しているのは、「文化と宗教」、「心身と健康」の 2 分野である。

「文化と宗教」は、人間文化を支えているものを理解し、豊かな感受性を持った人格の育成を目指すものとしてキリスト教関連科目、「ジェンダー論」、西洋及びアジアの歴史と文化に関する科目で構成され、計 8 科目を設けている。「文化と宗教」については多様な科目が設定できるが、本学の特性からキリスト教、女性、西洋とアジアというキーワードに絞られている。

「心身と健康」は人間が生物的・心理的・社会的・人格的に、また、価値を求めて成長・発達しうる存在であることを理解するために、「総合人間学概論」のほか、心理学関連科目と健康科学関連科目で構成され、計 6 科目を設けている。

「環境と情報」は、現代の大きな課題である人間と自然の調和、情報社会に関する基礎的な知識と技能を養うために、人と環境に関する科目、情報に関する科目で構成されている。人文学部英語学科では 7 科目、他学科は「現代社会と統計」を加えた 8 科目を設けている。

「国際社会と現代」は、国際化が進む現代社会の直面する重要課題を認識するうえで必要な基礎的な知識・技能の修得を目指している。そのうち、全学共通の科目は経済、法律、教育、人権に関する5科目、ハングル2科目である。外国文化に関する科目と語学は各学科の専門教育との関連で、「総合人間科学」科目で扱う範囲が異なる。人文学部は中国と韓国の社会と文化について学習する2科目を加え、英語学科はさらにフランス語、中国語4科目、観光文化学科はフランス語2科目を加えている。保健福祉学部は英語と英会話、中国語8科目を加えている。

特定の学科に開設されている科目があるが、「総合人間科学」科目は教養科目であるため公平な機会を提供するという見地からは他学科にも開放することが望ましい。しかし、各学科の専門教育科目の量や学生の数から、選択せざるを得ない実態がある。

<看護学科>

「看護を学ぶための基礎」では人と環境、社会制度、健康、人体の構造と機能、疾病の成り立ち、診断・検査・治療など、看護の基礎となる科目、「看護実践の基本」では、人の健康を生涯発達の視点からとらえるための知識と根拠に裏付けられた看護実践の基本となる科目、「看護実践の応用・展開」では、あらゆる健康状態にある個人・家族、地域社会を対象に根拠に基づく系統的な支援活動を行うための知識と技術に関する科目を設定している。そして、「看護実践の統合」では、4年間の集大成として、看護学の特質を理解し、看護実践能力の到達度を確認するための科目、「看護実践の充実」では、保健、医療、福祉の統合を実現し、グローバルな視点で社会貢献を行うための科目を設定している。

なお、高等学校教諭一種免許状(看護)及び養護教諭一種免許状のための「教職に関する科目」を設定している。

看護学科独自の科目としては、「看護を学ぶための基礎」の「基礎学習演習ゼミⅠ、Ⅱ」(主体的学習者への準備教育として)、「看護形態機能学Ⅰ、Ⅱ」(日常生活行動の視点から再構築した「解剖生理学」の知識を看護教員が教授)、さらに「看護実践の統合」の「看護総合演習実習」(4年間の学びの集大成、問題基盤型学習を実施)を挙げることができる。

<福祉学科>

「福祉基礎科目」では専門的な学習の準備を行う科目、「福祉専門科目」では社会福祉の知識と技術を学ぶ科目、「精神保健福祉関係科目」では精神保健福祉の知識と技術を学ぶ科目、「福祉心理臨床関係科目」では心理学の基礎及び福祉の現場で活用できる臨床心理学的援助に関する知識と技術を学ぶ科目、「保健・医療関係科目」では保健医療分野との協働に必要な、あるいは養護教諭として必要な保健医療に関する知識を学ぶ科目、「保育関係科目」では保育に関する科目を設定している。そして、「専門研究科目」は広い意味での福祉に関する諸課題について、深く学び、知識と技術を統合する科目を提供している。

なお、高等学校教諭一種免許状(福祉)及び養護教諭一種免許状のための「教職に関する科目」を設定している(高等学校教諭一種免許状(福祉)については、平成23(2011)年度入学生から課程取り下げ)。

本学福祉学科で特徴的な科目としては、「ヒューマンサービス基礎演習」、「福祉臨床心理演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」などが挙げられる。

<栄養学科>

栄養士法施行規則の第11条の別表第4に定められている管理栄養士養成施設における教

育内容にしたがって科目を設定している。「専門基礎分野」では、「社会・環境と健康」、「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」、「食べ物と健康」の3分野に関する授業科目及び「実験・実習科目」をそろえている。「専門科目」では、「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」、「総合演習」、「臨地実習」及び「実験・実習」に関する科目をそろえている。「その他」として、「卒業研究」、「卒業ゼミ」及び管理栄養士として必要な知識を充実させるための「管理栄養士演習Ⅰ～Ⅹ」を設定している。

なお、栄養教諭一種免許状のための「教職に関する科目」を設定している。

栄養学科で特徴的な科目としては、「臨床栄養活動論」、「地域栄養活動論」などが挙げられる。

<英語学科>

「専門基礎科目」では英語の4技能（聴く、話す、読む、書く）を初歩から鍛えなおすために「Oral EnglishⅠ・Ⅱ」等の科目を、「専門基幹科目」では専門的な科目である「専門展開科目」への橋渡しとなり、教養の幅をも広げることができる科目として「英語学概論」、「異文化間コミュニケーション」等を、「専門展開科目」では英語学科における専門領域の仕上げに当たる「英語通訳演習Ⅰ・Ⅱ」、「Debate」等の科目を設定している。

「演習・研究」では大学生としての学習方法を学び、卒業論文の作成を支援する科目として「基礎演習」、「卒業研究」等を設定している。

なお、高等学校教諭一種免許状(英語)及び中学校教諭一種免許状(英語)のための「教職に関する科目」並びに「日本語教員養成に関する科目」を設定している。

<観光文化学科>

「専門基礎科目」では観光文化学科の骨格となる、専門分野の基本的な思考様式と知識を理解させる「観光学入門」、「観光産業入門」等の科目を、「専門基幹科目」では観光文化の専門分野の基本をより具体的に理解し、「専門展開科目」につなぐ科目として「観光関連法規」、「アジア観光文化地理」、「欧米観光文化地理」等の科目を、「専門展開科目」では観光文化の専門分野の理解を深め、現代社会において生じる様々な問題との関連、関連分野との関連を理解する「地域総合研究」、「インターンシップ」、「旅行商品企画論」等の科目を設定している。さらに「演習・研究」では、大学教育の準備教育及び主体的な研究態度の育成を目指す科目を設定している。

<助産別科>

保健師助産師看護師学校指定規則に定められた助産師養成課程として必要な授業科目として、「助産の理論領域」に関する科目、「助産の実践領域（専門科目、支援科目、実習）」に関する科目を設定している。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

年間の授業期間、学期、休業日については、学則第6条から第8条に定められており、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週にわたるよう設定している。年間の授業計画及び定期試験実施計画は、教務委員会で審議し、最終的に他の各委員会の行事日程との調整を図った上で、大学評議会の審議を経て決定している。実際の授業・定期試験実施期間は、祝祭日、学内行事による一斉休講等により、平成21(2009)年度の前期

は4月9日から8月11日までの18週、後期は10月1日から平成22(2010)年2月21日までの18週あまりとなっている【報告書資料編3-8：平成20(2008)～22(2010)年度週授業日程】。年間行事計画は『CAMPUS LIFE』や学年暦として、新年度に全学生に配付している。

授業期間は各学期とも15週（定期試験期間を含まない）である。科目によっては、通年30週、学年を跨いで15週実施する場合もあるが、いずれも定期試験を含めないで実施している。また、1単位の講義については、8週を確保している。原則として、第一、第三、第五土曜日は補講日とし、教員の都合や天候上の問題等で休講した場合には、必ず補講することとなっている。なお、開講科目は学科ごとに一括して時間割が示され、4月に全学生に配付するとともに、所定の場所に掲示している。「表3-2-2」に、平成22(2010)年度の学年暦、授業期間を示す。

表3-2-2 平成22(2010)年度 学年暦

行 事		日 程
前 期	入学式	4月3日（土）
	オリエンテーション	4月5日（月）～4月8日（木）
	前期授業期間	4月9日（金）～7月29日（木）
	前期定期試験	7月30日（金）～8月11日（水）
	夏期休業	8月12日（木）～9月12日（日）
	前期追・再試験	9月13日（月）～9月17日（月）
後 期	後期授業期間	10月1日（月）～2月8日（火）
	冬期休業	12月23日（木）～1月4日（火）
	後期定期試験	2月9日（水）～2月21日（月）
	後期追・再試験（4年）	2月28日（月）～3月2日（月）
	後期追・再試験（1～3年）	3月7日（月）～3月11日（金）
	卒業証書・学位記授与式	3月24日（木）

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

単位の認定は科目を担当する教員によって、次の規定に基づいて、厳正に行われている。授業科目の単位の計算方法は、学則第24条に次のように定められている。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって一単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって一単位とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、学修の成果を評価して、適切と認められる単位数を定める。

以上から、45分を単位換算による1時間とし、講義を30時間で2単位、演習を30時間で1単位又は2単位、実験、実習及び実技を30時間から45時間で1単位としている。履修登録は年度当初に、前期・後期の履修計画を立て、定められた履修登録期間内に届ける。

成績評価は、学則第28条に「授業科目の試験の成績は、優、良、可又は不可の評語をもって表わし、優、良及び可を合格とする」としている。試験に関する事項については履修

規程第 9 条（第 5 章 期末試験）にその方法を規定し、また、履修規程第 11 条（成績評価）に「成績は 100 点満点とし、80 点以上を優、70 点以上 80 点未満を良、60 点以上 70 点未満を可とし、60 点未満を不可と評価する」とし、教員の成績評価は素点で行うとしている【報告書データ編：表 3-2 参照】。定期試験の受験資格を「各期の実質受講回数の 3 分の 2 以上出席し、レポート等課せられたものを提出した者に与えられる」とする履修規程第 10 条に明記している。助産別科においても、助産別科履修規程第 6 条に試験に関することが示されている。

進級の認定要件の定めはない。しかし、「基準 3-2-⑤(p.32)」に示すように、保健福祉学部では実習等の実技系科目で履修要件が定められているものがあり、この要件に達しないと該当科目を履修できず、実質的に進級できない場合がある。この点は、学科ごとに責任をもって、年度初めに学生に説明・周知され、年度途中の学習指導・支援、履修要件を満たさなかった場合の指導・支援もていねいに実施している。人文学部では進級要件は設定されていないが、アドバイザー（基準 4-3-④(p.47)参照）、ゼミ担当教員の指導・支援をていねいに実施している（ここでいうゼミとは、3、4 年次の専門研究や論文指導に関する演習のグループで、学科ごとに科目名は異なる）。

卒業要件は学則第 36 条及び履修規程第 3 条に示されている。各学科の卒業要件は「表 3-2-3」のとおりである。また、助産別科の修了要件は、助産別科規程第 19 条及び助産別科履修規程第 2 条に示されている。助産別科の修了要件は「表 3-2-4 (p.32)」のとおりである。

卒業の判定については、教務委員会において、学生個々の卒業要件（学則別表第一）に関する資料及び教職（学則別表第二）、日本語教員養成（学則別表三）の単位数、国家試験の受験資格・教育職員免許状の有無を記載した資料に基づき、①学則第 23 条第 2 項にかかる「別表第一（総合人間科学及び専門教育科目）」の備考欄に規定されている修得すべき単位数、②学則第 36 条に規定されている、4 年以上在学し、卒業要件以上の単位を修得していること、の 2 点を確認し、学則第 38 条による学位授与が確認される。同時に、卒業要件を充足しない学生の理由についても確認し、留年が確認される。以上の議を経て、教授会で最終的な卒業判定が審議される。

助産別科の修了判定については、学生個々の修了要件に関する資料及び国家試験受験資格の有無を記載した資料に基づき、教務委員会で①助産別科規程第 15 条にかかる「別表」の備考欄に規定されている必修科目及び選択科目の履修条件を充たしていること、②助産別科規程第 19 条に規定されている、1 年以上在学し、卒業要件以上の単位を修得していること、の 2 点を確認し、助産別科規程第 19 条第 2 項により、「修了証書」の授与が確認される。同時に、修了要件を充足しない学生の理由についても確認し、留年が確認される。以上の議を経て、別科会で最終的な修了判定が審議される。

表 3-2-3 各学科別の卒業要件（平成 22(2010)年度入学生）

学 科	区 分	必 修	選 択	合 計
看 護 学 科	総合人間科学	15 単位	9 単位以上	24 単位以上
	専門教育科目	102 単位	—	102 単位以上
	計	117 単位	9 単位以上	126 単位以上
福 祉 学 科	総合人間科学	9 単位	15 単位以上	24 単位以上
	専門教育科目	48 単位	52 単位以上	100 単位以上
	計	57 単位	67 単位以上	124 単位以上

栄養学科	総合人間科学 専門教育科目	10 単位 69 単位	14 単位以上 31 単位以上	24 単位以上 100 単位以上
	計	79 単位	45 単位以上	124 単位以上
英語学科	総合人間科学 専門教育科目	5 単位 42 単位	19 単位以上 58 単位以上	24 単位以上 100 単位以上
	計	47 単位	77 単位以上	124 単位以上
観光文化学科	総合人間科学 専門教育科目	5 単位 31 単位	19 単位以上 69 単位以上	24 単位以上 100 単位以上
	計	36 単位	88 単位以上	124 単位以上

表 3-2-4 助産別科の修了要件（平成 22(2010)年度入学生）

別科	区分	必修	選択	備考
助産別科	助産の理論領域	6 単位	} 3 単位以上	必須科目 30 単位、 選択科目より 3 単位以上。 合計 33 単位以上
	助産の実践領域	24 単位		
	計	30 単位	3 単位以上	

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

履修登録単位数の上限は設定していない。保健福祉学部の場合は、資格取得のために必要な科目の占める割合が高いことが主たる要因である。そのため、履修時の相談援助と学期途中での学習指導・支援を、アドバイザーあるいはゼミ担当教員と教務委員との協力関係のもとに充実させている。福祉学科の福祉・心理・養護教諭コースでは、取得できる資格（受験資格を含む）・免許を社会福祉士プラス 1 つとし（『GUIDE BOOK2011』（平成 23 年版, p.32）、『CAMPUS LIFE2010』（平成 22 年版, p.86））学生の選択を求めるため、1 年次科目である「社会福祉概説」などをおして、福祉の仕事へのイメージ化を図っている。

また、看護学科では、「看護実習」、「養護実習」、福祉学科では、「相談援助実習」、「精神保健福祉援助実習」、「福祉教科教育法」、「養護実習」、「看護臨床実習」、栄養学科では「臨地実習」、「栄養教育実習」について、各々履修要件を設定している。履修要件は『CAMPUS LIFE』に明記し、新入生オリエンテーションで説明するとともに、学年ごとに主な注意点を説明し、学生が円滑に履修登録できるよう周知徹底を図っている【報告書資料編 3-5：履修要件】。

人文学部では、「人文学科」単科であった平成 14(2002)年度には履修登録単位数の上限は「原則として 1 学期 19 単位とし、1 学年 38 単位」、2 年次より、前年度の GPA が 3.5 以上の者は「原則として 1 学期 27 単位とし、1 学年 54 単位」、3.0 以上 3.5 未満の者は「原則として 1 学期 23 単位とし、1 学年 46 単位」とするという方針であった。成績不振者が卒業時に取得単位不足になるケースが見られるようになり、平成 18(2006)年度の「英語学科」と「観光文化学科」発足時より、一旦上限制度廃止により単位取得の機会増を試み、学習指導や支援を進めてきた。しかしながら、1、2 年次に成績不振が続くことで、3、4 年次に原則として 2 年をとおして履修するゼミ、つまり「専門演習」（英語学科 3 年次）、「専門演習Ⅱ」（観光文化学科 3 年次）及び「卒業研究」（英語学科、観光文化学科 4 年次）等の履修に支障を来す事例が少数ながら見られ始めた。これらの科目の履修等に関し、何らかの制限を加えざるを得ない状況である。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

本学の教育内容・方法の特色として、(1)各学科で行われている準備・基礎教育、(2)低学力者支援、(3)福祉、看護、栄養の統合教育、(4)国家試験対策、(5)その他をあげる。

(1)各学科の準備・基礎教育

ここでいう準備・基礎教育とは、専門教育を受けるにあたり必要な基礎学力、基本的な対人スキルの獲得、初期の職業イメージ形成など、専門教育への準備性を高める取組みを指す。従来の「総合人間科学」科目や専門教育科目では十分ではないため、「総合人間科学」科目あるいは専門教育科目の充実・拡張を図ってきた学科ごとの試行錯誤の歴史を有する。これらは専任教員による取組みである。

<看護学科>

- ・「基礎学習演習ゼミⅠ」(1年通年必修1単位)は、1人の教員のもと約10人の学生が、ゼミグループを形成し、課題学習をとおして大学で学ぶための基本的リテラシー“話す・聞く・読む・書く・考える”を学ぶ。また、グループ活動や上級生との情報交換、教員との面談などをとおして学習のみならず学生生活から生じる問題に対し解決する方法を探る。また、医療者として必要な接遇についても学ぶ。
- ・「基礎学習演習ゼミⅡ」(2年通年必修1単位)は、「基礎学習演習ゼミⅠ」の学びを応用し、論理的思考・批判的思考・コミュニケーション能力(文章表現・口頭発表)を修得する。
- ・「看護に必要な数学力アップのための学習プログラム」は、1年生を対象として、看護に必要な数学力(割合・比率・単位換算等に関する基礎的計算スキル、応用スキル)の向上を目標に、平成21(2009)年度より、併設中学校・高等学校の教員の協力を得て実施している。

<福祉学科>

専門教育科目の「福祉基礎科目」として、「基礎演習」、「ヒューマンサービス基礎演習」、「基礎実習」を開設している。これらは専任教員によって実施され、1年次当初から学生との密接なコミュニケーションを図ることで、配慮を要する学生の早期把握、支援方針の共有化にも役立っている。

- ・「基礎演習」(1年通年必修2単位)は、専門領域の異なる6人の教員別小グループに分かれ、教員によって提示されたテーマに沿って、個人あるいはグループで「調べる」「聴く」「読む」「書く」「発表・討論する」ことをとおして、課題探求の力を育てる。
- ・「ヒューマンサービス基礎演習」(1年通年必修2単位)は、6人の教員別小グループに分かれ、参加型・体験型の演習プログラムを中心とした授業を行うことをとおして、対人スキルに加えて、ソーシャルワークの基礎となる観察や記録の力を形成する。
- ・「基礎実習」(1年通年選択2単位)は、福祉学科が指定する福祉サービスの実践現場において、定期的かつ継続的な「体験実習」を100時間以上行うことをとおして、実習生としての心構え・マナー、実習実施に向けた手続き、実習施設での具体的な支援を学ぶ。

<栄養学科>

栄養学科では、新入生オリエンテーション時に、生物、化学に関する小テスト、コンピュータに関するアンケートを実施し、生物・化学の基礎学力、コンピュータ操作の習熟度

などを調査している。この結果を参考にして、栄養学科の専任教員が担当する「総合人間科学」科目の中で、将来、専門科目の履修に必要となる生物、化学に関する基礎学力及び情報リテラシーの教育を行っている。

現在のところ、専門教育の中では栄養学科独自の準備・基礎教育は実施していないが、近年、“読み・書き・計算”の基本的な学力不足が問題になってきているので、専門教育の中での準備・基礎教育科目をどのように行うかについても検討する必要がある。

<英語学科>

入学時に英語のプレースメントテストを実施し、4クラスのうち上位2クラスは習熟度別とし、下位2クラスは均等に分けた少人数体制をとっている。

<観光文化学科>

観光文化学科では、専門教育科目として「プレゼミ」を開講しているほか、「基礎英作文法Ⅰ」などの英語科目について習熟度別クラス編成を行っている。

- ・「プレゼミ」（1年前期1単位必修）ではアドバイザー教員が新聞、文庫、新書の輪読・分析を行って文書読解・作成能力を養い、学科での講義、就職、国家試験に堪え得る学力の構築を目指している。
- ・入学後のプレースメントテストを実施して習熟度別英語クラスを設定して英語学習の落伍者を出さないようにしている。習熟度別クラス編成となっている1年次配当科目は「基礎英作文法Ⅰ」（1年前期必修2単位）、「基礎英作文法Ⅱ」（1年後期必修2単位）、「オーラル・イングリッシュⅠ」（1年前期必修2単位）、「オーラル・イングリッシュⅡ」（1年後期必修2単位）、「基礎英文読解Ⅰ」（1年前期選択・ツーリズムコース必修2単位）、「基礎英文読解Ⅱ」（1年後期選択・ツーリズムコース必修2単位）である。

(2)低学力者支援

再履修科目を多く抱える学生がいる。これらの学生の支援として、学生には「GPAが低い学生に対しては、大学から指導を行います」（保健福祉学部、助産別科）あるいは「1学期のGPAが2.0未満となった学生に対しては、大学から指導を行います」（人文学部）と説明している（『CAMPUS LIFE 2010』（平成22年度版）p.69, p.133, p.177）。全学的には、前期、後期とも放棄したり、不合格となった必修科目がある学生については、アドバイザーあるいはゼミ担当教員にその旨が伝えられ、学生への支援・指導が行われるように配慮している。

教務課では、再履修の対象となる学生の履修が円滑に実施できるよう、時間割を組み立てている。

なお、予防策として、学科によっては、連続して3回授業を欠席した場合、その旨が教務委員に伝えられ、必要に応じてアドバイザー、ゼミ担当教員からの支援・指導につなげるようにするなどの取組みも行われている。

(3)福祉、看護、栄養の統合教育（Ⅳ 特記事項(pp.102-104)）

「基準2(pp.8-17)」で述べたように、平成21(2009)年度から文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業」の大学教育推進プログラムに採用された「高齢者施設での福祉、看護、栄養の統合教育」を進めている。福祉、看護、栄養の3学科合同で、1年次の体験学習、4

年次の統合実習を行い、チームアプローチによる実践的な学士力を培うことをめざしている。

(4)国家試験対策

保健福祉学部の各学科では、看護師、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士の国家試験に向けて、専任教員による国家試験講座を、正規カリキュラムとは別に実施している。同様に観光文化学科では旅行業務取扱管理者、通訳案内士のための試験対策講座を実施している。

(5)その他

- ・人文学部では、米国、カナダ、イギリス、ニュージーランド、韓国、中国に姉妹校や協定校をもち、留学を志す学生については、担当教員が積極的なサポートを行っている（基準10-2-①(p.92)参照）。
- ・発達障害のある学生に対する支援は全学的なシステムを構築するに至っていないが、現状では教員の献身的な努力によるものとして、発達障害学生に対するアセスメントに基づく支援策を構築し、個別支援とコンサルテーションが行われている。
- ・助産別科の学生は、全員看護師免許取得者であるが、看護基礎教育は大学、専門学校（3年）、専門学校進学課程（2年）、高等学校衛生看護科と様々な背景をもっている。入学後、助産に必要な基礎看護技術について調査を実施し、一人でできない技術については自己学習後教員による技術チェックを行う。学習支援の配慮は、教員が各々の学生の能力や個性の理解につとめ、教員間で情報を交換し（週1回）、学習指導に反映させている。助産・母性看護学実習室は、多様な出産スタイルが実施できるよう整備されている。実習指導には、臨床経験豊かな教員を配置し、臨床実習施設については、助産師教育にふさわしい指導者・環境を選定している。

2) 自己評価

- ・各学科、別科ともに、教育課程の編成方針に従って体系的な教育課程を適切に編成し、適切な授業科目、授業内容を提供している。授業科目の教育課程内での位置付け、年次配当、授業内容などについて、個別に調整すべき課題があり、今後も改善を図っていく必要がある。
- ・学年暦、授業期間は適切に定められ、学生と教職員に明示されており、運用も適切である。
- ・単位の認定、卒業・修了要件は適切に定められ、厳正に運用されている。
- ・進級要件の定めはない。

保健福祉学部では実習などの履修要件によって実質的な留年が生ずるため、アドバイザー、ゼミ担当教員による学修の指導・支援が密に行われている。

人文学部では各学年数名程度発生する傾向のある成績不振者への学修の指導・支援を有効に進めるために、進級要件等の検討を要する。

- ・履修単位の上限は設定されていない。

保健福祉学部では資格・免許取得のための授業科目が多くあるため、一律の上限設定

が難しい。そのためアドバイザー、ゼミ担当教員の指導・支援によって学生の学習は実質を保つよう努力している。

人文学部では3年次、4年次のゼミに、1、2年次の単位取得が十分でない学生が所属する場合の支障が生じ始めている。平成23(2011)年度からは履修単位の上限を再度設定し、さらに1、2年次の最低取得単位数を設定することが望ましい。

- ・教育内容、方法の特色ある工夫として、各学科で行われている準備・基礎教育、低学力者支援、福祉、看護、栄養の統合教育、国家試験対策、その他をあげることができる。低学力者への対応、発達障害など、学生の状況に応じた全学的な対応方策を検討する必要がある。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・人文学部では、平成 23(2011)年度から履修単位の上限設定と同時に、1、2年次の最低取得単位数を改正し、『CAMPUS LIFE』に明記する。
- ・再履修者のための時間割設定や集中講義などの設定の是非について、平成 22(2010)年度に教務委員会で審議する。
- ・発達障害など学習に困難のある学生に対する全学的な支援方策を検討する（基準 4 - (2) (pp.54-55)参照）。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

※該当ありません

3-3. 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

1) 事実の説明（現状）

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

各学生の個々の学習状況については、何らかの問題がある場合は、「基準 3-2-⑥ (pp.33-36)」に述べたシステムや取組みのほか、入試形態別の入学後の成績を検討するなど、教務課と教員間及び各学科の教員間で、情報と意見の交換を行っている。

学習状況は、学年末に全学生の単位取得状況を教務課で確認し、本人に知らせるとともに、1、2年生については全員の保護者に、3、4年生については、本人の承諾のもとに保護者に単位取得状況を知らせている。学生の学習状況に応じて、本人と保護者を交えた話し合いをアドバイザー、ゼミ担当教員を媒介として行うこともある。

国家試験受験資格取得人数及び卒業により得られる免許・資格については、卒業判定時に教務委員会で確認し、教授会に上程している。国家試験合格者数については、就職課が把握し、教職員に伝達される。各学科では、これらの結果に基づいて、次年度に向けての

指導方策を検討している。

就職状況については、就職課にて毎年度の卒業生について把握し、各専門分野への就職状況を調査している（基準4-4(pp.49-54)参照）。その結果は、学内 LAN 電子掲示板において教職員に伝達される。

学生や卒業生の意識調査は全学的には検討を行っているが実施には至っていない。就職先の企業アンケートについても同様である。

2) 自己評価

- ・学生の学習状況については、教員及び関係部署の連携によって、情報共有を図ることができている。
- ・資格取得、就職状況も、関係部署が把握し、全教職員に情報提供されている。
- ・学生や卒業生の意識調査、就職先の企業アンケートは、検討を行っているが実施には至っていない。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・平成 22(2010)年度中に教育目的達成状況に関する学生の意識調査及び就職先の企業アンケートを実施する（企業アンケートに関しては基準4-4-3）(p.54)参照。

(2) 基準全体の評価

1) 自己評価

教育目的と教育目標を実現するために、教育課程や教育方法の改善に努めてきたところである。しかし、個々に見ていくと、授業科目の教育課程上の位置付け、年次配当、授業内容など、さらなる改善を進めなければならない。

近年の免許・資格に関する制度の急激な変化を受け、免許・資格が取得できるような教育課程の維持のために必要な労力が過大であることは、他大学と同様である。その中で、学部学科、別科、教務委員会、教務課の努力によって、資格・免許取得に偏ることなく、建学の精神や学部の教育目的、学科及び別科の教育目的、教育目標を実現するための、さらに学生の実態を踏まえた必要な授業内容をできるだけ確保しようとし、さまざまな教育方法を試みてきたことは、高い評価に値する。

学年暦、授業期間は適切に定められ、授業時間は 15 週を確保しており、さらに単位認定、卒業・修了判定等は厳正に運用している。

進級要件や履修単位の上限設定については、保健福祉学部では資格・免許取得の観点から設定しない代わりに、履修要件を定めたり、指導・支援を充実させて対応している。人文学部では、成績不振者支援の観点から履修単位の上限を廃止するといった試みを行ってきたが、平成 23(2011)年度からは履修単位の上限設定と同時に、1、2 年次の最低取得単位数を設定し、より効果的な支援方法を探っていきたい。

本学では、学生の学習状況について、必要に応じて可能な範囲で、教員及び関係部署の連携によって、情報共有を図ることができている。資格取得、就職状況も、関係部署が把握し、全教職員に情報提供されている。しかし、学生の学習状況の評価、卒業後のフォロー

ーアップ、企業や病院、施設などの意見収集などは個別に行われているにとどまっている。こうした点は、教員及び教務課、学生課、就職課等各課間における横の連携、さらに教員一人ひとりの意識の向上が必要である。

今回の認証評価受審を機に、大学評議会がイニシアティブをとり、教育課程編成や教育内容の充実方策を、全学的な視野から検討、調整できる体制を築いていくこととする。

2) 改善・向上方策（将来計画）

大学の教育課程は、国や地域社会から求められる様々な要請、学生の実態とニーズと本学の建学の精神や教育目的、教育目標との調整を踏まえて、よりよいものを目指していく。

大学評議会がイニシアティブをとり、教育課程編成や教育内容の充実方策を、全学的な視野から検討、調整できる体制を築いていく。

日々の教職員間の連絡・調整、関係部署の連絡・調整、教務委員会での連絡・調整・審議が、スムーズに進められるような全学的なバックアップのシステムを構築する。

教育課程の再編にあたっては、ガイドラインを検討する（基準5－（2）(p.64)参照）。

特に以下については、早急に検討する。

- ・人文学部では、平成 23(2011)年度から履修単位の上限定と同時に、1、2 年次の最低取得単位数を改正し、『CAMPUS LIFE』に明記する。
- ・再履修者のための時間割設定や集中講義などの設定の是非について、平成 22(2010)年度に教務委員会で審議する。
- ・発達障害など学習に困難のある学生に対する全学的な支援方策を検討する（基準4－（2）(pp.54-55)参照）。
- ・平成 22(2010)年度中に教育目的達成状況に関する学生の意識調査及び就職先の企業アンケートを実施する。

基準4. 学生

(1) 基準項目ごとの評価

4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

1) 事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学では、平成21(2009)年度の職員研修懇談会においてアドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）に関する全学的な共通理解を図った後、学科会、教授会、別科会及び大学評議会の議を経て平成22(2010)年3月にアドミッションポリシーを定めた。

平成22(2010)年度から次の方法でアドミッションポリシーの周知を図る。

- (1)本学ホームページへの掲載
- (2)学生募集要項への掲載
- (3)進学説明会
- (4)高校訪問
- (5)オープンキャンパス

入学者選抜方針は、大学入学試験会議において年度初めに検討され、決定し、学生募集要項に明確に示されている。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

入学者の選抜に関する事項は、大学入学試験会議規程及び大学入学試験会議実務細則に則り、学生募集要項、入学試験の実施、判定基準、合格者の選抜（案）等を決定する。なお、大学入学試験会議で承認された合格者の選抜（案）については、教授会又は別科会において承認を得る。

入学者を選抜するためにAO入学試験、推薦入学試験、一般入学試験、大学入試センター試験利用入学試験を実施している。

(1)AO 入学試験

本学で学びたいという強い意欲をもっている者を対象としている。受験者の明確な志望理由や入学後の成長の可能性、理解・把握能力、自己表現力、特別技能等をアドミッションポリシーに照らして総合的に評価し、選抜する。

福祉学科及び栄養学科では、予備出願（エントリーシート・自己推薦文・証明書等）で出願資格審査を行い、出願資格が認定されたら出願を受け付け、課題レポート・調査書等出願書類と個人面接試験による選抜を行う。

英語学科及び観光文化学科では、エントリーシート・自己推薦文・証明書等に基づき個人面接試験による選抜を行う。

(2)推薦入学試験

指定校・併設校推薦入試は調査書及び面接による選抜を行っている。一般公募・卒業生子女・キリスト教信者推薦入試は調査書、小論文及び面接による選抜を行っている。いずれも各学科で評定平均値又は出願資格を定め、アドミッションポリシーに照らして総合的に評価し、選抜を行う。

(3)一般入学試験

西南女学院大学

アドミッションポリシーを理解したうえで出願がなされたものとみなし、志願者の中から学力試験の結果をもって選抜する。その際には調査書も参考とする。なお、保健福祉学部は一般入学試験（後期）の選抜には面接も参考とする。

(4)大学入試センター試験利用入学試験

アドミッションポリシーを理解したうえで出願がなされたものとみなし、志願者の中から大学入試センター試験の結果をもって選抜する。その際には調査書も参考とする。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

(1)収容定員・入学定員

看護学科は収容定員 340 人、入学定員 80 人、3 年次編入学定員 1 学年 10 人、同様に福祉学科は 460 人(平成 24(2012)年度に 340 人)、80 人、10 人、栄養学科 400 人、100 人、0 人、保健福祉学部合計で 1,200 人、260 人、20 人である。英語学科は 240 人、60 人、0 人、観光文化学科は 240 人、60 人、0 人、人文学部合計で 480 人、120 人、0 人である。助産別科は 20 人、20 人である。

表 4-1-1 在籍学生数の推移

各年度 5 月 1 日現在 (単位:人)

学部	学科・コース等	平成 18 (2006)年度	平成 19 (2007)年度	平成 20 (2008)年度	平成 21 (2009)年度	平成 22 (2010)年度
保健福祉学部	看護学科在籍学生数 (%)	409 (120.3)	398 (117.1)	412 (121.2)	415 (122.1)	411 (120.9)
	福祉学科*在籍学生数 (%)	571 (98.4)	489 (84.3)	407 (70.2)	282 (64.1)	163 (54.3)
	福祉学科 福祉・心理・養護教諭コース在籍学生数 (%)	-	-	-	80 (160.0)	168 (168.0)
	福祉学科 子ども家庭福祉コース在籍学生数 (%)	-	-	-	14 (46.7)	36 (60.0)
	福祉学科 小計 (%)	-	-	-	94 (117.5)	204 (127.5)
	栄養学在籍学生数 (%)	430 (107.5)	425 (106.3)	424 (106.0)	422 (105.5)	442 (110.5)
	学部在籍学生数合計 人	1,410	1,312	1,243	1,213	1,220
	学部収容定員 人	1,320	1,320	1,320	1,260	1,200
学部収容定員充足率 %	106.8	99.4	94.2	96.3	101.7	
人文学部	人文学科**在籍学生数 (%)	297 (49.5)	189 (47.3)	86 (43.0)	4 (-)	-
	英語学科在籍学生数 (%)	65 (108.3)	123 (102.5)	177 (98.3)	228 (95.0)	231 (96.3)
	観光文化学科在籍学生数 (%)	84 (140.0)	154 (128.3)	215 (119.4)	284 (118.3)	294 (122.5)
	学部在籍学生数合計 人	446	466	478	516	525
	学部収容定員 人	720	640	560	480	480
学部収容定員充足率 %	61.9	72.8	85.4	107.5	109.4	
助産別科	別科在籍学生数合計 人	-	-	20	20	20
	別科収容定員 人	-	-	20	20	20
	別科収容定員充足率 %	-	-	100.0	100.0	100.0

* 福祉学科は平成 21(2009)年度から 2 コース制とし、入学定員を 80 人（福祉・心理・養護教諭コース 50 人、子ども家庭福祉コース 30 人）とした。

** 人文学科は平成 17(2005)年度までで募集停止し、平成 18(2006)年度から 2 学科制をとり、各々 60 人の入学定員とした。

※ () 内の数字は収容定員に対する割合である。

(2)在籍学生数

「表 4-1-1」に在籍学生数の推移を示した。平成 22(2010)年度の各学部と助産別科収容人数に対する定員充足率は 100.0%から 109.4%である。栄養学科では平成 22(2010)

年度に入学定員の 110%を超えた入学者となったため、教育の質を維持するための対策を講じている（「(4)栄養学科の定員超過対策」参照）。

(3)各授業の学生数

「表 4-1-2」に学科・別科別、受講者数別の「総合人間科学」と専門科目の数を示した。「総合人間科学」は、学科合同で開講する場合があるため「表 4-1-2」の受講者数よりクラス規模が大きくなる場合があるが、150 人を超えることはない。

各学科の専門科目の必修科目及び選択科目のうち主要な資格等に関するものは、各年度の入学数に依存するため、学部によって 100 人前後、60 人前後、20 人が基本になる。各学科の独自性については次のとおりである。

<看護学科>

100 人前後で実施されているものが多い。科目によって複数の教員を配置し、教員 1 人当たり学生数を 10 人以内として、教育効果を上げられるよう配慮している。

<福祉学科>

30 人から 90 人前後で実施されているものがほとんどである。演習・実習科目は複数の教員が担当し、さらに小グループに分けている。教育効果を高める観点から、教員 1 人当たりの学生数を設定する科目もある。

<栄養学科>

厚生労働省管理栄養士養成課程の設置基準に基づき、管理栄養士必修科目については、管理栄養士養成施設指定時の授業クラス人数（50 人）に従い、1 学年（収容定員 100 人）を 2 クラスに分けて、実施されている。

<英語学科>

49 人以下で実施されているものが多い。

<観光文化学科>

40 人未満で実施されているものが多い。

<助産別科>

入学定員の 20 人で実施されている。

表 4-1-2 学科別受講者数別の授業科目数 平成 22(2010)年度前期 5 月 1 日現在（単位：科目）

分類	受講者数	保健福祉学部			人文学部		助産別科
		看護学科	福祉学科	栄養学科	英語学科	観光文化学科	
総合人間科学	49 人以下	20(54.1)	24(63.2)	19(52.8)	32(78.0)	35(81.4)	-
	50 人から 99 人	8(21.6)	13(34.2)	2(5.6)	9(22.0)	8(18.6)	-
	100 人から 149 人	9(24.3)	1(2.6)	15(41.7)	0(0.0)	0(0.0)	-
	計	37(100.0)	38(100.0)	36(100.0)	41(100.0)	43(100.0)	-
専門教育科目	49 人以下	19(31.7)	61(64.2)	39(38.6)	70(76.1)	66(64.7)	18(100.0)
	50 人から 99 人	17(28.3)	32(33.7)	28(27.7)	22(23.9)	36(35.3)	0(0.0)
	100 人から 149 人	24(40.0)	2(2.1)	34(33.7)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
	計	60(100.0)	95(100.0)	101(100.0)	92(100.0)	102(100.0)	18(100.0)

(4)栄養学科の定員超過対策

平成 22(2010)年度は、入学者が定員の 110%を超えたが、九州厚生局の指導に基づき、

当面次のように実施し、次年度以降も適宜対応していくことを確認した。

表 4-1-3 栄養学科の定員超過対策

①各実験・実習に共通する対策
<ul style="list-style-type: none"> ・実験・実習を補助している栄養学科教育支援職員 4 人に加えて、配置されている短期雇用職員（教育支援職員相当）を 2 人（平成 22(2010)年 5 月 1 日現在）から 4 人に増員した(平成 22(2010)年 5 月 10 日現在)。 ・実習室の収容能力に限られる調理・給食管理の実習については、2 クラスに分けて実施する。 ・超過人員に対して、実験室・実習室に実験台・実習机・椅子を追加する。 ・超過人員に対して、器械・器具の不足が考えられる科目については、器械・器具を追加配備する。
②個別的対策
<ul style="list-style-type: none"> ・「基礎調理学実習」及び「給食経営管理実習Ⅰ・Ⅱ」：現在の調理実習室及び給食管理実習室は、収容能力が不足するため、1 クラスを 2 つに分け、2 つの実習室で同時併行で実施する必要がある。そのために、現在の担当教員に加えて、非常勤講師 1 人を配置し、教員 2 人の体制で実習を行う。 ・「解剖生理学実験」：小型尿化学分析装置 1 台、肺活量計 1 台、自動血圧計 2 台を追加する。 ・「食品学実験」：光電比色計、pH メーター、脂肪抽出器、分液ロートスタンド、各 2 台を追加する。 ・「微生物学実験」：顕微鏡 4 台を追加する。

2) 自己評価

- ・学部学科及び別科のアドミッションポリシーは明確に定められ、適切に運用されている。AO 入試については、入学者の学力差が著しく、平成 23(2011)年度入試より出願基準に評定平均値を導入した。これについては効果を検証する必要がある。
- ・入学者数、在籍者数については概ね適正を維持してきたが、平成 22(2010)年度入試においては、歩留まり率が予想より高く保健福祉学部の入学者数が定員の 1.32 倍となった。北九州市及び近隣の入学者が例年になく増加しており【報告書データ編：表 4-2】、歩留まり率が高くなった要因として、近年の経済情勢を挙げることができる。
- ・授業を行う学生数はそれぞれの科目に応じて適切な規模が保たれている。栄養学科の定員超過についても、適切な対応を行っている。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・平成 23(2011)年度 AO 入試については、出願基準に評定平均値を定めたが、その効果の検証を含め、今後も検討を進める。
- ・社会の経済情勢をも考慮した入学者判定を行い、適正な入学者数とする。

4-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

1) 事実の説明（現状）

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

学生の学習活動を支援するために、学習支援体制が次のように整備されている。学習不振や進路変更等に、可能な限りていねいに対応している。教員の相談記録を残すようにしている学科もある。

学生の学習支援体制の基本は、アドバイザーとゼミ担当教員による相談支援である。

オフィスアワーは、昨年度まで福祉学科、英語学科、観光文化学科で実施されていたが、平成 22(2010)年度より全学で実施している。学生の履修科目が多くオフィスアワーを活かせない場合があり、教員のメールアドレスを公開するなど、コンタクトの機会を増やすよう努力している。

教務課においても、学習に関する様々な相談に応じている。

新入生と教員とのコミュニケーションを円滑にし、学ぶ姿勢を形成することを目的として、各学科において新入生交流会あるいはフレッシュキャンプが行われている。

学生の授業時間以外や課外活動での自主的な学習活動を支援する目的として、マルチメディア語学教育演習室や情報処理演習室を学生の利用に供している。また、附属図書館は 20 時まで利用可能であり、文献検索等のガイダンスを実施している（平成 21(2009)年度延べ 53 回、321 人参加）。

学部教育を補完できるような講座やスキルの獲得、資格を取得するための多種・多様な講座を正規の授業時間外に開講している。平成 21(2009)年度の訪問介護員養成研修講座には 43 人の学生が受講し、34 人が修了、資格を取得した。同様に医療事務講座には 49 人が受講し、医科 2 級医療事務能力認定試験及び 2 級医療秘書実務能力認定試験に延べ 17 人が合格している。

なお、入学後に事情により進路変更を希望する学生に対しては、選択肢の 1 つとして転学部・転学科の制度を設けている。年 2 回、転学部・転学科の要項を掲示し、学生へ周知している。

障害のある学生の学習支援については、該当する入学生がいる場合、当該学科のクラスメイトによるノートテイク等の対応を行ってきた。発達障害（疑いを含む）のある学生に対しては、可能な範囲でアセスメントと支援計画を立案しているが、個々の教員の力量に負うところが大きい。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

※該当ありません

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

教職員は、学習支援における学生とのコミュニケーションが重要であること、学生とのコミュニケーションの機会として授業、指導、相談等の時間が重要であることを認識している。個々の授業ではリアクションペーパーの活用など、様々な工夫が行われてきた。

学期末ごとに授業評価を実施しているが、平成 21(2009)年度後期から専任教員の授業評価に対する授業改善計画を作成することとし、平成 22(2010)年 6 月に教職員と学生に公開した。

「意見箱」を設置し、授業内容、教育上の不備などが指摘された場合には、適切な対応を取るようにしている。

教務課は、学生の履修方法を主とした学習相談を受ける場合があるが、必要に応じて教

務部長、各学科長、担当教員に報告するなど適切に対応している。

2) 自己評価

- ・全学的にアドバイザー制度を導入しており、学習支援に成果をあげている。
- ・全学的なオフィスアワーが実施されているが、学習面の実質的な相談を促すためには、様々な工夫が必要である。
- ・学習支援に対する学生からの意見を汲み上げる全学的な仕組みとしては、アドバイザー、ゼミ担当教員、教務課窓口、その他の機会が提供されている。
- ・意見箱は利用が少なく、利用者を増やすための工夫が求められる。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・平成 22(2010)年 4 月に行った「学生生活に関する実態調査」の結果から、学生支援の方策を検討する。

4-3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

1) 事実の説明（現状）

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

学生サービス、厚生補導のための主な組織として、学生委員会と学生部に学生課（保健室・学生相談室を含む）を置き、学生生活の支援を行っている。また、学生課が事務を取り扱っている委員会として大学宗教委員会、大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会、国際交流委員会、学生個人情報保護委員会があり、質の高い学生サービスができるように配慮しており、適切に機能している。

(1)学生委員会

学生委員会は学生部長を委員長として、学生課長、各学科から選出された委員（併設短期大学を含む）の計 9 人で構成され、学生の生活指導、学生の課外活動、奨学生、授業料の減免、学生の厚生施設、学生の保健管理、学生相談室、その他厚生補導に関する事項について定期的に審議、報告を行い、学生指導に関する共通理解や実践、さらには学生支援の充実を図っている。

(2)学生課

学生サービスの業務を遂行する学生課は職員 6 人（併設短期大学の職員を含む。また、保健室専任看護師 1 人を含む）で構成されており、学生相談室には臨床心理士の非常勤カウンセラー 2 人が勤務している。学生サービス及び厚生補導のための組織の業務内容は次のとおりである。

①学生の生活指導に関すること、②学生の課外活動に関すること、③学生証に関すること、④奨学金に関すること、⑤授業料の減免に関すること、⑥学生のアルバイトに関すること、⑦旅客運賃割引証に関すること、⑧キャンパス・ハラスメントの防止・対策に関すること、⑨学生の厚生施設に関すること、⑩学生の保健管理に関すること、⑪外国人留学生の支援に関すること、⑫チャペルアワー及び宗教行事の管理・運営の支援に関すること、⑬マンション・アパートの紹介に関すること（民間の優良なマンションの中で、本学の学

生のみが入居でき、誠実な管理運営ができる管理人が置かれている物件を「指定マンション」に指定している。現在は4物件を指定しており、状況把握については大学側と管理人との懇話会を行い、意思疎通を図り、学生の生活態度や防犯対策等の情報交換を行っている。

学生の相談については、プライバシー保護の観点から学生課内に相談ブースを設け、学生が相談しやすい環境をつくっている。

(3)保健室 (『CAMPUS LIFE 2010』(平成22年度版)pp.250-251)

①定期健康診断に関すること、②ケガや病気の時の応急処置、③心身の健康に関する相談、④教育研究活動中の事故に対する補償に関すること。

(4)学生相談室 (『CAMPUS LIFE 2010』(平成22年度版)p.249)

2人のカウンセラー(臨床心理士)が、火曜日と木曜日(いずれも12時から18時)に、交替で学生の学生生活上の相談に応じている。学生相談室は保健室と密に連携している。

(5)大学宗教委員会

宗教主事、各学科から選出された委員の計7人で構成し、学生の宗教指導に関する事項等について審議している。

(6)大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会

学生部長、学生課長及び各学科から選出された委員の計8人で構成し、キャンパス・ハラスメントの防止・対策等について審議している(基準4-3-④(pp.47-48)、基準11-1-②(p.97)参照)。

(7)国際交流委員会

学生部長、学生課長及び各学科から選出された委員の計8人で構成し、年に約4回の委員会を開催し、学生の海外留学・海外研修に関する事項や海外の大学等との国際交流協定に関する事項等について審議している。

(8)学生個人情報保護委員会

学生部長、事務部長、学生課長及び各学科から選出された委員の計10人で構成し、学生の個人情報保護の基本的施策や適正管理に関する事項等について審議している。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

学生に対する経済的な支援としては、「奨学金制度」、「アルバイト紹介」、「学費の延納・分納制度」などがある。

(1)奨学金制度

奨学金の種類、給付・貸与状況は、自己評価報告書・データ編「表4-10」のとおりである。本学の奨学金制度は、学院奨学金と学外奨学金(日本学生支援機構奨学金、地方自治体の奨学金、民間育英団体奨学金等)に大別される。各奨学金の詳細は、毎年4月初めの説明会開催の他に『CAMPUS LIFE』や学内掲示板、ホームページに掲載し、広く情報提供して、奨学生を募集している。また、採用者の選考では、各奨学金の趣旨を踏まえ、経済的事情やGPA(Grade Point Average)等による学業成績を総合的に判断して決定している。

平成21(2009)年度奨学生の比率は学生総数の59.4%を占めている。学科別では看護66.0%、福祉55.9%、栄養56.6%、英語59.3%、観光文化58.5%となっている。中でも

日本学生支援機構の奨学生は奨学生全体の91.4%と、非常に高くなっている。

(2)外国人留学生に対する学費免除・減免等

姉妹校と協定校からの交換留学生については、学費免除と住居の提供を行っている。また、私費外国人留学生については私費外国人留学生授業料減免規程により、入学後に年間授業料の50%減免を申請できる。

(3)学費の延納・分納制度

特別の事情により学費を期日までに納入できない場合は、納期日までに会計課に願い書を提出することにより、決裁の後、納付期限の延長又は分納を認めている。さらに、納付期限切れによる除籍者から定められた期日までに学費の納入があれば、復籍を認めている。なお、督促時には奨学金制度情報を同封して負担軽減への配慮をしている。

(4)アルバイト紹介

アルバイトの求人受付については、求人先の担当者に来学してもらい、職種や時間等の内容を確認したうえで、学業に支障を来さない、学生に相応しいアルバイトの求人情報を学生課掲示板に掲示している。平成21(2009)年度の求人件数は、33件であった。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

学生の課外活動は、自主性、協調性や指導力、責任感等を培う最適な場であるとともに、大学生活を有意義に過ごすために大切な時間であると考え、積極的に支援を行っている。

(1)学友会各サークル活動支援

学友会は「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部学友会」と称し、各サークルの活動を通じて、健全な自治会活動の達成を期し、学生・教職員相互の親睦を図っている。平成21(2009)年度は、学友会所属のサークルは体育系・文化系・音楽系等45団体あり、加入者総数は621人であった。学生総数に占める加入率は、大学全体では36.1%となっている。低加入率の要因としては、授業時間数(一学期15回)の完全確保により、課外活動参加の時間をとりにくいことが考えられる。各サークルに対して部室・グラウンド等の使用を認める施設・設備面での支援のほか、部費の一部補助及び遠征費の資金援助等の経済的支援、顧問教職員の指導・支援等によりサークル活動の活性化を図っている。さらには、新入生オリエンテーション時にサークル紹介の時間を設け、新入部員の勧誘を側面から支援している。

(2)大学祭活動支援

大学祭は、毎年10月の第3土・日曜日に開催し、地域住民や本学を志望する受験者・保護者などに本学への理解を深めてもらう絶好の機会となっている。この行事は、大学祭実行委員会を中心に、学生が自主的に運営している。準備段階での事務手続きや作業、地域住民・警察署・保健所等への挨拶や事務処理は、大学祭実行委員と共に学生部長、学生課長及び学生課職員が協同して行っている。また、本学は女子大学なので、教職員が大学祭前日の設営準備から当日の警備、2日目の後片付け等に人的支援の協力を行っている。

(3)ボランティア活動支援

ボランティア活動については、学生課掲示板に情報を掲示している。また、福祉学科ではボランティア相談室を設け、ボランティア情報の提供や助言を行っている。

(4)キリスト教センター

キリスト教センターは、キリスト教教育の一環としてキリスト教サークルの育成・指導（ハンドベルクワイヤーなど）、学生の自主的な企画の育成・指導などを行うほか、学生のキリスト教活動の支援として教会の紹介などを行っている。

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

(1)全学的な連携

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等において、アドバイザー、ゼミの指導教員、学生課職員、キリスト教センター職員等、学生と日常的に接する教職員の果たす役割がたいへん大きい。アドバイザーは、学生が入学後からゼミ（『専門研究』など）に配属されるまで学生を受け持つ専任教員であり、学業のみならず、環境の変化による不安、学生生活における戸惑いや将来の進路などについて助言している。

さらに、保健室、学生相談室が専門的な相談支援を展開しており、教職員との協同関係を築く努力をしている。年1回ではあるが、各学部教授会と学生相談室カウンセラーとの懇談会を保健室看護師が同席して開催し、心的支援の現状について相互理解と連携を図っている。

また、保健福祉学部3学科には、医師、看護師、福祉・心理関係専門の教員がおり、必要に応じて教職員、保健室、学生相談室をバックアップしている。

(2)保健室

毎年4月初旬のオリエンテーション時に全学生を対象に定期健康診断を実施し、病気の予防や早期発見に努めている。保健室は8時45分から16時50分まで開室し、ケガや病気の応急処置や病院の紹介等を行い、心身両面の健康相談に応じている。体調の急変については、医師免許及び看護師免許を有する教員の協力が得られる連絡体制を敷いている。また、保健室の顧問的立場として精神医学分野の教員の協力を得て、看護師とカンファレンスを行い、心身両面の支援体制ができている。平成21(2009)年度保健室利用状況は786件であった。

学内は禁煙としており、喫煙による健康被害についてのPRや禁煙ポスターの掲示の他に、学生課職員が学内と大学周辺を地道に巡回・指導している。また、学生への禁煙支援を保健室にて行っている。教職員にも、禁煙への理解と協力を求めている。

(3)学生相談室

相談は、プライバシー保護のために専用室を設け、毎週火曜日と木曜日の12時から18時までに行い、学業に関すること、自分の性格や生き方、対人関係や生活の問題等の多様な悩みに応じている。平成21(2009)年度の大学生の相談件数は73件であった。なお、相談過程で専門医の診察が必要と思われるケースは、保健室と連携して医療機関を紹介し、電話予約、紹介状の持参ができるように配慮している。また、必要に応じて保護者と連絡を取り、アドバイザーやゼミ担当教員と緊密に連携しながら総合的ケアを行っている。

学生相談室の存在をアピールするために、新入生オリエンテーション時には、「学生相談室紹介のリーフレット」を配付し、カウンセラーがその内容を説明している。また、隔月で「学生相談室便り」を発行、掲示し、学生相談室の働きを紹介している。

(4)留学生の生活相談等

外国人留学生への生活相談等は、主に留学生を受け入れている英語学科と観光文化学科

の教職員が意識的に声かけを行い、コミュニケーション・チャンネルを設けて心的支援を行っている。また、学生課に国際交流担当者を置き、留学生受け入れ学科の教職員と連携して生活支援を行っている。さらに、留学生同士の交流会や日本人学生と留学生との交流を図るために国際交流会を開催し、いずれの交流会にも教職員が参加している。

(5) キャンパス・ハラスメントに対する取組み

本学では、キャンパス・ハラスメントを防止し、学生及び教職員が個人として尊重され、快適な学習、教育、研究及び就労環境の確保を図ることを目的として、「大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程」を制定している。この取組みを分かりやすく記載した「STOP！キャンパス・ハラスメント」のリーフレットを学生・教職員に配付して意識を高めている。なお、キャンパス・ハラスメントの防止及び問題解決等を適切に実施するため、大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会と各学科にキャンパス・ハラスメント相談員を置き、名簿を公開して相談環境を整え、問題解決及び被害者の救済が円滑に行える体制をとっている。なお、毎年1回相談員講習会を行っている。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

本学では「意見箱」の設置と「学生生活に関する実態調査」で学生の意見を汲み上げている。

- ・意見箱は学生課・就職課・教務課が配置されるフロアに設置し、毎日チェックをしている。学生からの要望や意見は学生サービス全般に反映できるように、学生・就職・教務それぞれの委員会で検討することとしている。
- ・学生生活向上のための基礎資料収集を目的に、4年生を対象に無記名方式で「学生生活に関する実態調査」を実施している。調査内容は、授業に関すること、施設・設備の利用に関すること、学生生活全般に関することなどである。集計結果は学内 LAN 電子掲示板に公開し、集計に基づく課題は、学生委員会等で検討し、学生生活環境の改善に役立てている。
- ・その他の意見等の汲み上げとしては、年2回の学友会定例総会（学生の自治活動の場）での学生の要望や意見、また、アドバイザーやゼミ担当の教員等に伝えられた学生の個別意見も、学生委員会等で検討し、学生生活の点検・改善に繋げている。

平成21(2009)年度は、2号館大学生協売店に温かい食べ物をとの学生の要望を取り入れ、学友会とも意見交換しながら学生委員会の協議を経て、焼きたてパンの販売を開始した。利用者が多く、好評である。

2) 自己評価

- ・大学と併設短期大学あわせて2,100人の学生に対して、少数の学生課職員で対応しているが、課長のリーダーシップとチームワークで学生生活の支援業務を滞りなく遂行している。
- ・経済的支援については、本学院独自の奨学金をはじめ、各種奨学金制度をていねいに紹介し説明を行っている。特に、経済的理由による学費未納での除籍者が増加しており、学費の延納・分納制度利用の周知徹底など、該当学生について早い段階でのアド

バイザーとの連携が重要になっている。

- ・ 課外活動支援では、オリエンテーションに学友会主催の「サークル紹介」の時間の組み込みがサークル加入の動機付けや自治活動活性化の一助となっている。一方、学友会の中核を担う学友会総務役員候補者の減少が懸念されている。
- ・ 健康相談、心的支援については、アドバイザーとゼミ担当教員の献身的な努力と保健室や学生相談室における個別の相談支援が行われてきた。利用度の高い保健室においては、体調に関することから生活面の相談まで対応し、学生から支持を得ている。教員と保健室職員、学生相談室カウンセラーの懇談会も開かれているが、日常的な連携は個々に任せられている。心身の健康と学習上の困難は、ケースによって並行して抱えていたり、悪循環を形成していたりすることもあるため、適切なアセスメントに基づく相談支援のコーディネートを進め方の検討を継続する必要がある。
- ・ 学生の意見汲み上げは学生課等に寄せられた要望・意見を学生・就職・教務の各課で取りまとめ、重要課題については学生・就職・教務それぞれの委員会で検討し、対応できるようにしている。なお、意見の内容によっては、分掌事務に従って他課等へ意見の内容を伝達し、委員会等での対応を求める場合もある。

3) 改善・向上方策（将来計画）

学生課を中心に教職員の協同による取組みをさらに発展させるため、次のことに取り組む。

- ・ 学院奨学金の在り方を法人本部と検討する。
- ・ 学友会の中核を担う学友会総務役員候補者の減少が懸念されている。今までは学友会総務の入部を学生の自主性に任せていたが、活動を高めるために、役員確保への大学関与について学生委員会で検討し、自主性を損なわず今後もサークル活動充実のために学生委員会をはじめとする教職員の協力を仰いでいく。
- ・ 学生相談室の機能強化を図るためにカウンセラーと教職員との連携・協働関係の強化、可能な範囲での情報の共有を、さらに進める。発達障害等のある学生の支援については、全学的な支援体制を構築する。
- ・ 学生の要望・意見などの汲み上げ体制は整い、大きな問題は学生委員会等において検討し、解決しているが、「学生生活に関する実態調査」実施の年間行事への組み込みなど今後も種々の学生サービスを充実させていく。

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

1) 事実の説明（現状）

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

(1) 就職課を中心とした就職・進学支援

就職・進学支援の組織は、学生部に就職課を置き、就職委員会及び各学科がそれぞれの特性を生かして情報交換しながら学生一人ひとりを大切にしたきめ細やかな指導・支援体制を取っている。進学については主にゼミ担当教員及び専門分野の教員が相談に応じ、大学院進学等の資料は就職課で情報提供できるようにしている。また、卒業時の就職未決定者やミスマッチによる卒後の早期退職、転職希望者についても相談・助言を行っている。

なお、本学では保護者懇談会を学科単位で開催しており、就職・進学の説明や相談に応じる体制をとっており、就職課も協力している。

(2)就職委員会

就職委員会は、学生部長を委員長として、各学科（併設短期大学を含む）から選出された委員と就職課長の合計 9 人で構成され、学生の就職・進路に関すること及び学生への就職支援・指導に関すること等の協議、進路決定状況の把握及び分析、学部学科を越えた就職問題に関する相互理解を図っている。委員会は年 4 回開催している。

(3)就職課

就職課の職員は 4 人（併設短期大学の職員 1 人を含む）である。業務は、求人受付、求人開拓及び学生への求人情報の伝達、就職支援プログラムの企画・実施、個別の相談・助言・指導等、就職関連業務全般を遂行している。個別相談・指導では、職員全員が全学科に対応している。

エントリーシート・履歴書添削、模擬面接等は、年間をとおして実施している。求人関係資料は、企業・業種・地域別にファイルし、随時最新情報に更新している。

(4)就職課室内の配慮（図 4-4-1 (p.51)参照）

利用時間は 9 時から 18 時とし、職員の昼休み休憩等は交替勤務で対応している。学生との面談の状況や特別な事情等に応じて時間を延長することも多く、可能な限り学生のニーズに応える努力をしている。

就職課室内は、学生が相談や資料閲覧などで利用するスペースでもある。そのため、学生が気軽に入室でき、居心地が良く、利用しやすい場所であるよう努めている。

入口は扉を開放して入室しやすくし、室内は軽音楽を流して、リラックスできるようにしている。簡易仕切りで個別面接ブースを設定して、個別相談を受け付けるが、軽音楽が流れていることで相談内容が他者に伝わりにくいという効果も得られる。

求人関係資料は、企業・業種・地域別にファイルし、随時最新情報に更新している。また、室内にはパソコン 4 台とプリンターを設置し、インターネット検索を可能としている。

就職関連のポスター、就職支援行事の案内、求人票コピーを就職課外の通路に掲示し、学生への周知を行っている。

(5)就職支援プログラム

就職ガイダンスは、1 年次と 2 年次は各 1 回、3 年次 4 回、4 年次 1 回の計 6 回実施している。2 年次は就職意識向上を目的とした職業適応検査を全学科対象に実施し、検査結果説明時に就職セミナーを行い、就職に向けての心構えを促している。3 年次は 4 月に「就職ガイドブック」を配付し、8 月から就職支援プログラムを本格的に始動させる。8 月の自己分析・エントリーシート、筆記試験の各対策セミナーをスタートに、就職情報サイト利用法、マナー・身だしなみセミナー、業界セミナー、面接対策セミナー等を 3 年次の 3 月頃まで適時複数回実施している。看護学科は実習時期を考慮の上、4 年次の 4 月から 7 月に就職支援プログラムを集中的に実施している。

平成 21(2009)年度「大学教育・学生支援推進事業」（学生支援推進プログラム）の申請を行い、本学の取組みが選定された。前述の各種就職対策セミナー及び新規プログラムである「マナー・プロトコール検定講座」の開講が補助事業として採択され、就職支援プログラムの構築を行った。

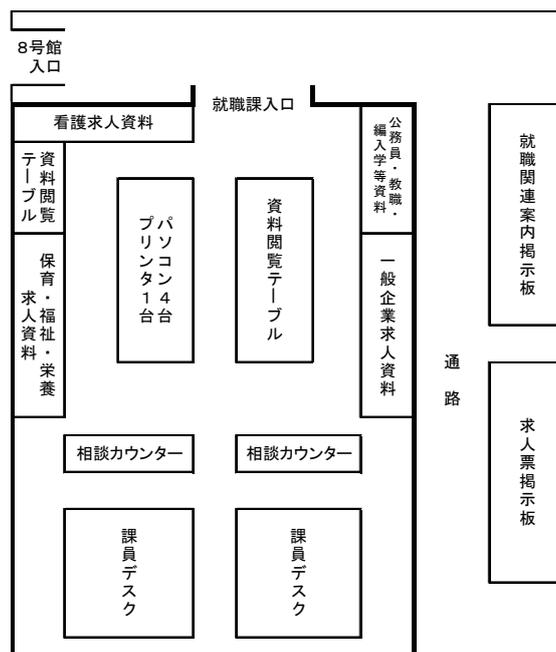


図 4 - 4 - 1 就職課の配置図

(6) 大学院等の進学に対する相談・助言体制

本学では、主にゼミ担当教員等が個別に行っている。大学院等の進学関係資料は就職課に備えており、常時閲覧可能である。また、海外留学等状況に応じて、就職課、学生課（国際交流委員会）、教員がそれぞれ連携をとりながら学生への相談、助言を行っている。

表 4 - 4 - 1 過去 3 年の大学院等（留学、助産別科等含む）への進学状況

翌年度の 5 月 1 日現在 （単位：人）

学科	平成 19(2007)年度	平成 20(2008)年度	平成 21(2009)年度
看護学科	本学助産別科 3	大学院 1 本学助産別科 2 助産学科 1	本学助産別科 1
福祉学科	大学院 1	0	0
栄養学科	0	大学院 1	0
人文学科	0	大学院 2 留学 2	—
英語学科	—	—	留学 2
観光文化学科	—	—	0

4 - 4 - ② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

学科主導のものとしては、各学科が設けているアドバイザーとゼミ指導教員の相談支援の果たす役割が大きい。さらに次のような取組みを挙げることができる。

看護学科では「対人関係論」（1 年通年必修 1 単位）で、個人の社会関係を学び、コミュニケーションスキルを高めている。また「基礎看護活動論実習」（1 年後期・2 年後期 3 単位）において、看護の場の見学や体験から看護への興味・関心を深め、3 年・4 年の「療養支援看護活動論実習」（病院実習、3 から 4 年前期、必修 9 単位）、「広域看護活動論実習」

(保健所等実習、3年後期、4年前期、必修6単位)に繋げている。

福祉学科では、2年後期に社会福祉士関係の実習につながる学びを高齢、障害、子ども家庭などから選択することになるため、早期からの福祉サービスイメージ形成への支援を重視している。具体的には、「社会福祉概説」(1年通年必修4単位)で福祉サービスのイメージを形成し、「基礎実習」(1年通年選択2単位)で福祉サービスの実践現場でヒューマンサービスについて体験的に学ぶ。その後、「相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」(2年から3年、社会福祉士必修)、「相談援助実習」(3年から4年、社会福祉士必修、4単位)など、資格別の演習、実習科目につなげている。

栄養学科では「臨床栄養活動論」(3年後期選択1単位)「地域栄養活動論」(3年後期選択2単位)で、臨床や地域保健の場で働く管理栄養士を外部講師として招き、どのように専門性が活用されているか理解を促す。また、「臨地実習Ⅰ」(3年後期選択1単位)で小学校、事業所、福祉施設等での実習を行い、「臨地実習Ⅱ」(3年後期選択2単位)で病院実習、「臨地実習Ⅲ」(3年後期選択1単位)で保健所や市町村保健センター等の実習をとおして、管理栄養士(栄養士)としてのキャリア形成を行う。

英語学科では、「職業選択と能力開発」(3・4年前期選択2単位)を平成20(2008)年度より開講している。到達目標は、数多くある働く方法や職種(職業)の中から職業選択をする前に、「どのような人生を生きたいのか」を明確にし、働くことの意味や労働概念の歴史の変遷を学ぶ。また、職業能力開発のためのグループワークによる模擬体験も行う。

観光文化学科では、「インターンシップ」(3・4年前期選択2単位)を平成20(2008)年度から開講している。到達目標として、企業等での勤務経験をとおして企業の社会的役割、社会の成り立ち、働くことの意味、働くことに伴う(法的)責任、チームワークの重要性などを理解し、職業意識を醸成していくことを掲げている。

就職課主体で行うインターンシップは、夏期・春期の休暇中に福岡県インターンシップ推進協議会、山口県、大分県、熊本県等の各経営者協会の協力を得て、3年生を中心に行っている。

「表4-4-2(p.53)」に示すように「インターンシップ」開講後のインターンシップ参加は大幅に増えている。

なお、平成21(2009)年度の就職課による就職・資格支援講座は次のとおり開講した。

- ・公務員試験対策講座 (9月～1月16人)
- ・エアライン・ホテル講座 (12月～3月5人)
- ・医療事務検定対策講座 (3月～6月40人 9月～12月9人)
- ・秘書技能検定試験対策講座 (5月～6月54人 10月～11月12人)
- ・マナー・プロトコール講座 (10月～12月17人)
- ・筆記試験対策講座 (8月、11月、3月87人)
- ・面接試験対策講座 (12月、3月31人)

表4-4-2 過去3年のインターンシップ参加状況

(単位：人)

年 度 学 年	平成 19(2007)年度			平成 20(2008)年度			平成 21(2009)年度			合 計		
	2年	3年	計	2年	3年	計	2年	3年	計	2年	3年	計
看護学科	0	13	13	0	1	1	0	0	0	0	14	14
福祉学科	1	0	1	0	2	2	0	0	0	1	2	3
栄養学科	0	3	3	0	3	3	0	2	2	0	8	8
人文学科	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	4	4
英語学科	1	0	1	0	1	1	1	11	12	2	12	14
観光文化学科	3	0	3	0	46*	46*	0	61*	61*	3	110*	113*
合 計	5	20	25	0	53	53	1	74	75	6	150	156

* 観光文化学科「インターンシップ」履修者。

2) 自己評価

就職・進学への支援体制は就職課を中心として構築され、適切に運用されている。

- ・就職委員会では、学科横断的に一般企業、医療施設、社会福祉施設、幼稚園等の就職環境に関する情報共有し、学生への支援に関する審議を行っている。
- ・学内 LAN 電子掲示板を媒体として教職員への情報提供に努めている。
- ・学生の就職につながる支援として、就職課における個別の相談・指導に重点を置いた就職支援及び就職支援プログラムが重要な役割を果たしている。

キャリア教育は、次のような各学科と就職課の取組みがあるが、1年次からの系統性のある内容へと発展させる必要がある。

- ・インターンシップを経験した学生のほとんどが「体験して良かった」と述べており、その後の就職活動へのモチベーションを高めている。
- ・就職・資格支援講座は、講義内容はもちろんのこと受講料も学生のニーズにあったものにするを目標として、業者、講師と交渉し実施している。
- ・学生の支援・指導に関しては、状況に応じて就職課と教員が連携を取りながら行うことで、その結果進路決定に結びつくことも多い。

表4-4-3 過去3年の学科別進路状況

平成 22(2010)年 5月 1日現在 (単位：人)

学科/内訳	年度	卒業者	a 就職希望者	b 就職者	就職 未定者	b/a 就職率	進学・ 留学生	その他	不明・ 無業者
看護	19	89	76	76	0	100.0	3	1	9
	20	94	86	84	2	97.7	4	1	3
	21	100	93	93	0	100.0	1	0	6
福祉	19	156	139	127	12	91.4	1	6	10
	20	129	119	110	9	92.4	0	2	8
	21	114	90	87	3	96.7	0	9	15
栄養	19	102	99	95	4	96.0	0	1	2
	20	96	88	75	13	85.2	1	4	3
	21	99	83	72	11	86.7	0	1	15
人文	19	97	87	82	5	94.3	0	2	8
	20	78	68	59	9	86.8	4	2	4
英語	21	51	39	33	6	84.6	2	3	7
観光文化	21	69	63	58	5	92.1	0	1	5

表4-4-4 過去3年の保健福祉学部における看護・福祉・栄養各専門職就職状況
各年度とも翌年度の5月1日現在 (単位:人)

【看護学科】

年度	就職者	看護師	保健師	看護教諭	養護教諭	専門職割合
19	76	75	0	0	0	98.7
20	84	81	0	0	3	100.0
21	93	91	1	0	0	98.9

【福祉学科】

年度	就職者	生活相談員	児童指導員	生活指導員	MSW 注1)	PSW 注2)	介護職	養護教諭	保育士	専門職割合
19	127	3	1	6	7	7	27	9	4	50.4
20	110	8	3	16	3	6	19	5	1	55.5
21	87	6	2	10	8	5	15	9	4	67.8

注1) Medical Social Worker(医療ソーシャルワーカー) 注2) Psychiatric Social Worker(精神保健福祉士)

【栄養学科】

年度	就職者	管理栄養士	栄養士	研究開発品質管理	専門職割合
19	95	28	25	5	61.1
20	75	43	15	1	78.7
21	72	25	28	2	76.4

3) 改善・向上方策(将来計画)

- 就職・進学支援をより強化していくために、教職員の協働を進め、次のことに取り組む。
- ・学生の就職及び既卒者の早期離職等の問題に対する教職員の理解と協力を求めるため、就職委員会から教授会への報告や問題提起を意識的に行う。
 - ・進路の多様化に合わせ、就職支援プログラムの見直しを継続する。平成22(2010)年度では、懸案であった既卒者の就職状況に関する企業評価アンケート調査を実施する。
 - ・在学生による卒業生の就職先訪問、卒業生による就職対策セミナーでの講話、卒業生と在学生との就職情報交換会など、卒業生、在学生の繋がりを大切にした新たな就職支援方法を構築する。
 - ・平成21(2009)年度「大学教育・学生支援推進事業」で設置した就職支援用情報システムを本格稼働し、就職情報システムを利用した求人情報の公開や電子メールによる就職情報の周知等、迅速かつ効果的な就職支援に活用していく。

各学科のキャリア教育を系統的に推進するために、大学評議会のイニシアティブのもとに検討を開始する。

(2) 基準全体の評価

1) 自己評価

入学から卒業後までの学生の指導と支援に関する諸課題に対して、常に学生を中心に据え、全学的な共通理解と意識向上を図るよう努力してきた。

- ・各学部・各学科がそれぞれの独自性をもって検討を重ねたアドミッションポリシーを定めることができた。今後はそれぞれの方針に沿って的確な入学者の選抜を行う。
- ・学習支援は、アドバイザー制度により一定の成果をあげている。また、進路不適合者

には、転学部・転学科制度により解決を図れるようにしている。

- ・学生サービス体制については、学生生活支援、就職支援など各担当部署が滞りなく機能している。しかし、学生生活支援部署は、国際交流の増加、相談業務の多様化に伴い業務が拡大しており、今後の質の確保が課題である。

2) 改善・向上方策（将来計画）

- ・AO 入学試験及び推薦入学試験により入学した学生の進路変更率等を次年度から毎年調査し、アドミッションポリシーの運用方針を検討する。
- ・学習上の困難を抱える学生を早期に把握し、必要に応じて全学的な対応を検討するための検討会を設ける。
- ・学生支援業務を毎年度見直し、サービスの質の維持に努める。
- ・キャリア教育プログラムを検討し、職業意識を高める。就職課としては既卒者の就職状況に関する企業評価アンケート調査の平成 22(2010)年度内実施と「就職支援用情報システム」運用効果について 2 年間評価を行い、サービスの向上につなげる。各学科におけるキャリア教育の系統的な推進のために、大学評議会のイニシアティブにより検討を開始する。

基準 5. 教員

(1) 基準項目ごとの評価

5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

1) 事実の説明 (現状)

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

保健福祉学部、人文学部では専任教員として 85 人 (教授 40 人、准教授 19 人、講師 14 人、助教 12 人) を配置し、大学設置基準に定められた 69 人を満たしている【報告書データ編表:F-6】。また、設置基準上必要な教授数 35 人を満たしている。その他、助手 7 人 (看護学科 6 人、栄養学科 1 人)、教育支援職員 8 人 (栄養学科 5 人、人文学部 3 人)、短期雇用職員 (教育支援職員相当) 4 人 (栄養学科 4 人 [ただし、平成 22(2010)年 5 月 1 日現在では 2 人]) を配置している。

福祉学科は、社会福祉士資格に係る演習、実習科目の学生対教員比 20:1 を満たしている。栄養学科は管理栄養士資格に係る必要専任教員数 17 人を満たしている。

助産別科は 5 人の教員を配置している。

専任 1 人当たりの学生数は、保健福祉学部と人文学部の合計で 20.5 人、助産別科 4 人である。

表 5-1-1 専任教員数 平成 22(2010)年 5 月 1 日現在 (単位:人)

学部・学科		専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要専任教授数	専任教員 1 人当たりの在籍学生数
		教授	准教授	講師	助教	計				
保健福祉学部	看護学科	7*	6	2	10	25	6	12	6	14.2
	福祉学科	7	1	6	2	16	0	14	7	17.5
	栄養学科	6	4	1	0	11	1	10	5	26.0
保健福祉学部 計(a)		20	11	9	12	52	7	36	18	17.7
人文学部	英語学科	5	1	0	0	6	0	6	3	33.0
	観光文化学科	4	2	0	0	6	0	6	3	32.7
人文学部 計(b)		9	3	0	0	12	0	12	6	32.8
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数(c)		11	5	5	0	21	-	21	11	
合計(a+b+c)		40	19	14	12	85	7	69	35	20.5

(注) この表の各セルにある各学科の教員数は、学科の教員総数ではない。学科の教員総数は、各学科の教員数に (c) に割り振った教員数を合わせた数、看護学科 31 人、福祉学科 21 人、栄養学科 17 人、英語学科 7 人、観光文化学科 9 人である。

* 看護学科専任教授 7 人のうち 1 人は、2010 年 10 月に着任予定 (平成 21(2009)年度に採用決定後、前任校との調整のため半期遅れた)。また 1 人は学長。

表5-1-2 専任教員数

平成22(2010)年5月1日現在 (単位:人)

助産別科	専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要専任教授数	専任教員1人当たりの在籍学生数
	教授	准教授	講師	助教	計				
助産別科	1	0	2	2	5	0	-	-	4

5-1-② 教員構成(専任・兼任、年齢、専門分野等)のバランスがとれているか。

(1)専任・兼任バランス

専門教育科目の専兼比率は次のとおりである。保健福祉学部では、看護学科全開設科目の86.4%、うち必修科目の89.8%、福祉学科全開設科目の80.9%、うち必修科目の97.2%、栄養学科全開設科目の89.0%、うち必修科目の95.4%であり、多くが専任によって実施されている。人文学部では、英語学科全開設科目の45.7%、うち必修科目の55.6%、観光文化学科全開設科目の54.4%、うち必修科目の54.4%であり、専任による実施率は比較的低い。助産別科では、助産の実践領域、助産の理論領域ともに75%である。

「総合人間科学」科目は、全開設科目では30%から50%程度、必修科目では看護学科の85.7%を除き、20%から40%程度と専門教育科目に比較して低い水準である【報告書データ編：表5-4】。教職科目は70%程度である【報告書データ編：表5-4】。

(2)年齢別構成

年齢別構成について、保健福祉学部では26歳から30歳2.9%、31歳から40歳29.0%、41歳から50歳18.8%、51歳から60歳31.9%、61歳から70歳15.9%、71歳以上1.5%とバランスが取れており(平成22(2010)年10月着任予定者を含む)、今後も年齢バランスの維持は可能である。

人文学部は31歳から40歳6.2%、41歳から50歳6.2%、51歳から60歳56.3%、61歳から70歳31.1%と、51歳から60歳の教員が多数を占めている。この傾向は3年後より若手を登用することで改善しうる。助産別科では41歳から50歳60%、51歳から60歳20%、71歳以上20%であるが、教員総数が5人と少ないため、年齢構成のバランスは取りづらい。

(3)専任教員の配置

各学部学科別の主要な専門分野は教育・研究目的に応じて、適切な専任教員を配置している。専門教員のさらなる充実を図る必要がある学科がある。栄養学科では専門教育科目の中で管理栄養士に密接に繋がっている「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」など管理栄養士の資格が教員の要件となっている科目担当者で、教授の有資格者は1人である。

2) 自己評価

- ・専任教員数は大学設置基準を満たしている。
- ・保健福祉学部の各学科の専門教育は専任教員が多くを担当している。「総合人間科学」科目及び人文学部の専門教育科目は専任教員で担当する比率が比較的低く、とくに必修科目はできる限り専任による担当としていく必要がある。ただし、各学科の専門性の幅が広く、専任教員だけで担当しきれないという実情もある。
- ・人文学部の専任教員の年齢バランスは偏っているが、退職者の補充人事において若手

を登用することで、解消の見通しがある。

- ・保健福祉学部では管理栄養士免許を有する教員の比率を高めるよう人事方針を検討することが求められる。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・教員配置の在り方については大学評議会において、中長期的な人事方針を立て、計画的な人事を進める。
- ・教員の専門性、専兼比率、年齢構成、授業の負担等を考慮した人事計画ガイドラインを検討する。
- ・時代の要請に応じて、現有教員の中で新たな研究領域を開拓したり、資格取得を行えるよう学科内及び全学的な配慮を行う。
- ・教育課程の改定時に専兼比率の改善、授業の負担の平準化を進めるために、教務部と事務部との協議によるガイドラインを検討する。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

1) 事実の説明（現状）

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

本学の採用・承認に関する方針の基本は、次の「基準5-2-②」に示す規程に基づいている。個々の人事の方針は学長の発議で、大学評議会で議論され、決定される。学長は、人事の方針を発議する前に、必要に応じて、当該の学部長、学科長との調整を図っている。

昇任人事では、例年、昇任前の職名での現職が昇任時に満4年以上となるものを対象としてきた。また、評価は①教育業績、②研究業績、③社会貢献、④学部・学科への貢献度の4つについて行うことが明確に示されてきた。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用・昇任に関する規程は次のとおりである。

(1)専任教員の選考手続き

「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部教員及び助手選考規則」

人事委員会の組織、採用人事の手続き、昇任人事の手続きが規定されている。

(2)その他の教員について

「大学非常勤講師候補者選考規程」「大学特別契約教員規程」

(3)教員の選考基準

「西南女学院大学『教員及び助手選考基準』」

教授、准教授、講師、助教、助手の選考基準を明示している。

なお、併設短期大学の選考基準は、「西南女学院大学短期大学部『教員資格審査基準』」

「西南女学院大学短期大学部『教員任用基準細則』」を適用しており、大学とは異なっている。

昇任人事の手順は次のとおりである。大学評議会が示す人事方針に基づいて、人事委員会は審査の手順、評価の柱と基準等を検討する。昇任人事における評価の柱と基準は、上述の選考基準と人事方針に基づき、これまでのところ教育業績、研究業績、社会貢献、学部・学科への貢献度の4つの柱について、柱ごとの昇任最低基準として定められる。これらは「大学昇任人事の評価基準に関する申し合わせ事項」として教授会及び別科会において全教員に示される。評価は、質的評価と量的評価等を組み合わせている。

昇任審査対象教員には、庶務課から通知が配付される。審査を希望する対象教員は、「申し合わせ事項」をもとに書類を作成し、人事委員会に提出する。審査書類の提出を受け、1件ごとに、提出した教員が所属する学科の人事委員は、同学科の教授の意見を聞き3人の昇任選考委員を推薦する。人事委員会は推薦された昇任選考委員3人について審議、承認した後、昇任選考委員と人事委員からなる昇任選考委員会が組織される。昇任選考委員会は、提出書類に基づき、基準に従って評価書を作成し、審議を行う。その結果は人事委員会の承認を得て、昇任基準に該当する場合に教授会（人事）に上程、出席者の3分の2以上の賛成で昇任の候補者となり、理事会に上程される。

採用人事は、公募を原則としている。大学評議会が示す人事方針に基づき、昇任人事と同じく3人の採用選考委員が推薦され、人事委員会の承認を受け、人事委員と合わせた採用選考委員会が組織される。採用選考委員会は、人事方針に基づき公募要項を検討し、学外には研究者人材データベース JREC-IN(研究者人材データベース)及び本学ホームページに掲載する。なお、応募条件の一つに“キリスト教信者もしくはキリスト教教育に賛同する者”を明示し、建学の精神を継承し、発展させていくことができる教員の確保に努めている。

採用人事における基準は、公募要項に記載した諸基準、教育業績、研究業績、社会貢献等である。採用選考委員会は、応募された書類に基づき基準に従って評価書を作成し、審議を行い、1人又は2、3人への絞り込みを行う。人事委員会は、採用選考委員を含めて絞られた応募者への面接を実施し、多くの場合は1人に絞り込んで教授会（人事）に上程、出席者の3分の2以上の賛成で採用候補者となり、理事会に上程される。

2) 自己評価

教員の採用・昇任方針と規程は明確に定められており、適切に運用されている。

3) 改善・向上方策（将来計画）

これまでに確立してきた手順を堅持しながら、評価方法等については、よりよいものとなるよう、毎年度の人事がスタートする前に人事委員会において、検討を続けていく。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

1) 事実の説明（現状）

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

西南女学院大学

「学校法人西南女学院就業規則」に勤務時間が定められている。また「大学専任教育職員の服務に関する申合せ」及び「大学専任助手の服務に関する申合せ」を定め、教員は本学以外の場所で、授業の準備、研修等を行うために1週あたり1日の学外研修日をとることができる（助教を除く）。教員の基準授業担当時間は定められていないが、原則として1週あたり6コマ（90分を2時間とカウント。15週で合計30時間を担当した場合を1コマ）以上を担当することとしている。

平成22(2010)年度の平均授業コマ数は次のとおりである。保健福祉学部の教授は、前期平均6.5コマ（最小1-最大11）、後期平均6.7コマ（最小2-最大17）、准教授は同様に6.1コマ（4-8）、7.0コマ（3-10）、講師は6.7コマ（2-10）、7.3コマ（4-12）、助教は2.2コマ（2-3）、2.2コマ（2-3）である。人文学部の教授は、同様に6.8コマ（5-9）、6.1コマ（4-8）、准教授7.8コマ（6-9）、6.0コマ（5-8）、講師5コマ（5）、3コマ（3）である。助産別科の教授（1人）は、同様に5.5コマ（5.5）、3.0コマ（3.0）、講師は5.3コマ（3.9-6.6）、2.5コマ（2-3）、助教3.3コマ（3.2-3.5）、1コマ（1.0-1.0）である。

週10コマ以上の授業コマ数を担当する教員が保健福祉学部で前期11.5%、後期14.5%であった（表5-3-1、表5-3-2参照）。

担当コマ数のばらつきが大きい要因には、教員の専門性によって集中せざるを得ない場合（多い場合）、授業以外の実習指導や役職等の負担がある場合（少ない場合）、産休中である場合（少ない場合）が挙げられる。

なお、専任教員の年間の授業担当数が12コマを超える場合は「増手当」を支給している。

表5-3-1 教員の授業担当コマ数別人数の分布(保健福祉学部) (単位：人)

職名 コマ数	教授		准教授		講師		助教		合計	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1-3	5	4	0	1	1	0	12	12	18	17
4-6	8	11	8	7	5	5	0	0	21	23
7-9	11	11	7	4	4	5	0	0	22	20
10-12	4	2	0	3	3	3	0	0	7	8
13-15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16-18	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	28*	29	15	15	13	13	12	12	61	62

* 1人は平成22(2010)年度後期に赴任する予定

表5-3-2 教員の授業担当コマ数別人数の分布(人文学部) (単位：人)

職名 コマ数	教授		准教授		講師		合計	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1-3	0	0	0	0	0	1	0	2
4-6	4	7	1	3	1	0	6	9
7-9	7	4	3	1	0	0	10	5
10-12	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11	11	4	4	1	1	16	16

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant)・RA (Research Assistant) 等が適切に活用されているか。

大学院をもたないため大学院生による TA は行われていない。「総合人間科学」の情報関連科目については、TA として専門の職員が配置されている。

さらに、情報システム管理課の職員が教育補助にあたっている。

その他に助手は、看護学科、栄養学科で、それぞれ演習、実験、実習の教育補助にあたっている。教育支援職員は、栄養学科では、演習、実験、実習の教育補助にあたり、人文学部では一部の講義、演習の教育補助にあたっている。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

学科に配分される教育予算額は教育経費予算配分委員会で、5月1日現在の学生数を基礎として決定される（表5-3-3参照）。

教授、准教授、講師、助教、助手には個人研究費及び研究旅費が職名に応じて配分され、教育支援職員には、研修費として所属する学科に配分されている（表5-3-4参照）。

競争的経費として個人研究費・研究旅費とは別に共同研究費〔平成22(2010)年度：保健福祉学部(6件)1,245万円、人文学部(4件)361万円、合計1,606万円〕及び附属保健福祉学研究所経費〔平成22(2010)年度：500万円〕を設け、配分している。

表5-3-3 平成22(2010)年度教育経費

学部学科	金額 (円)
保健福祉学部	
看護学科	19,820,970
福祉学科	12,044,940
栄養学科	13,127,400
学部合計	44,993,310
人文学部	
英語学科	6,375,600
観光文化学科	8,114,400
学部合計	14,490,000
大学全体	59,483,310

表5-3-4 個人研究費及び研究旅費
(在職している職名等にかかる金額のみ記載)

職名等	個人研究費* (円)	研究旅費 (円)
教授	330,000	130,000
准教授	320,000	130,000
講師	310,000	130,000
助教	220,000	90,000
助手	220,000	90,000
特別契約教員Ⅱ種 教授**	165,000	65,000
教育支援職員*		
栄養学科(5人)	600,000	0
人文学部(3人)	360,000	0
教育支援職員計	960,000	0

* 教育支援職員は「教育支援職員研修費」

** 現在1人が在職

教員の研究体制のバックアップとして、科学研究費補助金申請を奨励するとともに、申請に関する説明会を開催している。共同研究費等も、科学研究費補助金の申請に結びつけることを前提としている。

2) 自己評価

- ・保健福祉学部では、教員の授業担当コマ数に大きなばらつきがみられ、過負担となっている教員も少なくない。可能な限り負担を平準化することが求められる。
- ・大学院が無いため、TAは制度化されていない。

- ・教育経費、個人研究費・研究旅費等は適切に配分されている。科学研究費補助金の申請をバックアップしている。教員の教育にかかる負担は増加しており、研究のバックアップの在り方は、今後も検討しなければならない。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・教員の授業担当の過負担、とくに週 10 コマ以上の担当は、学生の学習や生活面の相談支援の時間確保、補講時間の確保、研究時間の確保等、多くの面でマイナス要因となるものであり、改善方策の検討を行う。

5-4. 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

1) 事実の説明（現状）

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD 等組織的な取組みが適切になされているか。

「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則」第 29 条に点検評価改善会議を置くとしている。これに基づき、「点検評価改善会議規程」が定められている。点検評価改善会議では、本学並びにそれを構成する組織及び機関それぞれの使命及び目的を達成するために様々な審議を行っている。「点検評価改善会議規程」第 5 条に 6 つの点検部門を置くことが定められており、その一つがファカルティ・ディベロップメント部門（以下、「FD 部門」という）である。同規程第 18 条に「FD 部門は、教育内容等の改善を目的とした組織的な研修及び研究を実施するための実務を行う」とし、構成員については、第 19 条に「教務部長及び教務部長が必要と認めた者をもって構成する」とされ、第 20 条により、教務部長がその議長となる。平成 21(2009)年度までは、FD 部門の会議は不定期に行われてきたが、平成 22(2010)年度からは、全学的な FD の経験を有する教員を採用したことを受け、構成員も確定させ、月 1 回、定期的に実施することとした。会議に関する事務は教務課が行っている。

本学における、大学全体の FD の取組みは平成 20(2008)年度から開始された。平成 20(2008)年度 9 月に第 1 回 FD 研修会を開催し、名城大学副学長の池田輝政氏による特別講演「これからの大学における授業改善」と題する特別講演と「本学における授業改善」と題するグループワークを実施した。第 1 回 FD 研修会後の平成 21(2009)年 8 月には、全 26 項目の授業改善の取組みについて全教員（併設短期大学を含む）を対象にアンケート調査を実施した。アンケート対象者数は 97 人であり、回収数 55 人（回収率 56.1%）であった。このうち、35 人が何らかの授業改善に取り組んでおり、全体の平均改善項目数は 1.8 ± 3.0 （平均±標準偏差）項目となり、職名別では教授 1.4 ± 2.1 項目、准教授 1.1 ± 1.4 項目、講師 4.3 ± 5.4 項目となっており、FD 研修会はある程度の効果があるものと考えられる。たとえば、研修会後に、「授業前に予習課題を与えた」ことを開始した教員が全体の 14.5%に見られ、「パワーポイントや配付資料に学生に手書きで書かせるように工夫した」とする教員が 12.7%にみられた。また、平成 21(2009)年 12 月に第 2 回 FD 研修会を開催し、九州大学高等教育開発推進センター准教授小湊卓夫氏による「大学における FD 活動の啓発推進と SD 活動との連携のあり方」と題する講演と「学部別発表 私の授業の進め方」

と題する発表、質問及び討論を実施するなど、平成 20(2008)年度以降、全学的な取組みを継続している。また、看護学科、福祉学科においては、学科独自の FD 活動が実施されている。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

教員は点検評価改善会議の指定する書式に基づき、毎年 2 月に『点検評価改善報告書』の構成の一部となる「教育研究活動報告用紙」を提出することが義務付けられている。この報告書で、教員は一年間の教育活動を学生による授業評価のポイント（平均の評定値）も踏まえて自己評価するほか、研究活動、社会貢献等を自己評価する。これらは所属する学部長に提出され、学部長からの評価が記載され、教員に返されるほか、授業評価のポイント等一部を除いて、承諾の得られた教員については学内 LAN 電子掲示板に掲示される。

授業評価は各期 2 科目を教員が選んで実施している。平成 21(2009)年度後期からは、専任教員が学生の授業評価に対する授業改善計画書を提出することとなり、授業評価報告書に掲載している。評価体制としては、点検評価改善会議 FD 部門において「授業評価アンケート」を実施することで、全学的な FD 等への取組みの足がかりとしている。アンケート結果の授業担当者への通知は、授業改善に資する役割を果たしている。また、教員の授業の相互評価については、全学的な取組みは実施されていない。

2) 自己評価

- ・全学的な FD の取組みは平成 20(2008)年度から開始したところであり、現段階では、充分といえない。しかし、FD 研修会開始後に実施した授業改善にむけての取組みに関するアンケート調査では、アンケート調査数の 57.4%が何らかの授業改善に取り組んでおり、授業改善の活性化につながったことは評価できる。
- ・教員の自己点検と評価は、「教育研究活動報告用紙」の作成・提出をとおして実施されるが、その内容は承諾を得た教員のものだけが学内 LAN 電子掲示板に掲示されている。教員の教育への努力、研究成果、社会貢献を学外に公表することは、大学の説明責任を果たすために、また大学の資源を社会に提供するうえでも不可欠である。「教育研究活動報告用紙」の内容を見直しつつ、学外に公開することを検討する。
- ・学生の授業評価は平成 11(1999)年度から実施され、その結果は個々の教員に示され、教員はその結果をもとに、次年度の授業の改善に取り組んでいる。しかし、評価対象は教員が選択した 2 科目のみであり、学期の授業終了時の 2、3 週前に実施され、当該科目を受講している学生に、評価の恩恵が返されていない。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・平成 22(2010)年 4 月から点検評価改善会議 FD 部門を定期的で開催し、本学における FD 活動の在り方について協議しており、全学的な FD 活動研修について協議する。
- ・教員の「教育研究活動報告用紙」を見直し、教育研究活動及び社会貢献を公表する。
- ・授業評価の見直しを実施する。

(2) 基準全体の評価

1) 自己評価

- ・教育課程を適切に運営するために必要な教員は確保されているが、専兼比率の改善、栄養学科で管理栄養士免許を有する教授の比率を高める等、検討課題がある。
- ・教員の採用・昇任の方針は明確にされ、規程等に基づいて、人事委員会を中心に適切に運用されている。
- ・授業担当コマ数にばらつきがあり、とくに過負担の軽減策が求められる。
- ・教員の教育研究を支援する体制として、研究費等は整備されているが、今後も研究支援の在り方は検討を要する。
- ・教員の教育研究活動を活性化させるための点検評価、FD(Faculty Development)、授業評価等が行われ、成果を上げつつあるが、さらなる改善が必要である。

2) 改善・向上方策（将来計画）

大学の目的達成の成否は、教員人事に負うところが大きい。そのため、次の課題に重点を置いて取組みを進めていく。

- ・教員配置の在り方については大学評議会において、中長期的な人事方針を立て、計画的な人事を進める。
- ・教員の専門性、専兼比率、年齢構成、授業の負担等を考慮した人事計画ガイドラインを検討する。
- ・時代の要請に応じて、現有教員の中で新たな研究領域を開拓したり、教育研究に関わる資格取得を行えるよう学科内及び全学的な配慮を行う。
- ・教育課程の改定時に専兼比率の改善、授業の負担の平準化を進めるために、教務部と事務部との協議によるガイドラインを検討する。

なお、授業コマ数の過負担については、教育課程改定時の調整だけでなく、過負担の存在を全教職員が認識すること、日々の教職員の協力関係を改善・向上していく雰囲気作りを、学科運営及び全学的なFDの基調に据えるなど、できるところから対処する。

点検評価改善会議FD部門を中心に全学的なFDを一層活発に進め、授業評価の見直しを実施する。

- ・教員の教育研究活動や社会貢献を学外にも公表する方向で検討を進め、大学としての説明責任を果たすとともに、大学の持つ資源を社会に還元する機会の増加につなげる。
- ・授業評価を見直し、教育内容・方法の向上、学生と教職員のコミュニケーションの活性化につなげる。

基準 6. 職員

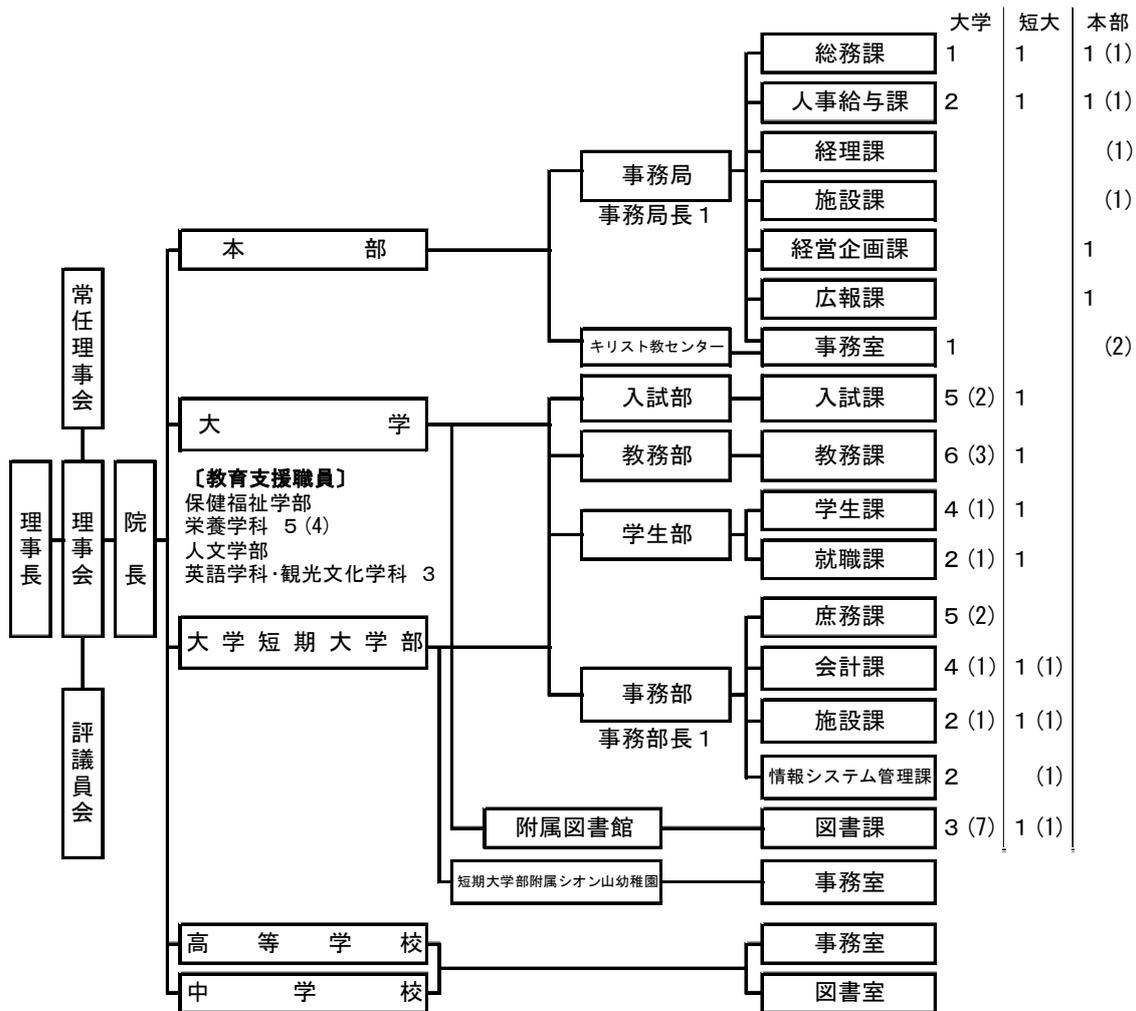
(1) 基準項目ごとの評価

6-1. 職員の組織編成の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

1) 事実の説明(現状)

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

西南女学院大学の事務組織は、「図 6-1-1」に示すように、大学の運営、教育、学生生活を直接支援する部門と、法人が設置する各学校の教育を支援する本部事務局により、構成されている。円滑で効率的な運営がなされるよう、併設の短期大学の各部署の業務との兼務、一部は法人本部との兼務とし、専任職員を中心に適切に配置している。



注) 数字は、所属ごとの専任職員数。
括弧内は、その他職員数で外数。

図 6-1-1 学校法人西南女学院事務組織図 平成 22(2010)年 5 月 1 日現在 (単位:人)

大学所属の職員数は、自己評価報告書・データ編「表 6-1」に示すとおりであり、事務職員（正職員 38 人、その他職員 18 人）及び教育支援職員（正職員 8 人、その他職員 4 人）で構成している。なお、事務職員は、事務局長が人事管理を行い、教育支援職員は、学科に所属し、学部長の指示に従い、学科長が指揮監督を行っている。

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

事務職員の採用・昇任・異動は、事務局長が原案を作成し、「西南女学院事務職員及び労務職員人事委員会」及び運営協議会の議を経た後、理事会がこれを決定する。「西南女学院事務職員及び労務職員人事委員会」は、事務局長、事務部長、課長、事務長に加え専任の職員から選出された 8 人で構成されている。本委員会においては、事務局長が議長となり、人事に関する原案が審議されており、人事方針は明確に示されている。

採用においては、応募条件の一つに“キリスト教信者もしくはキリスト教教育に賛同する者”を明示し、建学の精神を継承し、発展させていくことができる職員の確保に努めている。

教育支援職員は、大学評議会の人事方針に従い、学科長の推薦に基づき学部長を経て、学長が院長に要請し、採用することとしている。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

職員の採用・昇任・異動については、次に示す規程等を遵守し、適切に運用している。

職員の採用に係る規定は、「学校法人西南女学院就業規則」、「西南女学院人事公正委員会規程」、「西南女学院事務職員、労務職員採用に関する規程」、「西南女学院事務職員及び労務職員人事委員会規程」、「教育支援職員規程」があり、募集は、公募を原則とし、大学ホームページをはじめ広く行い、選考は、適性検査、一般常識、小論文、数次の面接により厳正に行うこととしている。

事務職員の昇任に係る規定は、「西南女学院給与規程」中、事務職員「等級別標準職務表」及び「事務職員等級別資格基準表」に記載の要件を満たす職員の内、当人の能力及び適性を勘案し決定している。

事務職員の異動（配置転換）に係る規程は設けていないが、各部署の業務内容及び量、各職員の技能及び習熟度、年齢構成を勘案して実施することとしている。

教育支援職員は、「教育支援職員規程」に則り採用され昇任・異動はない。学科長の指揮監督の下、教育の補助を主たる職務とし、教育の円滑な実施に必要な業務に従事するとともに、学生の学習支援に関する業務に従事している。

2) 自己評価

人事は、業務が効率的かつ円滑に執行されることを方針として、西南女学院事務職員及び労務職員人事委員会の意見を聞き、規定に沿って運用されている。

専任事務職員数は、大学の完成年度直後の平成 10(1998)年では、大学 25 人、短大 32 人、合計 57 人、平成 22(2010)年では、大学と併設の短期大学部の事務組織一元化実施（平成 16(2004)年）により、大学 38 人、短大 9 人、合計 47 人である。事務の効率化を

図るとともに人件費抑制に努めた結果、10人の削減を達成したことは、経営努力として評価している。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・西南女学院大学が建学の精神を全うし、学生の満足度の高い教育機関として発展していくために、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮できるよう、職員の採用・昇任・異動の方針について継続的に検討と見直しを行う。

6-2. 職員の資質・能力の向上のための取組み（SD等）がなされていること。

1) 事実の説明（現状）

6-2-① 職員の資質・能力の向上のための研修、SD等の取組みが適切になされているか。

職員の資質・能力の向上のための取組みとして、年1回教職員を一堂に集めた「西南女学院職員研修懇談会」を行っており、実務の研修は、OJT（On the Job Training）によるところが大きい。必要に応じて、文部科学省、日本私立大学協会、日本図書館協会をはじめとする各種団体が主催する事務研修会等に参加し、研修を行っている。

大学（併設短期大学を兼務）の入試部、教務部、学生部、事務部及び附属図書館の事務職員については、自己点検評価活動の一環として、毎年度、職務点検評価を実施している。職務点検評価は、事務部長、課長、係長、課員がそれぞれの職務点検評価項目シートを作成し、自己点検評価を行う。上司は、部下のシートを確認し、面接を実施し、部下の自己点検評価を確認するとともに、上司のコメントを記し、シートを部下に返却する（「図6-2-1」（p.68）参照）。

また、教職員を対象に、事務部情報システム管理課による「情報処理研修」を実施している。平成21(2009)年度は、「電子教材の活用法について（1講座）」、「個人情報の管理について（1講座）」の計2講座を開講した。

「学生データ一元化に向けた意見交換会」を開催し、各課が管理している学生データの統一及び一元化が可能かどうかについての意見交換会を行い、業務の効率化に向けた共通認識をもつ機会とした。

会計課（法人本部経理課兼務）では、学校会計の基礎知識を修得させるための学習会を実施し、業務改善・向上のための工夫をしている。

2) 自己評価

- ・学内における研修、SD（Staff Development）等の取組みが各部署による自主的取組み、OJTに依存する現状で、各種団体の開催する研修会への参加によって、職員の資質・能力向上のための取組みは補完されている。また、研修会への参加による成果は、業務に反映されている。
- ・一方、組織的な取組みは、「西南女学院職員研修懇談会」によるところが大きく、十分に整備されているとはいえない。

3) 改善・向上方策 (将来計画)

- ・学内における各部署の個別の取組み及び参加を任意としている研修を組織的取組みに高めるか、新たに職員研修体系を整備するかの方針を明確に定める。
- ・上記方針の決定後、職員の研修、SD 等については、法人本部と折衝のうえ、職階別の研修の実施や規程及び運営体制の整備等、具体的な計画を策定する。
- ・現在行われている学内の研修、各部署での取組み、OJT 及び各種団体の開催する研修会への参加は、引き続き奨励する。

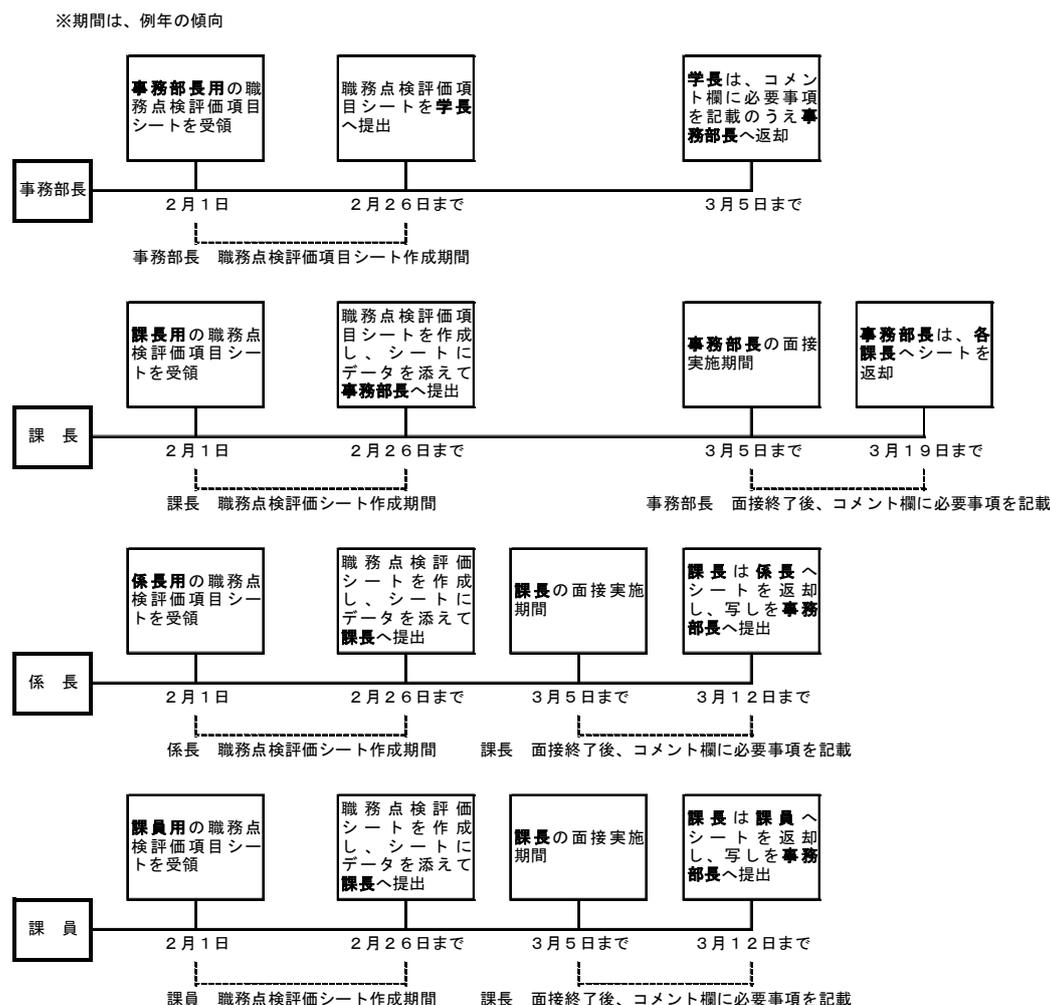


図 6 - 2 - 1 職務点検評価の流れ

6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

1) 事実の説明 (現状)

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

大学の事務体制を「表 6-3-1 (p.69)」に示す。表中の分掌業務は、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」に規定している業務のうち、主たるものを抜粋したものである。なお、各課は併設短期大学と兼務である。会計課及び施設課はそれぞれ法人本部経理課及び施設課を兼務している。

表 6 - 3 - 1 大学の事務体制

部	課	分 掌 業 務
入 試 部	入 試 課	1. 入学者の選抜に関する事 2. 学生募集に関する事
教 務 部	教 務 課	1. 教育課程の編成及び授業に関する事 2. 学生の入学、退学、休学、卒業その他の学籍異動に関する事
学 生 部	学 生 課	1. 学生の学業指導及び生活指導に関する事 2. 学生の課外活動、集会及び掲示に関する事
	就 職 課	1. 学生及び卒業生の就職及び進路指導に関する事 2. 学生及び卒業生の就職及び進路に伴う資格に関する事
事 務 部	庶 務 課	1. 本学の事務の連絡調整に関する事 2. 公印の作成及び管理に関する事
	会 計 課 (法人本部経理課兼務)	1. 予算及び決算に関する事 2. 学納金等の収納に関する事
	施 設 課 (法人本部施設課兼務)	1. 土地、建物その他工作物の維持管理及び補修に関する事 2. 工事の設計監督に関する事
	情報システム管理課	1. ネットワークを含む情報システムの管理運用に関する事 2. 情報セキュリティに関する事
附属図書館	図 書 課	1. 利用者の学習及び研究活動の支援に関する事 2. 図書等の購入手続きに関する事

附属図書館は、開館時間を平日は 8 時 45 分から 20 時まで、土曜日は 8 時 45 分から 16 時 30 分としている。なお、休暇中であっても、看護学科の看護実習期間中は 20 時まで開館している。

会計課では、科学研究費補助金の申請・資金管理・報告、民間企業からの助成資金の管理、大学教育・学生支援推進事業への申請等、教育研究支援を行っている。「基準 6 - 2 - ①(pp.67-68)」に記したように、事務部情報システム管理課が教職員を対象に「情報処理研修」を開催している。

教務課、学生課、就職課、情報システム管理課は「時差出勤」を行い、図書課は、「学生サービスのための開館時間延長要員」を配置するなどして、就業規則の定める終業時刻以後に事務職員が対応できる体制をとっている。

また、休憩時間を 11 時 10 分から 12 時 10 分までとし、学生の昼休み時間（12 時 10 分から 13 時）に重ならないようにしている。

各課事務室が分散しており、学生へのワンストップ・サービスが困難であること、各種データが一元管理されていないことなど課題がある。

なお、保健福祉学部看護学科における、認定看護管理者制度教育課程ファーストレベル、同セカンドレベル及び認定看護師教育課程「集中ケア」などの専門職教育の展開に伴い、「ファーストレベル事務室」及び「認定看護師事務室」を置き、専従の職員を配置している。また、教員免許状更新講習、公開講座等の社会貢献へも事務職員がバックアップを行っている。

2) 自己評価

- ・教育研究支援のための基本的な事務体制は構築されている。また、学内での研修会の実施に際して、各課の分掌業務の取り扱いについては、柔軟に対応できている。科学研究

費補助金及び大学教育・学生支援推進事業の申請については、学部学科と関係部署との連携によって推進されている。

- ・各部署が分散して配置されているためワンストップ・サービスに代わる窓口対応の整備、各種データの一元管理について検討を要する。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・各部署が分散して配置していることについては、「基準6-2-①(p.67)」で記した情報一元化の推進で補完するとともに、表示等の工夫、教職員間のコミュニケーションによって対処していくなどの方策を検討・調整する場を設ける。
- ・科学研究費補助金及び大学教育・学生支援推進事業の申請については、学部学科と関係部署との連携を強化していく。

(2) 基準全体の評価

1) 自己評価

- ・法人及び大学の事務組織は、各種規程に則り機能している。また、事務職員の人数は、法人及び併設短期大学との兼務を勘案した上で「基準6-1-2) (pp.66-67)」で示したとおり概ね適切である。職員の採用、昇任については、規程が整備されている。
- ・職員の資質・能力向上のための取組みとして、「職員研修懇談会」のほか OJT を主として取り組んでいる。OJT のリーダー研修等により、質の向上を図る必要がある。さらに、体系的な職員研修の体系化を進めていくことが望まれる。一方、学外の各種研修への参加、自己点検評価活動の一環としての職務点検評価の実施、その他学内での研修会の開催等、職員の資質と能力の向上に資する個別の取組みは、適切に実施されている。
- ・大学の事務組織は、各種窓口対応、施設設備の利用への対応、大学としての社会貢献への対応、補助金等申請に関する連携、事務職員の勤務時間への配慮等、教育研究を支援する体制となっており、法人及び併設短期大学との兼務の中で、また、各部署が分散する中で、概ね適切に機能している。

2) 改善・向上方策（将来計画）

職員一人ひとりの能力を十分に発揮できるように、職員の採用・昇任・異動の方針について事務局長を中心に引き続き検討と見直しを行う。

- ・体系的な SD 等の取組みのための体制整備について検討していく。
- ・現在の事務体制及び人員を維持継続し、学生支援及び教育研究支援を維持する。
- ・各部署の分散配置を補うための検討・調整の場を設ける。
- ・なお、事務体制及び人員については、職員の資質・能力の向上のため、学生支援及び教育研究支援の充実のため、継続的に検討と見直しを行う。

基準 7. 管理運営

(1) 基準項目ごとの評価

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

1) 事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本学院の管理運営体制は、「学校法人西南女学院寄附行為」に基づき、理事会を議決機関、評議員会を諮問機関、監事を監査機関として整備している。また、これらの機関が適切に機能するように、学院内の全ての所属長と学外理事 1 人からなる常任理事会並びに学長、各学部長、その他の所属長及び事務部長が出席する運営協議会を置いている。各学校から提出された案件は、院長から運営協議会に諮られた後、常任理事会で審議・整理され、理事会に提出されている。運営協議会に諮られた事項は、その都度、院長から理事長に正確に説明され、理事会運営に反映されるものとなっている。なお、各会議の平成 21(2009)年度開催状況は、次のとおりである。

表 7-1-1 各会議の開催状況及び業務 (開催状況は平成 21(2009)年度)

会 議	開催状況	業 務
理 事 会	7 回 (定例年 5 回)	法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
評 議 員 会	4 回 (定例年 3 回)	理事長は、定められた事項についてあらかじめ評議員会の意見を聞く。
常 任 理 事 会	7 回 (定例年 5 回)	理事長が招集し、理事会の決議によって委任を受けた法人業務に関する事項を審議する。
運 営 協 議 会	20 回 (原則月 2 回)	院長の諮問に応じ本学院の管理運営に関し審議する。

それぞれの会議の役割は次のとおり規定されている。

表 7-1-2 法人の会議等に関する規定

会議等名称	規 定
理事会	(寄附行為第 17 条第 2 項) 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
常任理事会	(寄附行為第 18 条第 1 項) この法人に、常任理事をもって組織する常任理事会を置く。
評議員会	(寄附行為第 23 条) 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。 (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 (2) 事業計画 (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 (4) 寄附行為の変更 (5) 合併 (6) 目的たる事業の成功の不能による解散 (7) 寄附金品の募集に関する事項 (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの

西南女学院大学

監事	<p>(寄附行為第16条)</p> <p>監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この法人の業務を監査すること。 (2) この法人の財産の状況を監査すること。 (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。 (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣（監督官庁）に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。 (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。 (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
運営協議会	<p>(西南女学院本部規程第20条)</p> <p>運営協議会は、院長の諮問に応じ本学院の管理運営に関し次の事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 財務に関すること。 (2) 人事に関すること。 (3) 土地建物その他施設に関すること。 (4) 理事会に先立ちその審議事項の立案に関すること。 (5) 理事会の決議事項の実行に関すること。 (6) その他本学院の管理運営に関することで、院長において必要と認めるもの。 <p>(西南女学院本部規程第21条)</p> <p>運営協議会は院長、学院宗教主任、事務局長、大学長、大学各学部長、大学短期大学部学長、大学短期大学部長、中学校・高等学校長をもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 学院宗教主任補佐、大学副学長及び大学短期大学部副学長を置くときは、これを構成員に含める。 3 総務課長、人事給与課長、経理課長、施設課長、経営企画課長、広報課長、事務部長及び事務長は出席するものとし、意見を述べることができる。なお、事務局次長及び室長を置くときは、出席し意見を述べるができる。 4 院長は必要に応じその他の職員及び本学院役員の出席を求めることができる。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

管理運営に関わる役員等の選考や採用に関しては「学校法人西南女学院寄附行為」に、次のように明示されている。

表 7-1-3 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規定

学校法人西南女学院寄附行為	
<p>第6条 この法人に、次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事 18人 (2) 監事 2人 <p>2 理事のうち1人を、理事の互選により理事長とする。</p> <p>3 理事長の職を解任するときは、理事総数の過半数の議決による。</p> <p>4 理事（理事長を除く。）のうち次の者を常任理事とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 院長、大学長、大学短期大学部学長、中学校・高等学校長及び事務局長 (2) 理事長の任命による者 1～2人 <p>5 役員は、この寄附行為第3条の教義を承認するキリスト者でなければならない。</p> <p>6 前項にかかわらず、第7条第1項第3号に掲げる理事は寄附行為第3条の教義を承認する適任者とする。</p>	<p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 院長、大学長、大学短期大学部学長及び中学校・高等学校長 (2) 事務局長 (3) 大学各学部長、大学短期大学部長 (4) 評議員のうちから理事会が選任した者 4人 (5) 学識経験者のうち理事会が選任した者 5人 (6) 前各号にかかわらず理事会が選任した者 1人 <p>2 前項第1号中の役職を兼務する者がある場合の理事の定数は、選任していない副院長及び兼務の数を減じた数とする。</p> <p>3 第1項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する理事は、当該役職又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p>
<p>第8条 監事は、この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p>	

2) 自己評価

理事会、評議員会に上程される議案は、すべて学院内機関である運営協議会で審議され

たものであり、理事会決議事項や評議員会議事は、事務局長（常任理事）、事務部長及び職員選出評議員から各部署の職員に伝達されるなど管理運営の透明性、適切性、円滑化が図られており、本学の目的を達成するための管理運営体制は極めて適切に機能している。

3) 改善・向上方策（将来計画）

私立学校法の改正以降、更なる管理運営体制の改善と経営の透明性の確保が求められている中で、学校法人が機動的かつ安定的に運営を行っていくために、法令を遵守するとともに、理事、監事及び評議員それぞれの役割分担をさらに明確化し、三者が協力して運営に参画できるようにする。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

1) 事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

「基準7-1-①(pp.71-72)」で示した運営協議会には、学長、各学部長が出席し、大学評議会で審議された案件が提出される。さらに、学長、学部長は理事会に出席している。運営協議会に提出された大学に関する案件が理事会において審議されている。このように、理事会には大学の意見が十分に反映されている。理事会で審議された大学に関する事項は、学長又は大学選出の評議員により大学に報告されている。

2) 自己評価

運営協議会において、院長の諮問に応じ本学院の管理運営に関する事項を審議することで、理事会に先立ち、円滑な意思疎通がなされている。また、「基準7-1-①(pp.71-72)」及び「基準7-1-②(p.72)」で示したように、法人本部(管理部門)の関係役職者と本学(教学部門)の関係役職者が常任理事としてあるいは理事として理事会等の構成員となり会議運営及び意思決定を行っていることから、管理部門と教学部門の連携は適切である。

3) 改善・向上方策（将来計画）

現在の管理部門と教学部門の連携を維持継続し、大学における教育研究体制を維持していく。

7-3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

1) 事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

点検評価改善会議規程に則り、併設短期大学と合同の点検評価改善会議を置いている。点検評価改善会議規程は、次に掲げる事項を審議事項としている。

- (1) 点検及び評価の項目の策定に関する事項
- (2) 点検及び評価の実施方法に関する事項
- (3) 点検及び評価のとりまとめ並びに結果の公表に関する事項
- (4) 改善事項の分析及び改善方法の策定に関する事項
- (5) 評価に対する組織的な対応に関する事項
- (6) 改善箇所の再点検及び再評価に関する事項
- (7) 教育上の能力評価に関する事項
- (8) 第三者評価に関する事項
- (9) その他点検、評価及び改善に関する事項

主として、審議事項（１）、（２）、（５）及び（６）に従い、点検分野、項目、実施の時期等の実施計画を策定し、これに対する学部、学科、別科、FD(Faculty Development)、事務等の点検部門を組織し、点検評価の実施を委託している。この自己点検・評価作業を経て、毎年度、『点検評価改善報告書』が作成される（審議事項（３））。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

主として、審議事項（４）、（７）及び（９）に従い、必要に応じて改善計画を策定し、また、自己点検・評価結果（『点検評価改善報告書』記載内容）に基づき、学部学科、別科、各種委員会、各執行機関は、次年度以降の取組みに反映させている。

例えば、平成 21(2009)年度、学部の教育目的、学科の教育目的・教育目標、別科の教育目的・教育目標の策定及びアドミッションポリシーの策定並びに教授会等の「会議」に関する学則条文を整備するための「2009 年度改善計画」を策定した。この改善計画は、大学評議会、運営会議、教授会及び別科会で説明され、教育目的・教育目標及びアドミッションポリシー策定のための具体的な作業は、学部学科及び別科でなされた。これらの原案は、教授会及び別科会で審議され、大学評議会において審議・決定された。これらの決定の後、理事会において、学則条文に規定される教育目的については、最終的な承認を受けるとともに、教育目標及びアドミッションポリシーについては、学長より内容の報告・説明がなされた。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

審議事項（３）に従い、『点検評価改善報告書』は、学内 LAN 電子掲示板により報告するとともにホームページには抜粋したものを一般に公開している。公開に先立ち、報告書の内容は点検評価改善会議において確認している。併せて、学内 LAN 電子掲示板及びホームページに公開する箇所についても確認している。

2) 自己評価

点検評価改善会議において、毎年度、自己点検・評価を行い、『点検評価改善報告書』を作成・公開しており、自己点検・評価のための恒常的な実施体制は確立されている。本報告書に示された業務改善・向上方策の実施状況及び目標達成状況については、次年度報告

書に反映される。こうした改善・向上の取組みの判定は、学生や第三者の視点からの評価を求める、教職員の相互評価等、方法を含めてさらに検討を進めていく必要がある。

3) 改善・向上方策（将来計画）

点検評価改善会議を中心とした、現在の自己点検・評価の体制を維持する。『点検評価改善報告書』に示された業務改善・向上方策の実施状況、目標達成状況については、学生や第三者の視点を入れるなど客観性を担保できる方策について、点検評価改善会議において検討する。

(2) 基準全体の評価

1) 自己評価

管理運営体制は、大学の目的を達成するために適切に整備され、機能している。また、管理運営に関する規程の整備及び適切な運用により、理事会、常任理事会、評議員会及び運営協議会をとおした、管理部門と教学部門の連携は適切になされている。

大学における自己点検・評価の体制は確立され適切に機能している。これらが教育研究や大学運営の改善・向上に繋がっているかどうか、引き続き検証を進めていく必要がある。

2) 改善・向上方策（将来計画）

管理運営体制については、現状を維持するとともに、大学運営の改善・向上に資するよう、管理部門と教学部門の連携をさらに深めていく。自己点検・評価についても、継続しつつ改善していく。現在の自己点検・評価は、大学と併設短期大学で完結するものであるが、自己点検・評価活動への法人本部の関与の在り方について、法人本部と大学とで今後検討する。

基準 8. 財務

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

1) 事実の説明 (現状)

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本学の平成 21(2009)年度決算における消費収入は、学生生徒等納付金 21 億 2,500 万円 (帰属収入に占める割合は 83.3%)、国や地方公共団体の補助金 3 億 687 万円 (帰属収入に占める割合は 12.0%) が主な収入で、帰属収入合計は 25 億 5,054 万円である。

一方、消費支出は、人件費 14 億 8,032 万円 (帰属収入に占める割合は 58.0%)、教育研究経費 5 億 3,057 万円 (帰属収入に占める割合は 20.8%)、管理経費 9,261 万円 (帰属収入に占める割合は 3.6%) であり、消費支出合計は 21 億 1,527 万円であった。帰属収支差額は 4 億 3,527 万円であり、帰属収支差額比率は 17.1% である。教育計画、事業計画を実行する上で収支のバランスは良い。

本学の予算は、理事会が決定した「予算基本方針」に基づき、例年 12 月から翌年 2 月にかけて編成される。「予算基本方針」で示された新年度入学者数等を基に収入を積算し、この収入の範囲内での教育計画・事業計画を立案し、バランスの取れた運営を行っている。また、大規模な施設設備の整備に備え、計画的に特定引当資産を積み立てている。

本学では、教育計画・事業計画を着実に実現するために、本学院の財政基盤、予算基本方針を背景に予算編成を行い、教育研究及び施設面の整備、充実に取り組んでいる。本学院では、予算基本方針に基づいて予算編成を行い、「学校法人会計基準」に準じた会計処理を行っている。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

本学では、学校法人会計基準及び学院の「経理規程」に基づき適正に会計処理を行っている。会計処理における問題点は、随時、公認会計士に相談し、適切な処理を行っている。また、支出に関しては、「経理規程」、「調達規程」等に従い、実行している。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

・本学院では、公認会計士による会計監査が通常月 1 回行われており、決算時にはそれ以上の回数の監査が行われている。学校法人会計に係る問題点は、公認会計士に相談し、常に理解を深め、業務の適正化を図っている。監事による監査も定期的に行われている。

・会計処理については、起案書及び契約書・請求書等に関し、学校法人会計基準に準拠した会計処理がなされているか厳格な監査が行われている。固定資産の現物監査も行われており、公認会計士より会計処理は適正に行われているとの監査報告書を受領している。

・監事による内部監査については、会計処理が学校法人会計基準に準拠し、適正に行われているか会計帳簿及び契約書・請求書等を確認し、理事会、評議員会において監査報告を行っている。また、公認会計士とは連携して会計監査についての意見交換を行う等監査機

能の強化を図っている。

2) 自己評価

- ・本学の財務状況の評価としての比率と、直近3か年の日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」大学部門の全国平均（医歯系大学を除く）との比較を「表8-1-1」に示した。
 - ・本学の財務状況は、「表8-1-1」に示すように安定している。帰属収支差額比率、消費収支比率をみても収支状況は良好な状態といえる。
 - ・一方、本学の人件費比率、人件費依存率は、全国平均と比較しても高い状態が続いている。学費引き上げが困難な現状では人件費の削減が急務である。
 - ・本学の教育研究経費比率及び管理経費比率は、「表8-1-1」に示すとおり、全国平均を下回っている。管理経費の割合を今のまま維持し、教育研究経費の拡大を計っているが、全国平均との差は縮まっていない。外部資金の確保による収入の増加を図り、教育研究経費の拡大に最善を尽くす。
 - ・本学の借入金等利息比率は、全国平均をやや上回っているが、平成10(1998)年度以降新たな借入れはなく、元金は毎年着実に減少している。
 - ・本学院は「学校法人会計基準」、「経理規程」に基づき適切に処理されている。
- また、公認会計士及び監事による会計監査が実施され、その会計処理の適正さが確認されている。

表8-1-1 教育研究経費比率及び管理経費比率

比 率	平成 19(2007)年度		平成 20(2008)年度		平成 21 (2009)年度
	(本学)	(全国平均)	(本学)	(全国平均)	
帰属収支差額比率	19.3%	(10.8%)	14.7%	(8.0%)	17.1%
消費収支比率	84.5%	(101.3%)	88.3%	(104.0%)	83.3%
人件費比率	56.9%	(48.1%)	59.7%	(48.7%)	58.0%
人件費依存率	68.7%	(61.1%)	74.0%	(61.8%)	69.7%
教育研究経費比率	19.7%	(32.2%)	21.5%	(33.1%)	20.8%
管理経費比率	3.4%	(7.1%)	3.5%	(7.3%)	3.6%
借入金等利息比率	0.6%	(0.4%)	0.5%	(0.4%)	0.4%

3) 改善・向上方策（将来計画）

学生の安定的確保の維持が財政の健全性に重要な要素となる。従って、今後も積極的な募集活動を行うよう努める。あわせて、私立大学等経常費補助金を始め、外部資金の確保にも最善の努力を払う。

教育研究の充実を図るため、教育研究経費等必要経費の確保を図りつつ、収支均衡の財務状態が確保できるように、支出の見直しを適宜行う。適正な各教員の担当授業時間数の設定、研究費の適正な配分等の実施及び見直しを行いつつ、教育の質を高めていく。

本学は、保健福祉学部栄養学科及び人文学部人文学科を開設した翌年度（平成15(2003)年度）から平成21(2009)年度までの各年度の消費収支は収入超過である。今後も収支が均衡する予算編成を目指し、経営状況のより一層の安定化を目指している。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

1) 事実の説明（現状）

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

本学院では、『広報西南女学院』に決算の概要を掲載し、理事・監事・評議員、教職員、学生・生徒・園児及びその保護者、同窓生に公開している。また、決算関係書類（財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、監事の監査報告書、事業報告書）を法人本部及び各併設校の事務所に備え付けている。「学校法人西南女学院財務書類等閲覧規程」を平成17(2005)年に制定し、平成16(2004)年度の決算より学生・生徒、保護者、教職員その他本学院と利害関係を有する者からの財務情報の開示請求があった場合には決算関係書類を閲覧できる体制をとっている。さらにホームページには平成16(2004)年度から貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書等の財務情報を公開している。

2) 自己評価

財務情報の公開については、「学校法人西南女学院財務書類等閲覧規程」に基づく閲覧、広報「西南女学院」に決算の概要を掲載し配付している。あわせてホームページ上での公開を実施している。科目の説明、収支構成のグラフ化によりわかりやすい財務情報の公開が実現できている。

3) 改善・向上方策（将来計画）

財務情報の公開については、公開内容、方法とも適切である。公開している情報の見やすさ、理解のしやすさについて今後とも工夫を続ける。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種GP(Good Practice)などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

1) 事実の説明（現状）

外部資金としては、私立大学等経常費補助金、科学研究費補助金、事業収入及び資産運用収入が考えられる。

補助金収入の99%は、私立大学等経常費補助金が占めており、帰属収入に占める割合はほぼ12%である。特別補助を積極的に活用し、教育研究の一層の充実に努めている。平成21(2009)年度には文部科学省の「大学教育推進プログラム」及び「学生支援推進プログラム」が、優れた取組みとして採択されていることにみられるように、補助金の確保に鋭意努めている。また、平成21(2009)年度には文部科学省の「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」が採択され、連携校として九州、沖縄地域の看護系大学の教員力の向上、学生の理科系科目の改善等の課題に取り組んでいる。

科学研究費補助金の積極的な申請を求めているが、申請件数は低調である。平成21(2009)年度の採択は8件、1,990万円である。

事業収入としては、地域社会への看護教育の拠点として、日本看護協会と連携し、平成19(2007)年度からは「認定看護管理者制度教育課程ファーストレベル」を実施しており、平成22(2010)年7月からは認定看護師教育課程「集中ケア」を開始する。さらに「認定看護管理者制度教育課程セカンドレベル」を本年度開始する予定である。

資産運用収入については、「学校法人西南女学院寄附行為」に則り、元本保証の商品を運用対象として行っている。低金利のため利息は多くを見込めないが、金利の状況を見ながら、少しでも高い利息が得られるように対応している。

2) 自己評価

学校の経営基盤を強固なものとして充実した経営を実施するためには、私立大学等経常費補助金等の外部資金の導入により、学生生徒等納付金収入以外の収入を確保することが必要であるが、現状では十分な収入が得られていない。科学研究費補助金については採択件数が少ない。

資産運用収入の帰属収入に占める割合は全国平均と比較しても低い。

3) 改善・向上方策（将来計画）

外部資金の導入については、特に科学研究費補助金の獲得に向け、担当者から今まで以上により積極的な教員への働きかけを展開し、申請説明会等の回数を増やして、申請件数の増加を図り、採択率を20%前後に引き上げたい。申請した者には採択されなくても学内的に研究費の増額をするなどの奨励策も取り入れ、教育研究条件の向上を図りたい。

資産運用収入は、引き続き元本保証、安全性を基本とした運用を重視するが、多少金利が高めの商品を選択肢に加えることを検討する。

(2) 基準全体の評価

1) 自己評価

本学は、教育研究の目的を達成するために、収入、支出のバランスを考慮しながら、適切な財務運営を図り、会計処理及び会計監査等は適正に実施されていると考える。

財務情報は広報誌、ホームページにより公開されており、適切であると判断している。外部資金の受け入れについては、今後、より一層の努力が必要と考えている。

2) 改善・向上方策（将来計画）

学生の安定的確保の維持が財政の健全性に重要な要素となる。今後も積極的に募集活動を行うよう努める。委託事業の積極的な受入れ等による事業収入の増収、さらに科学研究費補助金等の外部資金を獲得し、収入の増加を図る。同時に、経費節減に努めるとともに、人員配置の見直し、業務の効率化により人件費の削減を検討する。また教育研究経費に配分される予算の配分方法の見直しについても検討する。

財務情報の公開については、情報の見やすさ、理解のしやすさについて今後も工夫を続ける。

基準 9. 教育研究環境

(1) 基準項目ごとの評価

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

1) 事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

本学は、北九州市の中心部小倉北区に位置している。JR 小倉駅又は戸畑駅よりバスで約 20 分の距離にあり、住宅地域の小高い丘の上にある。校地、運動場、校舎等は、併設短期大学と共用している。また、徒歩 5 分の距離には併設の中学校・高等学校がある。

本学の「概要図」及び「大学設置基準との校地・校舎の比較」は、「図 9-1-1」及び「表 9-1-1」のとおりである。

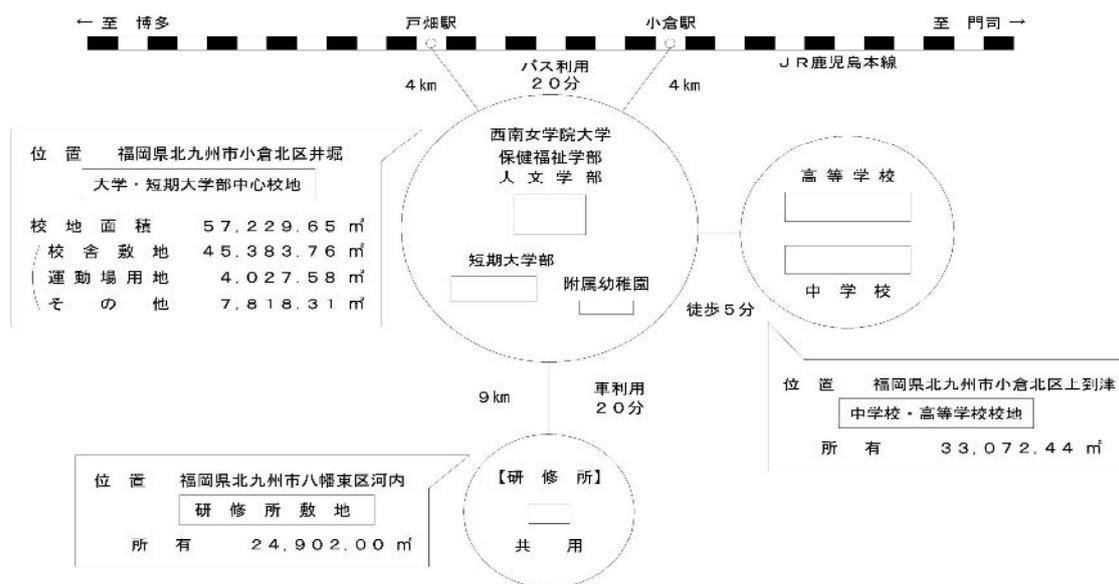


図 9-1-1 概要図

表 9-1-1 大学設置基準との校地・校舎の比較

校地面積	設置基準上必要な面積	校舎面積	設置基準上必要な面積
57,229.65 m ²	大 学 16,800 m ² 短期大学 5,000 m ² 計 21,800 m ²	33,542.25 m ² (短期大学と共用 26,356.96 m ²)	大 学 11,901 m ² 短期大学 4,400 m ² 計 16,301 m ²

校地、校舎は、設置基準上必要な校地面積の約 2.6 倍、校舎面積は約 2.1 倍であり適切に整備され活用している。

「校舎配置図」及び「施設の概要」は、「図 9-1-2 (p.81)」及び「表 9-1-2 (p.81)」のとおりである。

西南女学院大学

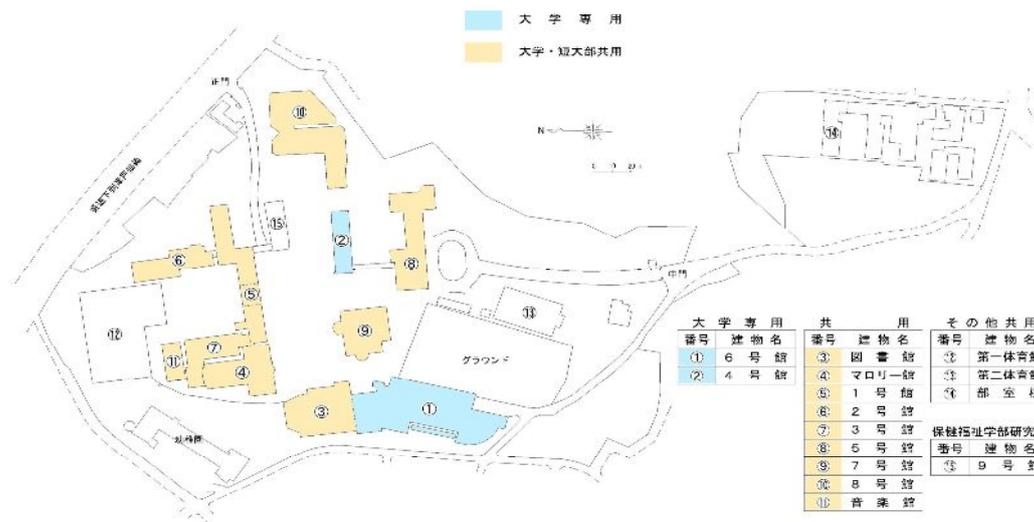


図9-1-2 校舎配置図

表9-1-2 施設の概要 (番号: ■大学専用・■大学・短大部共用・□その他共用)

番号	建物区分	延面積 (㎡)	階数	分類	主要施設
⑤	1号館	4,499.00	5階	教育	講義室、保健室、キリスト教センター談話室、調理実習室、図画教室、被服実習室、洗濯染色教室、演習室、実験室、資料室、学生ロッカールーム
				管理	学生課、施設課、電気室、警備控室
⑥	2号館	2,067.16	4階	教育	講義室、談話室、給食経営管理実習室、調理実習室、心理実験室、物理講義室、準備室、被服実験室、被服構成実習室、売店
⑦	3号館	2,958.55	6階	教育	講義室、演習室、売店、クラブ室、和室、書庫
②	4号館	1,335.64	4階	教育	講義室、調理実習室、栄養教育実習室、臨床栄養実習室、理化学実験室、精密機器室、薬品庫
⑧	5号館 (原記念館)	2,700.92	4階 地下1階	教育	講義室、情報処理演習室3・4、マルチメディア語学教育演習室1、演習室、助産・母性看護学実習室、学生ロッカールーム、会議室
①	6号館	6,854.79	5階	教育	講義室、演習室、保健室、学生相談室、マルチメディア語学教育演習室2、基礎看護学実習室、成人・老人地域看護学実習室、母性・小児看護学実習室、器材・リネン室、実験室、準備室、教材・機材標本室、観察室、研究室、ラウンジ、学生ロッカールーム、会議室
				管理	学長室、秘書室、学部長室、庶務課、電気室
⑨	7号館	2,840.96	5階	教育	講義室、演習室、情報処理演習室1・2、食堂・談話室、非常勤講師室
				管理	教務課、情報システム管理課
⑩	8号館	4,912.38	8階	教育	講義室、研究室、助手室
				管理	就職課、入試課、教育支援室、準備室
④	マロリー館	1,792.08	3階 地下1階	教育	講堂、キリスト教センター事務室、会議室
				管理	理事長室、院長室、宗教主任室、事務局長室、総務課、人事給与課、経理課、会計課、広報課
⑪	音楽館	681.75	3階	教育	ピアノ室、電子楽器室、講義室、準備室
③	図書館	2,899.02	2階 地下2階	教育	閲覧室、教員用閲覧室、グループ閲覧室、レファレンスルーム、AVルーム、AV編集室、AV資料室、書庫、会議室
				管理	館長室、スタッフルーム、機械室

西南女学院大学

⑫	第一体育館	3,280.91	3階	教育	バスケット・バレー各1面、リズム室、弓道場、健康・体力測定室、クラブ室
⑬	第二体育館	708.65	2階	教育	バスケット1面、クラブ室、教官室

保健福祉学部研究所

番号	建物区分	延面積 (㎡)	階数	分類	主要施設
⑮	9号館	1,005.14	3階 地下1階	教育	細菌培養室、細胞培養室、食品加工実習室、栄養調理実習室、生理衛生実験室、生理学実験室、物理化学実習・実験室、動物飼育室、準備室

講義室は50人から400人まで収容できるものがあり、ビデオ、書画カメラ、DVD等のAV機器等により、視覚メディアをプロジェクターに投影する装置が常備されている。移動スクリーン、ポータブルプロジェクターが用意され、講義等に有効に活用されている。本学の開学時より講義内容の多様化に備えるために教員持ち込みのパソコンを接続しての授業に対応できる設備を確保している。

専門職を養成している学科においては、各々養成施設指定規則に定められている施設設備も完備している。6号館成人・老人地域看護学実習室には、看護実習の様子がビデオカメラをとおしてビデオモニターに映し出され、学生自身が確認することで即座に問題点が解消できるようにしている。

本学関連の高齢者施設であり実習施設でもある「ふれあいの里とばた」と本学との間で、ネットワークを介した遠隔会議システムを構築した。平成22(2010)年度から、「ふれあいの里とばた」での福祉・看護・栄養の統合実習のカンファレンスに、学内にいる学生も参加できるようシステム運用を行う予定である。

情報処理演習室には、情報処理学習用のパソコンを4教室で約350台用意している。授業のない時には学生が自由に使用できるようにしている。これらの教室は、平日の9時から19時まで授業利用時を除き常時開放しているため、学生は17時50分の最終授業終了後も1時間は自由に利用することができる。また、平成21(2009)年度においては、同一時間帯に授業利用が集中しない時間割となっており、どの時間帯であっても自由に利用できる教室を確保した。

マルチメディア語学演習室には、パソコンを60台用意し、CALLシステム及び同時通訳が可能な設備によって語学力向上に貢献している。

学内は、すべての研究室、附属図書館、4号館、5号館、6号館、7号館、8号館及び9号館の全教室並びに事務室がネットワークでつながり、学内LANを構築している。

附属図書館の閲覧席は304席である。蔵書は図書が約23万冊、雑誌は1,177種、視聴覚資料は981点を所蔵している。

蔵書については、国立情報学研究所の目録データベースを利用したデータベースを構築しており、86%がデータ化されている。検索用パソコンは、17台設置されており、ネットワークをとおして学内外のパソコンや携帯電話からも蔵書検索が可能である。また、他大学等との協力では、図書館相互貸借サービスに参加し、学術情報や資料の提供に寄与している。

西南女学院大学

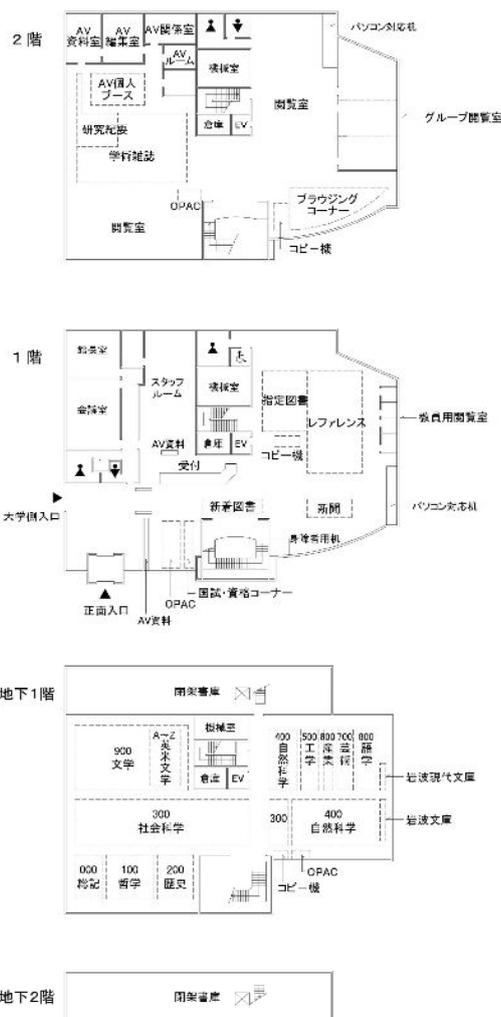


図 9 - 1 - 3 附属図書館 館内配置図

体育施設では平成 21(2009)年度にテニスコート 4 面を改修し、うち 2 面は部活動での活発な利用ができるように、全天候型のコートに仕上げた。

マロリー館には、本学の特色である「キリスト教に基づく女子教育」の観点からチャペルが設けられ、毎週定期的に行われるチャペルアワー等の教育活動に利用されている。

9 - 1 - ② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

日常の施設設備の維持、点検、保守管理は施設課が行っており、改修、修繕工事等は関係各課及び専門業者と連携して行っている。日常の軽微な修理等は課が行っているが、専門性が要求される電気設備、エレベータ設備、消防設備、給排水衛生設備の保守・点検業務、警備業務、清掃業務、樹木の維持管理業務等は業者に委託することにより、清潔で安全な教育研究環境を整えている。施設設備の法定点検、任意の保守点検を毎年定期的の実施し、設備の維持管理に努めている。

附属図書館には各専門分野の学術雑誌、研究紀要を備え、これらの所蔵情報はオンラインで検索可能である。所蔵する学術雑誌については、設置する学科の教育研究に必須となるよう、2年に1度見直している。

ネットワークについては、情報システム管理課が管理しており、日常的なトラブルについては課が対応している。専門業者による定期的な保守業務を行うことで教育研究活動を円滑に行える環境の保持に努めている。

2) 自己評価

- ・校地面積は大学設置基準を満たしている。
- ・現状では、教育を行う基準環境を具備しており、良好な状態に整備されているが、校地が小高い丘の上に位置しているために、周辺には法面が多く、擁壁等による整備が遅れている箇所が一部あり、安全確保のため計画的に施工する必要がある。
- ・施設設備についても、適切な維持管理により教育研究目的を達成するための環境は整っている。
- ・講義室、実習室の AV 機器を活用することは、講義内容をより深く学習させることに大きく貢献している。しかし、開学当初に導入したものが多く、機器の陳腐化により、入れ替えを行う時期となっている。
- ・附属図書館は、全学部の教育研究に必要な幅広い分野の資料を備えている。教育研究に直接役立つものが多く、その内容は充実したものである。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・施設、設備は、改修計画に基づき順次実施される計画である。身体障害者用トイレの増設、化粧室の改修等により、快適な空間を創り上げていきたい（基準 9-3-3）(p.87 参照)。
- ・未達成となっている閉架図書データベース化を順次進め、オンライン検索ができるようにする。
- ・情報処理演習室等及び学内ネットワークともに、機器の老朽化や情報技術の移り変わりを総合的に判断しながら適切な時期に機器等の更新及び設備の拡充を行い、学生及び教職員の需要に応えるように努める。
- ・情報処理演習室等の更新については、5年ごとの見直しを目安としている。

9-2. 施設設備の安全性が確保されていること。

1) 事実の説明（現状）

9-2-① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

施設設備の整備に関しては、安全性、機能性を重視し整備を行っている。平成 6(1994)年本学開設時、保健福祉学部（看護学科、福祉学科）の設置にあたり、学科の特性を勘案し、校舎の出入り口にスロープ、自動ドア、障害者対応のエレベータを設置し、また、障害者用のトイレを用意するなどのバリアフリー化（身体障害者対応）を行った。その後の短期大学の改組により、新たに保健福祉学部栄養学科、人文学部人文学科が増設された。この際にも校舎の出入り口にスロープ、自動ドアを設置し、エレベータは障害者対応に改修した。

しかし、バリアフリー化が進んでいない建物が残されている。又、キャンパスは起伏に

富んでいるため車いす等での移動に支障が残されている。こうした中、身体障害のある学生に対して教室やロッカールームの場所を考え移動を最小限にするといった配慮のほか、クラスメイトによる自発的な支援を得るなど、ソフト面での対応を行ってきた。

耐震については、平成 17(2005)年福岡県西方沖地震の際、鉄製窓枠ガラスにヒビ割れの被害があった。対策として窓枠をアルミサッシに取り替え、全面改修工事を実施した。また、平成 20(2008)年より耐震診断調査の年次計画を立てて、順次実施している。附属図書館についても、設計段階からバリアフリー化（身体障害者対応）を考慮に入れ、受付カウンター、机、トイレ、インターホンなど必要な設備を施している。閉架書庫の移動式書架には免震型を導入し、開架書庫の固定式書架は転倒防止対策を施している。

2) 自己評価

- ・建物の耐震性については順次診断を進め、できるところから耐震性を高めるよう取り組んでいる。
- ・バリアフリー化は徐々に整備されてきているが、建物内・建物間を容易に移動できるよう、さらに改善を進めていく必要がある。
- ・附属図書館設備については、十分に安全性が保たれている。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・現在調査を行っている耐震診断結果報告書に基づき安全性、経費面を考慮し、建物の改修・改善計画を検討していく方針である。「基準 9-1-2) (p.84)」で指摘した擁壁についても同様である。
- ・バリアフリー化をさらに推進するための長期計画を検討する。

9-3. アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

1) 事実の説明（現状）

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

本学のアメニティについては安全性、清潔さ、あたたかさ、優しさを感じられる快適な環境づくりを心がけている。

(1)敷地環境の緑地化と庭園化

本学の校地は、市内を展望できるほどの高台にあり、坂の多い複雑な地形になっている。その特質を生かして外部に面した急斜面は、外観に配慮した草木の管理を定期的に行っている。学内は建物と調和するように斜面と平地の効果的なレイアウトを考えて季節を感じられる植樹を行い、庭園化している。1、2、3号館に囲まれた中庭には芝生と花壇のある広場があり、ベンチやテーブルを配置している。この中庭はサークルの音楽演奏や大学祭の特設ステージの場ともなっている。また、7号館周辺にもベンチを配置、7号館入り口、附属図書館周辺にはプランターを置き、年間をとおして季節の花を植えて豊かな感性が育つように配慮し快適性を高めている。こうした豊かな緑に囲まれたキャンパスは、四季折々の表情も美しく、学生の心を和ませ、利用されている。

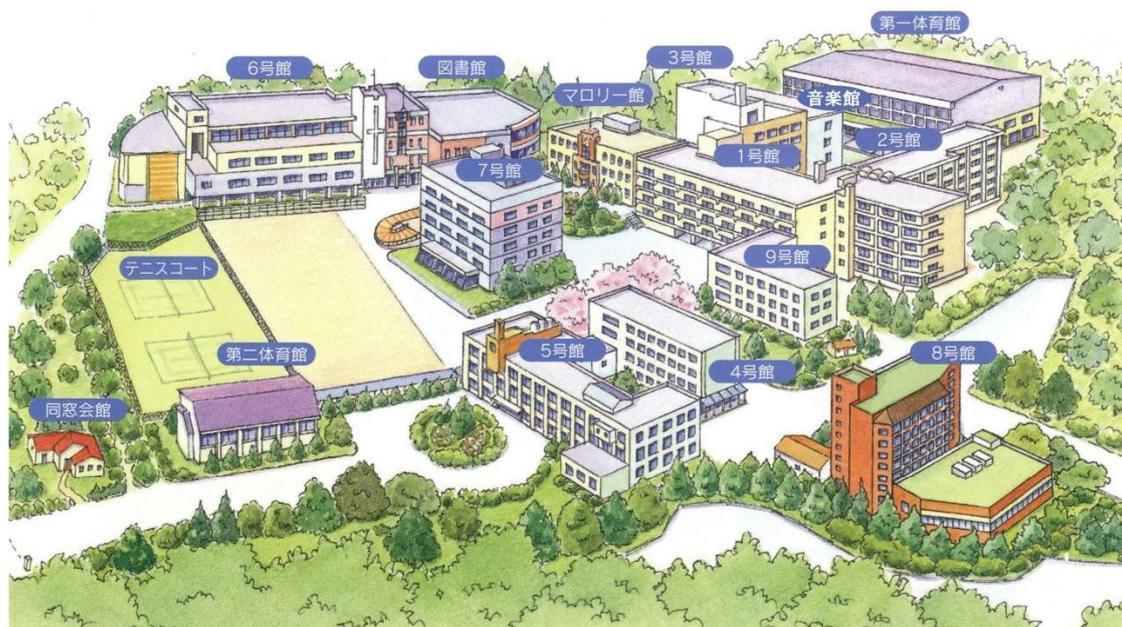


図 9-3-1 キャンパスマップ

(2) 建学の精神につながる環境設定

マロリー館、5号館（原記念館）には建学の精神と歴史を象徴するプレートや書が表示されている。6号館のアプローチには聖書の月間聖句と建学の精神が表示され、館内には聖書の一節を記したパネルが設置されている。毎朝 8 時 50 分から数分間、ポピュラーな讃美歌の一つを BGM として 6 号館全館に放送して、建学の精神を感じ、落ち着いて始業できるように配慮している。20 時には校歌を放送している（5、7、8 号館は放送設備があるが BGM は放送していない）。また、本学の建学の精神を象徴する季節の特徴として、クリスマス期間中は、大学正門近くにクリスマスのイルミネーションの点灯と 6 号館ホールに大きなクリスマスツリーをおき、附属図書館内や学生窓口等にも小さな飾り付けを行うなど、キリスト教に基づく女子教育を行っている大学にふさわしい雰囲気醸し出している。

(3) 学生が自由に使える空間の配置

2号館談話室、5号館ホール、6号館ラウンジ、7号館学生食堂・談話室、8号館ホールにテーブルとイスを配置、開放時間を 8 時 45 分から 20 時にして食事の場や憩いの場として自由に使えるようにしている。そのうち大学生協運営のカフェテリア形式の食堂・談話室は、授業の期間にあわせて 10 時 30 分から 19 時まで営業しており夕食がとれるようにしている。また、大学生協運営の売店は 8 時 30 分から 17 時まで営業しており、書籍・文具・弁当・菓子・飲み物・生活用品等を販売している。さらに別棟にある同生協運営の売店では、平成 21(2009)年 10 月から焼きたてパンの販売も始まった。なお、校舎の数箇所に自動販売機（飲み物）を設置しており、大学生協が管理している。

但し、昼食時の環境という点では座席数が少なく学生委員会の課題となっている。

(4) 自主的な学習及び活動環境

5号館ホールは、40 インチ TV を設置して開館時間中は英語放送（CNN）を常時視聴できるようにしている。また、体育館 2 か所及びテニスコート 4 面は授業以外のサークル活動等の団体及び個人的使用は、学生課届出で利用できるようにしているほか、キャンパス

の近くに、サークルの合宿所としてセミナーハウスを利用できるようにしている。サークル活動の拠点である各部室は確保できている。現在、空調設備の取り付けや改装を要する箇所があり平成 22(2010)年度、平成 23(2011)年度で改善する予定である。なお、キャンパスや教室は、毎日清掃が行われ、清潔を保っているほか、すべての教室に空調設備が備えられ、各室で調整できるようにしている。さらに、学科別にロッカールームを設け、すべての学生に個人用ロッカーを貸与し、キャンパス内の行動をしやすくしている。

2) 自己評価

- ・キャンパスは緑に囲まれ、樹木や花壇、芝生の手入れも行き届いており、学生にくつろぎの休息空間を提供している。また、キャンパス内は毎日の清掃により衛生面も充実しており、快適な教育研究環境が確保されている。生協食堂や生協売店も整備されており、特に学生食堂は夕食時まで利用できるのも、下宿生やサークル部員に大変好評である。
- ・建学の精神を反映できるアメニティづくりを心がけている。
- ・課題としては、昼食時の座席数不足の解消がある。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・キャンパス内の樹木や花壇、芝生の手入れ、毎日の清掃を今後も継続して行う。
- ・教育研究環境の充実に向けて、学生からの意見・要望を取り入れ、各部署できめ細かい対応策を検討していく。特に学生食堂や売店等の整備については、大学生協と協議しつつ、より快適な環境となるよう努力していく。

(2) 基準全体の評価

1) 自己評価

快適で安全な教育研究環境を整えることは重要な課題である。今後、学生総数が特に増加することなく、現状程度ならば校地、校舎は設置基準を満たしており問題はない。施設設備についても職員、委託業者により適切に維持・管理され、良好な環境が保たれている。

附属図書館は教育研究の中心であることから、十分に活用される環境を常に整備することが肝心であり、日々快適な学習環境づくりに努めている。

2) 改善・向上方策（将来計画）

教育研究目的を達成するための施設設備の整備は徐々に改善されてきた。今後は、より安全で快適なキャンパス整備に努める。また、施設設備の維持・管理、メンテナンスコストに関する経費の見直しを行い、限られた予算の中で適正な整備、機能の向上に努める。

特に次の点の整備を検討しなければならない。

- ・AV 機器、パソコンやネットワークなど情報機器の計画的な更新及び拡充
- ・耐震診断結果に基づく建物の改修・改善計画の立案、バリアフリー化の計画化
- ・学生食堂や売店のさらなる整備

さらに、空調、照明設備等の省エネ、エコ対策に関係部署と検討し取り組んでいく。

基準 10. 社会連携

(1) 基準項目ごとの評価

10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

1) 事実の説明（現状）

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

(1)大学としての取り組み

「シニアサマーカレッジ」を近隣在住のシニアを対象に平成 14(2002)年から毎年開講している。北九州市立年長者研修大学校周望学舎の依頼を請負う形で公開講座委員会により企画・運営され、毎年 10 日間の充実した講義・演習（約 20 回）等を組み合わせて提供し、多数のシニアの参加者がある。アンケートの回答も毎回好評である。

平成 21(2009)年度より本学主催の教員免許状更新講習を始めた。平成 21(2009)年度は 5 つの講習を行い、各講習とも募集定員は 20 人で、6 時間、総計 30 時間、延べ受講者数は 99 人であった。

学生のハンドベルコンサートは、クリスマス時期に周辺地域で多数開催される。また、本学に設置されるクリスマスツリーのイルミネーションも、季節の風物詩として近隣住民に受け入れられている。

附属図書館は、卒業生、旧教職員、併設の短期大学部附属シオン山幼稚園保護者、実習施設の職員等、館長の許可する者に対して利用証を発行し、図書の貸出を行っている。また、周辺地域の医療関係者にも閲覧及び複写を可能としている（入館手続が必要）。なお、「シニアサマーカレッジ」及び「認定看護管理者制度教育課程ファーストレベル」受講生には、名札の確認によって入館、閲覧及び複写を行えるようにしており、通常必要とされる入館手続きは求めないこととしている。

本学では、日曜日は安息日として、原則として学内での行事等を行わないが、重要度の高いものについては法人本部の運営協議会の承認を経て、大学施設の使用を認めている。

理事会、大学評議会の承認を経て、高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」に本学教員を理事長として推薦している。また、総施設長として、本学教員が出向している。

(2)保健福祉学部

本学教員がグループで地域に貢献するものとして文部科学省の委託事業である「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」の「臨床看護師、潜在看護師のフィジカルアセスメント能力向上を目指すプログラム」が平成 21(2009)年度に最終年度を迎えた。看護師、潜在看護師を対象に毎年 40 人を募集し、様々な実習、演習、講義、著名な看護の指導者を招いての講演等を提供し、本学でコンテンツがつけられた e-Learning を参加者に提供している。毎年 3 倍を超す応募者がある。第三者を含めた評価会議において良い評価を得た。

保健福祉学研究所の事業として、平成 18(2006)年より実施されていた地域の看護師への生涯学習支援である「認定看護管理者制度教育課程ファーストレベル」は、現在大学の事

業として展開されている。これは、認定当時、日本看護協会により、保健福祉学研究所が教育機関として認定されたもので、申請上、大学の事業となった今日においても毎年 100 人を超える参加がある。150 時間を超える講義と演習を組み合わせた教育で、認定証が交付された認定看護管理者が約 400 人となった。

平成 22(2010)年度より、「認定看護管理者制度教育課程セカンドレベル」の教育機関として 40 人を募集し、180 時間の教育を行う予定である。

平成 22(2010)年度より、認定看護師教育課程「集中ケア」の教育施設として日本看護協会より認定され、30 人を募集した。これは必須 600 時間と選択 75 時間の実習、演習及び講義を提供するもので、周辺のみならず遠隔地の病院の期待の高いものである。

栄養学科では、本学及び併設短期大学主催、社団法人日本フードスペシャリスト協会共催による「「弁当の日」をより良く取り組むための講演会・シンポジウム」に参画した（平成 22(2010)年 2 月 13 日、本学マロリーホール）。

保健福祉学部の個々の教員の社会連携の主なものは次のとおりである。

看護学科では、日本看護協会、福岡県看護協会や日本看護連盟での活動、福岡県の介護に関する委員会や審査会、北九州市の保健所運営協議会等多数の協議会、介護サービス評価委員会等介護に関する多数の委員会、周辺の市町村の協議会等の理事、評議員や委員等、周辺の病院での看護師の研修講師、社会福祉法人での産業医、いのちの電話の評議員、看護専門分野での検討会委員、福岡県の在宅ホスピスを推進する会の委員、病院の倫理委員会や薬剤治験審査委員会の委員、健康増進や病気対策の財団の理事や評議員、集団検診委員会の委員、研修医の教育のための委員、区の地域ケアの委員、近隣の病院での看護教育の講師、などが主なものである。

福祉学科では、県や市の社会福祉や介護に関する審議会や委員会の会長や理事や評議員、市の精神保健のためや障害者援助のための審議会や審査会の理事や委員、社会福祉法人の理事や評議員や会員、NPO 法人の委員、医学系学会の臨床研究審査委員、医療保育テキスト編集委員長、種々の団体での病児に関する講師、スポーツアドバイザー、病気に関する懇話会や研究会の世話人、福祉に関する会やセンターの理事や委員、教会関係の講師、福祉に関する会の会員、福祉関係の協会の委員や講師、養護教諭養成大学協議会や養護教諭に関する研究会の会長や理事、評議員等、市福祉事業団の講師、県の青少年育成のためのボランティア委員、学校教育関係の講師等が主なものである。

栄養学科では、海外での歯科医療協力会の会長、福岡県栄養士会の理事、九州全体や県、市のスポーツ連盟や協会の理事、複数の近隣大学や看護学校の非常勤講師、薬剤の効果に関する評価委員、市の給食審議会委員、市の食育推進懇談会委員、専門家育成のための研究の客員研究員等が主なものである。

(3)人文学部

英語学科では、中高生対象のマロリーカップ英語コンテストを英語学科開設時より開催し、平成 22(2010)年度で 5 回目となる（平成 22(2010)年度は小学生と中学生）。参加者は福岡、大分等九州域内からが多数を占めるが、平成 20(2008)年度は中部地方の学校からの参加もあった。また、年 6 回開催しているイングリッシュ・レクチャーは学外にも開放しており、併設中学校・高等学校の高校生も参加している。

観光文化学科では、学科教員による公開講座として「サブプライムローンと金融危機」「オバマ大統領の時代」を実施し、90人ほどの参加者を得た。「通訳ガイド対策講座」では社会人、卒業生の聴講を認めている。

人文学部の個々の教員による社会貢献の概要は次のとおりである。

- ・学校関係者評価委員並びに学校評議員（平成 22(2010)年度）に任命された。
- ・「北九州英語教育研究協議会運営委員」の「アドバイザー」として、北九州市教育委員会より依頼を受けた（平成 20(2008)年 7 月から平成 22(2010)年 3 月）。
- ・平成 21 年度第 49 回十五大都市公立中学校英語教育研究連絡協議会講師（平成 21 年(2009)10 月 16 日）、平成 21 年度福岡県高等学校英語教育研究部会北九州支部総会・研修会講師（平成 22(2010)年 3 月 4 日）など学校教育関係の集まりでの講師、北九州市教育委員会主催「第 5 回イングリッシュ・コンテスト北九州」平成 21(2009)年の審査委員など、コンテストの審査委員の依頼を受けた。
- ・北九州市立年長者研修大学校穴生学舎の高齢者を対象に、リーマン・ショック発生直後の平成 20(2008)年 9 月、観光文化学科教員が「国際金融問題を考える ～サブプライムローン問題を中心に～」という演題にて講演を行った。
- ・平成 21(2009)年 10 月放映の J-COM 下関（ケーブル TV）にて「企業統治と地方自治」という演題にて対談形式の講演を行った。

(4)助産別科

「助産師学生によるパパ・ママクラス」を企画、運営した（平成 21(2009)年 9 月 19 日、9 月 26 日）。

個々の教員の社会貢献として日本助産学会評議員を挙げることができる。

2) 自己評価

- ・大学が有する物的、人的資源を社会に提供する努力が行われているが、学科主催のものは看護学科に偏っている。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・看護学科以外の学科における、学科主催の講座等を充実させる。

10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

1) 事実の説明（現状）

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

(1)企業・病院との協力関係

- ・「うま味調味料が高齢者の食事の満足感及び摂取量へ与える影響に関する研究」受託
平成 22(2010)年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで、「うま味調味料が高齢者の食事の満足感及び摂取量へ与える影響に関する研究」（委託費 226 万円余）を栄養学科所属の教員が受託し、取り組んだ。
- ・ワクチン開発への専門的助言等

予防接種は国の重要な感染症対策の一つで、用いられるワクチンは社会の変化とニーズに対応するよう開発・改良が行われている。ワクチンメーカーが研究・開発・製造するワクチンはヒトに対する有効性と安全性が臨床的に証明されなければならない。この臨床試験が『治験』である。2つの研究所が開発した新型インフルエンザワクチン（A/H5N1）の治験における効果安全性評価委員会委員を、看護学科所属の感染症専門の教員が務めた（平成 20(2008)年度）。同教員は、さらに 1 つの研究所が新たに開発し、治験が行われている混合ワクチン（百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ）、組織培養日本脳炎ワクチン及び新型インフルエンザワクチン（A/H5N1）について、臨床的立場から医学専門家として指導している（平成 19(2007)年度から平成 22(2010)年度）。

・浜の町病院血液病センターの造血幹細胞移植患者への心理サポートシステム構築の支援

国家公務員共済組合連合会浜の町病院の血液病センターの要請を受け、平成 15(2003)年 10 月より、造血幹細胞移植患者の心理サポートシステム構築のための検討会に、本学福祉学科所属の臨床心理学担当教員が参加した。平成 16(2004)年 9 月から当該教員を含む数名の心理士が専門職ボランティアとして心理相談を開始、平成 17(2005)年度より非常勤臨床心理士配置を受け、当該教員らは医師・看護師・臨床心理士へのコンサルテーションと臨床心理士のスーパービジョンを行うこととなった(URL:<http://www.hsct.jp/team/0802/tm1.php>)。平成 21(2009)年度には、臨床心理士が専任化され、コンサルテーションを終了した。

・大分県立病院総合周産期母子医療センター臨床心理学的援助活動

平成 17(2005)年 8 月より大分県立病院総合周産期母子医療センターからの依頼を受け、センター内の NICU に入院中の新生児とその家族に対する臨床心理学的援助活動と医療スタッフへのコンサルテーションに、本学福祉学科所属の臨床心理学担当教員が従事してきた。開始当初は、実績がなく予算がつかなかったため、当該教員の研究として参加することとなった(月 2 回)。

平成 19(2007)年 4 月以降は、それまでの実績を認められ、非常勤の臨床心理士として勤務し、回数も月 3 回に増加し、現在に至る。また、平成 22(2010)年 8 月からは、NICU 看護師と当該教員とで、臨床心理学的援助に関する勉強会を開催する予定である。

(2)近隣の大学間の協力関係

・「ケアリング・アイランド九州沖縄構想」への参加

平成 21(2009)年 9 月から、文部科学省の戦略的大学連携支援事業の 1 つとして、九州沖縄地方の 13 の看護系大学が集まり、「ケアリング・アイランド九州沖縄構想」（代表校 福岡県立大学）をスタートさせた。これは、「九州・沖縄の看護系大学の教育内容の多様化と、その充実を図るとともに、学生の学習機会の拡充や、地域貢献活動を推進させるため、各大学の強みを持ちより相互補完し、現在解決しなければならない課題を 7 つに分け」て取り組まれている（『看護系大学から発信するケアリング・アイランド九州沖縄構想プロジェクト中間報告』 iii）。7 つの課題は、①助手・助教力の停滞及び専任教授力、教員集団力の課題、②臨地実習指導者の教育力のばらつき、③卒後 1 年目看護師の高離職率、④卒後 1 年目の看護技術の未熟さ、⑤新設校などの学生間における学びの文化の未成熟、⑥高校理系科目履修のばらつきと専門基礎科目への影響、⑦各大学の特徴科目の共有不足、である。

(URL:<http://caring-island.net/>)

・「福岡共同・教員免許状更新講習システム」への参加

福岡県では、県内 14 の国・公・私立大学で構成する「福岡共同・教員免許状更新講習システム」を立ち上げ、福岡県全域の教員免許状更新講習希望者に対応できる広域連携の実施体制を築いている（URL:<https://www.kuaskmenkyo.necps.jp/fukuoka/>）。本学は平成 21(2009)年度から教員免許状更新講習をスタートさせ、同システムの共同使用大学となり、受講者の便を図っている。

・日本語教員養成課程に関する大学間連携

平成 14(2002)年度 2 学期以降、日本語教員養成課程の複数授業科目で本学科学生の研修体験(日本語授業見学や教育実習等)の受け入れを九州工業大学及び北九州 YMCA 日本語学校にお願いしている。また本学に九州工業大学の学生が訪れ、学生と交流する会も毎年実施されている。平成 21(2009)年度は 6 カ国 23 人も九州工業大学留学生が来学し、本学学生と有意義な交流の時を持った。

・日本語研修中の留学生への会話パートナー

平成 14(2002)年度より夏期休暇中に日本語教育履修生が中心となって、国際協力機構 (JICA) の九州研修センターにおいて日本語研修中の留学生への日本語会話パートナーをしている。留学生は財団法人日本国際センター (JICE) の奨学金を受けて、九州大学大学院及び立命館アジア太平洋大学(APU)大学院で研究をし、帰国後は自国の若手リーダーとなることが期待されている社会経験のある優秀な学生達である。本学学生は、この体験をとおして留学生から多くのことを学ぶ。

(3)海外の大学との協力関係

本学の重要な教育目標のキーワードである「国際化」の具体的な活動として、学生が在学中から参加できる各種の国際交流活動がある。海外の姉妹校、協定校への研修（短期留学）、外国からの研修団の受け入れ等を行っている。国際交流に関する事項の審議及び運営は、各学部学科から選出された国際交流委員からなる国際交流委員会が担当している。本学の国際交流（学生の留学又は授業での研修先）は、アメリカ（マーサー大学、ワシントン大学）、カナダ（バンクーバー・アイランド大学、ブリティッシュコロンビア大学）、韓国（培花大学）、オーストラリア（サザンクイーンズランド大学）、ニュージーランド（ワイカト大学、マルボロー工科大学）、中国（上海旅遊高等専科学校・上海師範大学旅遊学院、大連大学）など 6 か国 10 大学との交流を行っている。学生の派遣に際しては、事前オリエンテーションを実施し、研修（短期留学）が円滑に行うことができるよう支援している。研修（留学）先で取得した単位は、一定の条件の下で、本学の取得単位とみなしている。

表 10-2-1 海外の姉妹校・協定校 (平成 22(2010)年 5 月 1 日現在)

大学等名称	種別	締結日
マーサー大学	姉妹校	平成 14(2002)年 9 月 24 日
培花大学	姉妹校	平成 15(2003)年 5 月 14 日
大連大学	協定校	平成 17(2005)年 4 月 11 日
ウィンチェスター大学	協定校	平成 20(2008)年 6 月 19 日
上海旅遊高等専科学校 上海師範大学旅遊学院	協定校	平成 20(2008)年 6 月 27 日
バンクーバー・アイランド大学	協定校	平成 22(2010)年 1 月 15 日

2) 自己評価

- ・教員の専門性を提供することで、企業・病院等との協力を進め、注目される成果を得ている取組みがいくつかあるが、これらは保健福祉学部に限られている。
- ・地域の大学間の協力関係は、いくつかの課題で成果を上げつつある。
- ・人文学部を中心に国際交流活動を積極的に行っていることは評価できる。安全性、経済性、能率性の観点から、国際交流へ全学的なバックアップを検討していくことが望まれる。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・大学の教員の専門性を活かして、企業、病院、施設等との協力関係をいっそう追求していく必要がある。そのためにも、全学的に、企業、病院、施設等にとって魅力のある研究業績を、さらに構築していくことを目指す。
- ・国際交流の体制をより強化し、国際交流の成果を検証する。

10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

1) 事実の説明（現状）

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

町内会の役員の方々及び近隣の企業合わせて16人(社)を訪問し、地域住民に対して大学祭開催の案内を積極的に行っている。

警察署に対しては大学祭中の警備巡回のみならず、女子学生の性犯罪被害防止に向けた巡回を依頼している。また、薬物乱用防止に関する講演も依頼している。

学生の礼儀等にかかる地域住民の方々からの苦情に対しては、その都度、学内掲示板等で学生の注意を促している。

毎年、教職員及び学生に対してクリスマス募金を行い、日本と世界の飢饉や困窮、病気や障害の中にある方々のために従事している民間の12団体(NPO法人北九州ホームレス支援機構、北九州シロアム会など)に献金している。

福祉学科学生・卒業生の社会福祉援助技術の実践の場でもある知的障害者を中心とした福祉作業所「カフェ・ラポール」のサンドイッチ等の軽食を販売できる「場」を大学内に提供している。

教職員に対して、小倉都心部美化推進連絡協議会による小倉駅前クリーンアップキャンペーンへの参加を呼び掛け、毎回3、4人が参加している(直近の平成22(2010)年3月10日は降雪のため中止)。

福祉学科では、大学近隣地域である井堀地区の「井堀街づくり協議会」に委員を派遣している。

英語学科では教職課程履修中の3年生を中心に、市内の小学校や中学校の校長の依頼により、各学校の放課後の時間帯に、ボランティアを派遣し、小学生又は中学生の「教育支援」を行っている。これまでは「市立吉田小学校」や「市立板櫃中学校」に学生を派遣してきた。現場の要請に応じて今後も継続する。

観光文化学科では地域社会との良好な協力関係を築いた例として、黒崎商店街の活性化をテーマに、本学科の学生（3年生4人）が平成21(2009)年夏から秋にかけて調査・取材を行い、提言をまとめた活動がある。この活動は、北九州商工会議所及び北九州市産業経済局が共催する学生プレゼンテーション大会（9大学16チームの参加）において、「北九州を発見ー私達が伝える街の面白さー」というテーマで発表され、その内容が評価されて市長賞を受賞した。

2) 自己評価

- ・地域社会に対して大学祭開催の案内を積極的に行い、地域にとけ込んだ大学を目指している。
- ・女子大学であるため、生活の安全を配慮した警察署との連携は重要である。
- ・学生の礼儀等にかかる地域住民からの苦情は、学生の自己反省を促し、社会生活におけるマナーの向上に繋がっている。これらの取組みは学生部長と学生課に負うところが大きく、教職員全員が地域住民の苦情を理解し、学生への指導・支援を進めていくことが必要である。
- ・クリスマス募金は、建学の精神「感恩奉仕」の具現化の一つとなっている。
- ・福祉作業所との連携と「場」の提供は、福祉コミュニティ形成に繋がっている。

3) 改善・向上方策（将来計画）

- ・今後も、地域社会との協力関係を充実させていく。その際、学生部長と学生課の取組みを可能な範囲で全教職員が共有し、協力しつつ、学生への指導・支援を進めていくことを重視する。

(2) 基準全体の評価

1) 自己評価

- ・大学が有する物的、人的資源を社会に提供する努力が行われているが、学科主催のものは看護学科に偏っている。
- ・教員の専門性を提供することで、企業・病院等との協力を進め、注目される成果を得ている取組みがいくつかあるが、全学的な広がりには乏しい。地域の大学間の協力関係は、いくつかの課題で成果を上げつつある。
- ・人文学部を中心に海外の大学との国際交流活動を積極的に行っている。安全性、経済性、能率性の観点から、国際交流へ全学的なバックアップを検討していくことが望まれる。
- ・近隣の地域との協力関係は構築できているが、学生部長と学生課の努力によるところが大きく、全教職員の理解と協力によって、より効果的な協力関係を築く必要がある。

2) 改善・向上方策（将来計画）

- ・看護学科以外の学科における、学科主催の講座等を充実させる。
- ・大学の教員の専門性を活かして、企業、病院、施設等との協力関係をいっそう追求し

ていく必要がある。そのためにも、全学的に、企業、病院、施設等にとって魅力のある研究業績を、さらに構築していくことを目指す。

- ・国際交流の体制をより強化し、国際交流の成果を検証する。
- ・地域住民との協力関係をよりよいものとしていくために、全教職員が学生部長、学生課の取組みを可能な範囲で共有し、意識を向上させ、学生の指導・支援に活かしていく。

基準 1 1. 社会的責務

(1) 基準項目ごとの評価

1 1 - 1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

1) 事実の説明(現状)

1 1 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学の組織倫理に関する規程等は、「表 1 1 - 1 - 1」のとおりである。

表 1 1 - 1 - 1 組織倫理に関する規程等一覧

構成	規程等名称	備考		
第1編 法人本部	第1類 基本	学校法人西南女学院寄附行為		
		学校法人西南女学院常任理事会規程	寄附行為第18条の常任理事の職務の執行に関する規程	
		学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則	理事会の業務及びその職務権限の委任について定める	
		学校法人西南女学院理事会会議規則	寄附行為第17条及び46条の規程に基づいて、理事会の会議について必要な事項を定める	
	第2類 組織	西南女学院本部規程	法人本部の組織等について定める	
		学校法人西南女学院個人情報の保護に関する規則	個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定める	
		西南女学院文書取扱規程	文書管理の基本的事項を定める	
		西南女学院文書取扱細則	文書の收受、受付及び回覧並びに文書の発送に関する取り扱いの方法を定める	
		西南女学院公印管理規程	法人及び法人設置各校の使用する公印に関し、必要な事項を定める	
	第3類 人事	学院規則等制定及び改廃手続細則	法人及び法人設置各校における学院規則等の取扱いに関して定める	
		学校法人西南女学院就業規則		
		就業規則第22条兼職禁止に関する了解事項		
		セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関して、必要な事項を定める	
第2編 大学	学則	セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針(規則第6条関係)		
		学則	西南女学院大学学則	
		管理運営	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則	本学の業務の運営に関して定める
			西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則	会議等の設置、組織、運営、審議事項等について定める
	大学公印管理規程細則		西南女学院公印管理規程に基づき、大学における必要な事項を定める	
	大学文書処理等細則		西南女学院文書取扱規程に基づき、本学における必要な事項を定める	
	委員会運営	委員会及び執行機関の役割に関する規程	本学の組織・機構における委員会の「役割の明確化」及び関係教職員の「責任の明確化」を図ることを目的としている	
		委員会	大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会規程	
			大学キャンパス・ハラスメント調査委員会規程	
	倫理審査委員会規程			
学生個人情報保護委員会規程				
学術研究	研究取扱規則	本学の教員及び助手が中心となって行う、人間を直接対象とした研究が適切に実施されるために、研究の取扱いに関して必要な事項を定める		

西南女学院大学

学生	学生個人情報保護規則	学生の個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な事項を定める
	大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程	キャンパス・ハラスメントの発生の防止及び発生時の対応について必要な事項を定める
	大学キャンパス・ハラスメント相談員規程	キャンパス・ハラスメント相談員に関する事項を定める
	大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン	キャンパス・ハラスメントが発生した場合の対応について定める
申合せ等	大学専任教育職員の服務に関する申合せ	就業規則第8条に定める勤務時間等に関する教員の特別取扱いについて定める
	助教に関する内規	助教に関して必要な事項を定める
	助教に関する申合せ	助教に関する内規について必要な事項を定める
	大学専任助手の服務に関する申合せ	就業規則第8条に定める勤務時間等に関する助手の特別取扱いについて定める
ポリシー	大学における情報セキュリティポリシー	大学が保有する情報資産に関するセキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたもの

「表 1 1 - 1 - 1 (pp.96-97)」は、法人及び大学の組織倫理に関する代表的な規程等を示したものである。

「第 2 編 大学」の規程等によっては、名称に「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部」ないしは「大学」を冠している。これは、平成 16(2004)年 4 月に大学と短期大学の執行機関の組織の一元化を行う際、双方で取り決めた次の確認事項によるものである。

- ・上位規程である「規則」は、原則として「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部」を冠する。
- ・大学と短期大学部の共通の規程等の場合は、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部」を冠しない。ただし、他の部門（法人本部、中学校・高等学校、幼稚園及び学寮）の規程と紛らわしくなるときは、「大学」を冠する。

※現在、学寮は廃止されている。

- ・大学と短期大学部と別立ての規程については、各々の校名を冠する、その際、規程名を「 」で表記する。

なお、この一元化に伴い「西南女学院短期大学」を「西南女学院大学短期大学部」へと名称変更した。

1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

法人本部における管理運営及び大学の管理運営並びに教育研究は、「表 1 1 - 1 - 1」に示した規程等に基づき、実施されている。大学においては、キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会作成の冊子「キャンパス・ハラスメント」、キャンパス・ハラスメント相談員一覧及び相談窓口を記載した印刷物、「学生相談室紹介のリーフレット」が学生に配付されている。なお、キャンパス・ハラスメント相談員には、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会が、事前に研修を行っている。研究に関しては、研究取扱規則が整備され、倫理審査委員会において、必要な審査を行っている。

2) 自己評価

社会的機関として、教育研究及び管理運営に関する基本的な規程は整備され、適切に運営されている。全教職員に対する周知徹底のため、新任の教職員については、法人本部で「新任職員オリエンテーション」を、専任教員及び助手については、別途、大学で「オリ

エンターション」を実施しサービス等について周知を図っている。

法人及び本学を取り巻く状況や社会環境の変化に対応するため、関係法令の制定・改廃に準拠するため、適宜、法人及び本学の規程等を必要に応じて改廃する体制を構築している。

3) 改善・向上方策（将来計画）

「表 1 1 - 1 - 1 (pp.96-97)」に示した、組織倫理に関する規程等及び適切な運用を教職員にさらに周知徹底していく。部課長、学科長等、マネジメントを行う立場の教職員むけに講習会や事例検討会を行うなど、よりよい運用の在り方を議論する機会を設ける。

今後、規程等の制定、改廃が必要となった場合、速やかに対処する。

1 1 - 2. 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能していること。

1) 事実の説明（現状）

1 1 - 2 - ① 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

本学では、法人本部が定める西南女学院消防規程に則り、火災その他非常事態発生時に迅速に対応できる体制となっている。体制維持とその向上のため、本学では、消防訓練、避難訓練を行っている。また、自動体外式除細動器(AED)を学生課前(1号館)に1台、第二体育館出入口に1台、計2台設置し、学生及び教職員を対象に毎年1回講習を行い、緊急時に対応ができるようになっている。さらに、保健福祉学部所属の医師免許、看護師免許等を有する教員及び助手が、緊急時に学生課及び保健室との連携の中で対処することもある。学生の盗難防止対策として、6号館1階及び5号館1階の学生ロッカー室にロッカーの施錠を促す「自動音声報知機」を設置している。学外からの侵入者への対策及び車の進入・通行については、警備会社に24時間の常駐警備を依頼している。敷地内への進入口のうち、警備員詰所のない西門については、監視カメラ及び敷地内の通り抜けを防止するための車止めを設置し、学内の安全を確保している。

学生は入学時に「学生教育研究災害傷害保険」及び「施設賠償責任保険」に加入することになっており、授業、実習、課外活動等における事故等の発生に備えている。看護学科学生は、上記に加えて、傷害事故・賠償事故・感染事故に対応している「Will」に加入する。また、大学生協の各種保険を紹介している。

各学科各学年に教員をアドバイザーとして置く「アドバイザー制度」は、学習支援及び学生生活支援の側面から、危機管理体制の一環として機能している。

学生の個人留学及び大学が企画する学生の海外研修については、危機管理の上からも事前に現地調査をするなど治安状況を詳細に検討し承認している。また、特定非営利活動法人「国際教育交流協議会(JAFSA)」、「海外留学生安全対策協議会(JCSOS)」に加盟しており、海外での事故に対しては側面的にも危機管理の支援を受けることになっている。今後の課題として、リスクを最小限にするためにも個人留学者及び海外研修参加者対象の出発前オリエンテーションの見直し、留学・研修中の24時間緊急支援体制の整備が挙げられる。

新型インフルエンザに対する感染予防及び感染拡大を抑えるために、学内に新型インフ

ルエンザ対策会議を設け、学生・教職員の日常生活での対応、海外帰国者の対応、国内・外出張への対応及び学生への緊急連絡網の整備等について対策を協議し、新しい情報をその都度、大学ホームページや学内掲示板等で学生、教職員及び本学関係者に告知している。

2) 自己評価

規程は整備され、学内における日常の安全管理のための対策は講じられている。しかし、学生や教職員の緊急時、特に休日や学外で問題が発生した場合の緊急連絡先、担当部署、連絡網等、突発的な問題が発生した場合の一般的な対処のシミュレーションの実施及びそれに基づく対策は十分ではない。

3) 改善・向上方策（将来計画）

緊急時のネットワークの構築等、突発的な問題が発生した場合の一般的な対処のシミュレーションを行い、順次対策を講じる。規程及び現在講じられている危機管理のための対策については、教職員に周知徹底していく。

1 1 - 3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

1) 事実の説明（現状）

1 1 - 3 - ① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

本学では、『西南女学院大学紀要』のほか、『保健福祉学部附属保健福祉学研究所報告書』、『人文学部ニューズレター』、『図書館報』等の印刷物を発行している。紀要は、500冊程度を国内の大学その他研究機関に配付している。研究所報告書は本学専任教員及び助手並びに併設短期大学の専任教員に配付している。ニューズレターは、学生、保護者（入学式後の保護者懇談会及び卒業式当日）、教職員、オープンキャンパス参加者及び訪問先の高校に配布している。図書館報は、教職員、保護者（学科の保護者懇談会出席者）、理事、評議員、併設校、同窓会、入学試験合格者及びオープンキャンパス参加者に配布している。

法人本部では、『広報西南女学院』、『西南女学院月報』を発行している。広報の配布先は、本学学生、併設校の学生生徒園児、教職員（旧教職員を含む）、理事（旧理事を含む）、評議員（旧評議員を含む）、キリスト教学校教育同盟に加盟している各大学、日本バプテスト連盟に属している諸教会及び県内の主な小学校、中学校、高等学校である。「月報」の配布先は、教職員、理事、評議員及び監事である。

ホームページでは、学部、学科、別科の教育活動及び諸行事、学生生活の紹介、入学試験情報、キリスト教センター等、各種情報を掲載している。

西南女学院大学「共同研究費取扱規程」に基づき共同研究費の交付を受けた者は、年に1度、学内で開催される報告会において研究成果報告をすることになっている。FD (Faculty Development)活動については、平成 20(2008)年度及び平成 21(2009)年度の活動実績を『2008・2009 年度 FD 活動報告書』としてとりまとめている。報告書は平成 22(2010)年 6 月に公開する。

また、毎年度、北九州市立年長者研修大学校周望学舎との共催により開講している公開講座は、本学の専任教員が教育研究成果を社会に還元する機会となっている。公開講座は、本学の公開講座委員会が担当している。

2) 自己評価

本学の教育研究成果の学内外への広報活動は、整備されている。

3) 改善・向上方策（将来計画）

ホームページ及び各種印刷物の精査を継続して行うとともに、必要に応じ充実させていく。共同研究成果発表の報告書の発行を検討する。

また、広報に関する法人本部との連携に配慮する。

(2) 基準全体の評価

1) 自己評価

社会的機関として組織倫理に関する規程が整備され、適切に運営されている。危機管理については、規程は整備されているが、問題発生時の一般的な対処方法の整備は十分ではない。大学の教育研究成果に関しては、研究紀要委員会の責任のもとで編集され、査読制度をもつ『西南女学院大学紀要』の発行をはじめとし、広報活動の展開、広報物等の発行が、広報に関わる各種委員会、学部、学科、別科及び担当課の連携により実施されている。

2) 改善・向上方策（将来計画）

現在の組織倫理及び危機管理体制を堅持しつつ、組織倫理及び危機管理について、教職員の共通認識を高めていく。

学生及び教職員に対して、すでに整備されている組織倫理及び危機管理にかかる各種規程の周知徹底を図る。

広報については、個人情報保護や著作権保護等、社会的機関として必要な組織倫理に配慮しながら、引き続き充実させていく。また、広報物等の学内におけるチェック体制を整備する。

IV 特記事項

ここでは西南女学院大学及び法人本部の特徴をよく表しており、Ⅲ「基準」ごとの自己評価に盛り込まれているが説明スペースが十分とれなかった8つの事業について説明する。

西南女学院大学及び法人本部の特徴として、次の4点を挙げているので参考にされたい。

- A 建学の精神を活かした教育活動
- B 地域や卒業生とのつながりの中での教育活動
- C 保健福祉学に関する学際的な教育研究活動
- D 図書館利用促進

事業名	特徴	本編「Ⅲ. 基準に基づく自己評価」における説明箇所
高齢者複合施設と文部科学省「大学教育・学生支援推進事業（テーマA）」	B 地域や卒業生とのつながりの中での教育活動 C 保健福祉学に関する学際的な教育研究活動	2-1-②(pp.9-10) 「高齢者複合施設『ふれあいの里とぼた』における文部科学省『大学教育・学生支援推進事業（テーマA）』」
カフェ・ラポール	B 地域や卒業生とのつながりの中での教育活動	10-3-①(pp.93-94) 「カフェ・ラポール」
ほほえみの会	C 保健福祉学に関する学際的な教育研究活動	2-1-②(pp.9-10) 「NICU グラジュエイトと家族のためのプログラム」
看護学科生涯学習支援活動	B 地域や卒業生とのつながりの中での教育活動	10-1-①(pp.88-90) 「認定看護管理者制度教育課程ファーストレベル」 「認定看護管理者制度教育課程セカンドレベル」 「認定看護師教育課程『集中ケア』」 10-2-①(pp.90-92) 「ケアリング・アイランド九州沖縄構想」
附属図書館の利用率	D 図書館利用促進	9-1-②(pp.83-84) 「附属図書館」
マロリーカップ	B 地域や卒業生とのつながりの中での教育活動	10-1-①(pp.88-90) 「マロリーカップ英語コンテスト」
ハンドベルクワイヤー	A 建学の精神を活かした教育活動	4-3-③(pp.46-47) 「キリスト教センター」 10-1-①(pp.88-90) 「ハンドベルコンサート」
保健福祉学部附属保健福祉学研究所	C 保健福祉学に関する学際的な教育研究活動	2-1-①(pp.8-9) 「保健福祉学部附属保健福祉学研究所」

1. 高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」と文部科学省「大学教育・学生支援推進事業（テーマA）」

（1）高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」

西南女学院は、大学保健福祉学部の開設当初より教育研究のための福祉施設の設置を検討してきた。北九州市が公募した「戸畑 C 街区における高齢者複合施設の建設コンペ」に応募し、平成 16(2004)年 12 月に事業予定者として選定された。この事業は、「多世代が交流するまちづくり」がコンセプトで、子どもから介護が必要なお年寄りまでの多様な世代が創造する新たな共生・交流文化を発信する先駆的モデルであり、このような社会・街づくりの構築は、今後のわが国の少子高齢社会に益する人材を育成する上でも、また大学に蓄積された研究資源を地域社会に還元する上でも非常に有用なことであり、本学の保健福祉の教育が地域に根ざした先進的な働きとなること、北九州市との共同事業として、九州で唯一、福祉・看護・栄養学科を設置する大学としての専門性と実績に対し大きな期待を掛けられていることを総合的に判断して出捐した。この施設は、社会福祉法人「福音会」高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」と称し、福祉の文化創造、少子高齢社会の新たなニーズへの対応、地域の社会資源としての価値の創造、豊かな生活の保障を基本理念に掲げ、北九州市における高齢社会のモデルとなるべく、施設利用者のみならず地域に住む人々が、その人らしく、安心して明日の希望を持って生きることができるよう、地域と一体となって共に生きる社会の活動拠点を目指している。本学では新しい福祉文化の実現のため、社会福祉法人福音会と連携し、大学の実習施設として、また実践研究の場として、さらに卒業生の就職の場として、またこの施設から高齢者福祉の在り方についての様々な情報を、全国に発信していきたい。

1) 設立

平成 17(2005)年 10 月に施設の経営母体である社会福祉法人「福音会」が設立。平成 19(2007)年 5 月、北九州市戸畑区に高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」として開設した。現在、地域における高齢者福祉の拠点として 8 つの事業を展開するとともに、大学における教育・研究活動の実践の場となっている。

2) 事業内容

①特別養護老人ホーム（定員 70 人）、②ケアハウス（定員 40 人）、③ショートステイ（定員 10 人）、④グループホーム（定員 18 人）、⑤デイサービスセンター（定員 1 日 30 人）、⑥ヘルパーステーション、⑦ケアプランセンター、⑧生活援助員派遣事業（老人 40 世帯、障害 10 世帯の見守りと緊急時対応）

3) 組織（平成 22(2010)年 3 月末時点） ※数字は職員数（非常勤を含む）

総施設長（1 人）、介護部門（76 人）、看護部門（10 人）、生活相談部門（3 人）、居宅部門（4 人）、在宅部門（37 人）、通所部門（7 人）、事務部門（6 人）

4) 経営理念と施設サービスの内容

利用者の尊厳を守り、利用者自身の選択によるサービス提供を行い、自立を支援していくことを経営理念としている。居室は全室個室であり、プライバシーに配慮した居住環境となっている。利用者の個別性を尊重できるユニットケア方式を採用し、ケアプランに基づき介護、健康管理、食事、リハビリテーション等の各サービスが提供されている。

5) 施設利用者の状況（平成 22(2010)年 5 月末現在）

- ①特別養護老人ホーム 69 人（男性 9 人、女性 60 人）、平均年齢 87.3 歳、平均要介護度 4.1
- ②ケアハウス 40 人（男性 5 人、女性 35 人）、平均年齢 85 歳、平均要介護度 1.7
- ③グループホーム 18 人（男性 3 人、女性 15 人）、平均年齢 85.8 歳、平均要介護度 1.9

6) 地域との関わり

同一敷地内には区役所、市営住宅、障害者地域活動センター、保育所があり、活発な相互交流が行われている。施設内では、障害者による喫茶店（カフェ・ラポール：p.105 参照）の営業や清掃活動が行われている。また、市営住宅に居住する高齢者に対して生活援助員を配置し、見守りや緊急時の対応を行っている。

7) 大学との関わり

施設の開設以来、多数の実習生やボランティアを受入れ、人材育成を支援している。また、卒業生の就職先の一つともなっている（平成 22(2010)年 3 月末時点で 23 人の卒業生が勤務）。さらに、大学の教職員が理事長、総施設長、事務職、第三者委員を務め、人的交流が図られている。

なお、平成 21(2009)年度より大学と共同で文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」（テーマ「高齢者施設での福祉・看護・栄養の統合教育」）への取り組みを行っている。

（2）文部科学省「大学教育・学生支援推進事業（テーマA）」

（テーマ「高齢者施設での福祉・看護・栄養の統合教育」）

1) 目的

本学の関連施設である高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」において、保健福祉学部 の 3 学科（福祉学科、看護学科、栄養学科）の学生が合同で実習を行い、チームアプローチによる実践的な学士力を培う。

2) 組織

《責任者》プログラム推進責任者：浅野嘉延（看護学科）、副責任者：荒木剛（福祉学科）、事務担当：林田正雄（会計課）

《総括・評価部門》植田浩司（学長）、工藤二郎（保健福祉学部長）、山根正夫（福祉学科長）、伊藤直子（看護学科長）、南里宏樹（栄養学科長）、伊東幸雄（事務部長）

《学生実習部門》荒木剛（福祉学科）、一ノ瀬有紗（福祉学科）、飯野英親（看護学科）、吉原悦子（看護学科）、久保由紀子（栄養学科）、坂巻路可（栄養学科）、杉原好則（福祉学科／ふれあいの里とばた総施設長）

《カリキュラム部門》外山健二（栄養学科／教務部長）、荒木剛（福祉学科）、布花原明子（看護学科）、山根正夫（福祉学科長）、伊藤直子（看護学科長）、南里宏樹（栄養学科長）、浅尾憲達（教務課長）

《遠隔会議システム部門／広報部門》隅田直孝（情報システム管理課）、小柳健（情報システム管理課）、小川尚（庶務課長）、林田正雄（会計課）、堤憲司（会計課長）

《会計部門》林田正雄（会計課）、堤憲司（会計課長）

3) 取組み

保健福祉学部の学生が1年次に各学科1人からなる3人の小グループで、高齢者複合施設において1泊2日の体験実習を行う。種々の専門職の仕事内容を24時間単位で見学し、職種による専門性の違い、協働することの利点、福祉施設で働く意義等について考察できるようにすることを目標とする。

続いて、4年次に同様の小グループで、3学科の学生が協働して高齢者のケアを担当する1週間の統合実習を行う。4年次までに獲得したそれぞれの専門領域の知識・技術を活用して立案したケア計画に基づき、グループ単位でケアを実施する。他学科の学生のケア実践を体験しながら、お互いのケア計画の関連性を検討する。カンファレンスには大学にいる学生も参加できるように遠隔会議システムを設置する。最終的に一人の高齢者を複数の視点からとらえ、多職種が協働して問題を解決する3学科共通のケア計画を作成できることを目標とする。

4) 取組み期間（3 年）

年 度	体験実習（1年次）	統合実習（4年次）
平成 21(2009)年度	平成 21(2009)年 12 月 24 日・23 日	実施なし
平成 22(2010)年度	平成 22(2010)年 8 月 16 日～8 月 28 日 (予定)	平成 22(2010)年 8 月 30 日～9 月 24 日 (予定)
平成 23(2011)年度	未定	未定

5) 期待される成果

この取組みによって、保健福祉学部の教育目的である「豊かな教養と倫理観を培い、看護、福祉、栄養の知識と技術を教授し、専門職者としての実践力と協働力を育むとともに、平和を愛する国際的視野をもって人々の幸福に貢献できる人材を育成する」ことに大きく寄与することが期待される。

2. カフェ・ラポール

(1) NPO 法人 要会 (かなめかい) カフェ・ラポールの概要

NPO 法人 要会、カフェ・ラポールは本学福祉学科の障害者支援を学んだ卒業生が、実践の場として設立したことに始まる。その目的は働くことは人間性と人格の形成にとって重要な構成要素であることを基本とし、「障害者に働く場を提供し、障害者が収入を得、仕事という役割をとおして社会参加をし、更に働く場で仲間や友人が増え、結果として個人の生活が生き生きと豊かになること」を目指している。

「要会」は西南女学院の「西」と「女」を組み合わせた「要」、「ラポール」は援助者とサービス利用者の間の信頼感にあふれた気楽で和やかで親密な関係をあらわす対人援助の用語をその由来としており、女学院と深いつながりをもつ。

(2) 設立からの経緯

平成 15(2003)年の設立時は、スタッフ 3 人 (いずれも本学福祉学科卒業生) で、利用定員 5 人の小規模作業所としてスタートした。平成 18(2006)年 1 月より要会が NPO 法人となり、その事業が障害者自立支援法の「就労継続支援 A 型」と認定された。現在の利用定員は 12 人となっており、利用者は、知的障害のある人を中心に、精神障害者、身体障害者である。スタッフ 6 人は全員本学福祉学科の卒業生であり、社会福祉士、看護師、栄養士、ケアマネージャー、調理師、保育士の免許・資格を有している。

(3) 現在の状況

現在 2 店舗で事業展開をしている。大学近隣の店舗では、サンドウィッチを中心とした店内販売及び軽食の提供、大学生協売店への商品納入、大学構内での昼食時の対面販売、近隣の施設や住宅への宅配を主な活動としている。また、大学の教育施設でもある高齢者複合施設内「ふれあいの里とばた」の喫茶室では、店舗での飲食及び販売、戸畑区役所売店への商品納入、施設内外への飲食配達を行っている。いずれの店舗も、利用者の障害の状態に合わせて、飲食物の調理から販売、またサービスといったそれぞれの役割を担っている。その他、障害者の余暇支援事業、障害児日中一時支援事業、専門職育成事業など着実な事業展開を図っている。

(4) 特色

カフェ・ラポールは本学福祉学科の卒業生が中心となって、障害者支援の拠点としてその役割を果たしている。福祉学科の在学生にとっては、定期的なボランティア活動等とおして障害者支援の学びの場となっている。また大学教員は、スタッフで対応困難な利用者の援助についてのコンサルテーションを行っている。

カフェ・ラポールの利用者はそれぞれの役割を担いながら毎日生き生きと仕事をこなし生活を送っており、障害のある人と学生・教職員との大学内外での交流ができることは、何にもまして大きな教育効果を生み出している。

(URL:http://genki365.net/gnkk03/pub/group_view.php?gid=G0000029)

3. ほほえみの会

(1) 目的

近年の新生児医療の目覚ましい進歩は、出生体重 1,500g 未満の極低出生体重児の生存を可能とし、その救命率も向上の一途をたどっている。しかし、これらの児の中には、重篤な後遺症を免れたとしても学習上・行動上の問題を抱える者も少なくない。一方、新生児集中治療室にわが子を入院させた母親は、中断感、喪失感、失敗感に苛まれる。こうした母親の出産体験と、子どもの発達特性の分かりにくさや育てにくさといったリスク要因が重なり合った場合、母子の関係性が悪循環に陥ってしまう可能性が高いことが指摘されている。

ほほえみの会は、平成 18(2006)年度より開始され、就園前の極低出生体重児(2 歳児)とその家族を対象とした親子遊びの会である。活動の目的は以下のとおりである：①身体や指先を使った遊びをとおして子どもの発達の基盤を作る、②同年齢の子どもとのかかわりをとおして、友達とのかかわり方や社会性を培う、③極低出生体重児を抱える家族がお互いの悩みや心配事を相談し合う場を提供する、④極低出生体重児の家族が医師や保育士、栄養士、臨床心理士など、専門家に対して気軽に相談できる場を提供する、⑤家での親子のかかわりに役立つ遊びを提供する。

(2) 組織

平成 18(2006)年度から平成 21(2009)年度までは、北九州市内の 3 病院の新生児科医(7 人)、地域の管理栄養士(1 人)と本学保健福祉学部福祉学科教員 1 人、併設短期大学の保育科教員 1 人とボランティアの学生(福祉学科、保育科)により運営してきた。

平成 22(2010)年度より、本学福祉学科教員 3 人と新生児科医(6 人)、管理栄養士(1 人)とボランティアの学生(福祉学科)により運営している。

(3) 取組み

年に 1 回新生児科医より各病院の対象児に対して、案内状と返信用はがきを送付してもらい、参加者を募っている。過去の実績としては、毎年 3 人から 7 人の極低出生体重児とその家族が年間をとおして参加している。

活動回数は年 12 回から 14 回である。活動内容は、親子の関係性の緊密化を図る親子遊び(課題遊び、身体遊び)、友達との交流を促す自由遊び、親同士が交流し合う親ミーティングを実施している。

また、年に 1 回土曜日に参加者の同窓会(夏祭り)を開いており、異年齢の子どもとその家族が集まる機会を設けている。週末に設定しているため、父親・親族の参加も可能である。

ボランティアの学生は、福祉学科及び併設短期大学の保育科教員のゼミの学生を中心としているが、参加は任意としている。平成 22(2010)年度からは福祉学科子ども家庭福祉コースの学生も参加している。活動終了後に毎回ミーティングを開き、各自の課題について考える機会を設けている。また、活動の様子を VTR 録画し、それを視聴することで客観的に事象を捉えることを促している。

(4) 成果

参加家族からは、「わが子のことをこんなに丁寧に見てくれる場は他にはない」「悩んでいるのは自分一人ではないと思えた」「色々な活動に参加する中で、わが子の成長を実感できた」などの感想を得ており、概ね好評である。

学生の変化から見た成果としては、自発的・主体的な態度や、責任を持って子どもを見守る態度が育成される。また、年間をとおして一定の子どもたちと接していく中で、子どもの成長・発達の見方が細やかになり、一人ひとりの子どもに応じた関わり方が身につけてくることが期待される。

4. 看護学科生涯学習支援活動

(1) 目的

看護系大学の増加と急激な医療の高度化・複雑化、入院期間の短縮等の問題が重なり、大卒看護師の看護実践能力の向上が急務となり、議論されるようになった。本学看護学科は、これに対応するため、看護実践能力育成の充実に向けたカリキュラム改正を行い、平成 18(2006)年度より実施している。

さらに、卒業後についても現場での実践能力を高めるための教育を継続し、適応度を向上させることが重要である。この動きに応じ、平成 22 (2010)年 4 月より保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部が改正され、新人看護職員研修の努力義務と本人の責務としての自己研鑽が明記された。

看護は人間の生命に深く関わる職業であり、患者の生命、人格及び人権を尊重することを基本とし、生涯にわたって研鑽されるべきものである。

このため、本学看護学科では看護の生涯学習を支援することを目的とし、広汎なネットワークを利用した数種の取組みを開始した。本学のもつ良い学習環境を生かし、学習の場を提供するユニークな試みである。

(2) 組織

大学として開設している認定看護師教育課程及び認定看護管理者制度教育課程は、専任教員 5 人と事務担当 3 人で運営している。戦略的大学連携支援プログラムについては、看護学科の事業として展開しているため、各々の事業担当教員を中心にワーキンググループが形成され、展開している。

(3) 取組み及び成果

「図Ⅳ－4－1 (p.109)」に示すように、『根拠に基づく看護実践能力の育成支援』『看護実践者の専門向上のための支援』『北部九州地区の看護管理の醸成とネットワークの強化』を理念に生涯学習支援活動を展開している。

平成 18(2006)年度より実施している認定看護管理者制度教育課程ファーストレベルは、平成 22(2010)年度受講予定者を含めると、492 人の受講生を集めた。北九州近郊から福岡県内及び近隣県からの受講生もあり、将来、看護管理を担う人材の北部九州地区におけるネットワークが形成されつつある。

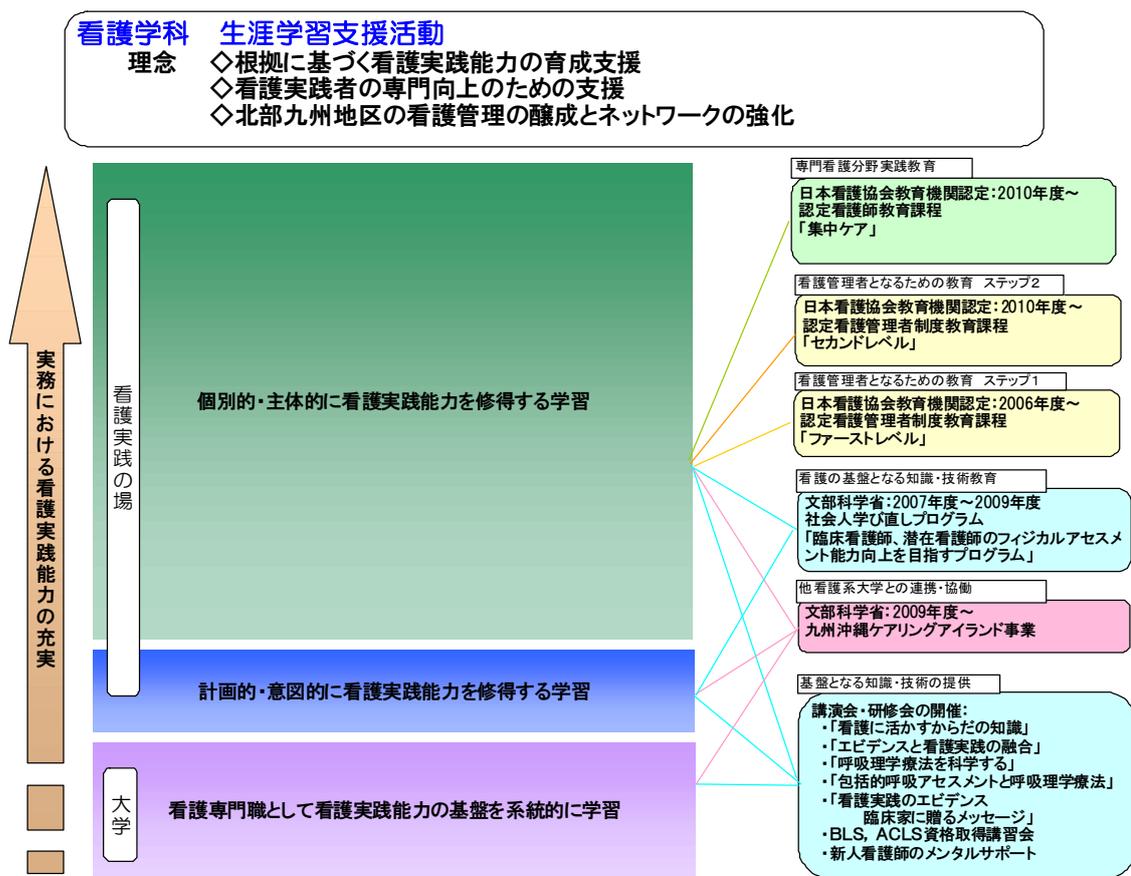
これに加え、平成 22(2010)年度よりセカンドレベルの研修も開始され、看護学科は看護管理者教育の次なるステップを歩み始めている。

さらに、平成 22(2010)年度より開始する認定看護師教育課程「集中ケア」は、看護の専門性を発揮する資格として臨床看護師から広く注目されている。この課程創設の基盤となったのが、平成 19 (2007)年度から平成 21(2009)年度の文部科学省の委託事業であった社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム「臨床看護師、潜在看護師のフィジカルアセスメント能力向上を目指すプログラム」である。e-Learning を含め、看護形態機能学を系統的に学習することへの反響が大きく、プログラム終了後も問い合わせが続いている。このプログラムを土台に、認証資格の取得に繋がる研修として、認定看護師教育課程「集

中ケア」が開始される。

文部科学省の大学教育充実のための戦略的連携支援プログラム「九州・沖縄ケアリングアイランド事業」は、平成 21(2009)年度より九州・沖縄の看護系大学 13 大学と地方自治体・経済団体等が連携し、学生教育、看護師教育及び地域活動を行うなかで、ケアリング溢れる九州・沖縄を創出することをビジョンとしてスタートしたものである。

この事業では、連携大学教員及び病院等の医療現場スタッフへの共同学習会や、大学資源の有効活用、看護師の早期離職予防への取組み、学生主体の地域貢献プログラム等を計画している。



図IV-4-1 看護学科 看護職のための生涯学習支援活動

これらの事業と関連して、特別講演、シンポジウム及び研修を展開している。いずれの事業も看護実践者から多くの受講希望があり、選考による受講者決定を行っている。

これらの活動は、看護専門職として看護実践能力の基盤を学習している在学生にも大変良い影響を与えている。看護学科に入学したものの具体的なビジョンを描けない学生たちにとって、先輩諸氏の学ぶ姿勢を見て学習する機会を共にすることで、多くの刺激を受け、目標が明確となり、日々の学習に変化がみられるようになってきている。

5. 附属図書館の利用率

(1) 目的

附属図書館は大学の中核をなす施設として、学術情報の体系的な収集・管理・提供を行い、学習支援及び教育研究支援を積極的に展開し、広報活動と併せて利用促進を図っている。

(2) 組織

附属図書館長及び図書課が置かれている。図書課は、附属図書館に係る企画立案及び関係事務を担っており、教職員や図書委員会と連携、協力して、学習支援及び教育研究支援、広報活動を展開できる体制をとっている。

(3) 取組み

(1)資料の整備充実について

附属図書館の資料については、常に教員と連携し、学生に最適な図書を提供できるように整備している。学生の購入希望については、直接受け付けるリクエスト制度を設けており、迅速に対応している。また必要な資料を的確に検索できるように、OPAC(オンライン蔵書目録)に反映する目録データベースの質の維持・向上に努めている。

(2)貸出条件について

学生の貸出冊数は1回20冊としている。貸出期間については、通常1週間であるが、学外実習の場合は実習期間中、ゼミ・卒業論文の場合は1か月とするなど、学生のニーズに柔軟に対応している。

(3)指定図書制度の活用について

毎年、教員に指定図書として授業に関連した必読図書を推薦してもらい、利便性のよい1階の指定図書コーナーに学科・教員別に配置し、学生の利用に供している。平成21(2009)年度は教員73人から6,200冊が選定された。年間最多貸出図書上位50冊のうち35冊70%を指定図書が占めるなど、活発に利用されている。この制度は、授業とその前後の自学自習を支援するシステムとして有効に機能している。

(4)国試・資格コーナーの整備について

国家試験、資格試験の傾向と対策に応じた適切な資料を教員と連携して選定し、出入口付近の目に付きやすい場所に国試・資格コーナーを設置し、学科別に整備している。4年生のみならず、他の学年の学生もよく利用している。国家試験や資格試験への学内の合格対策の一環として機能しており、目的意識や学習意欲の向上に寄与している。

(5)図書館ガイダンスの実施について

ゼミ単位のガイダンスは、担当教員の要望により、テーマに沿った文献検索法等についてパソコンを使った実習形式で実施している。併せて学生が自由に参加できるガイダン

スも開催している。内容は、パソコンを利用して蔵書検索や雑誌記事検索を行う応募制文献検索ガイダンスやレポート・論文作成に役立つビデオ上映会となっている。平成 21(2009)年度のガイダンス参加者のアンケートによれば、応募制文献検索ガイダンスで 34 人中全員が、ビデオ上映会で 61 人中 59 人が「今後役に立つと思う。」と答えている。平成 21(2009)年度の各種ガイダンスの参加者は、合計 53 回延べ 321 人であった。

(6) 図書館報の発行について

図書委員会を中心として、図書館報を年 2 回発行している。委員をとおして教員や学生、卒業生に執筆を依頼している。発行後には、掲載されたページと関連図書を並べて展示し、読書活動の一助としている。

(4) 成果

指定図書制度や国試・資格コーナーの活発な利用にみられるように、附属図書館は教員と連携して、学習支援に貢献している。また図書館ガイダンスの実施は、学生自らの力で適切な文献を探し出す能力を向上させ、レポートや卒業論文の作成に役立つばかりでなく、卒業後の継続的研究や生涯学習への礎となっている。

様々な取組みの成果は、下表の平成 21(2009)年度の附属図書館利用統計に表れている。同規模(2 学部から 4 学部)の私立大学平均(注)と比べて、学生貸出総冊数、学生 1 人当たり貸出冊数、1 日平均貸出冊数ともに大きく上回り、利用率は非常に高い。年間入館者総数も 16 万人を超えており、活発に利用されている。

表Ⅳ－5－1 平成 21(2009)年度 附属図書館利用統計（併設短期大学を含む）

	本 学	同規模私大平均	比 較
学生貸出総冊数	32,961 冊	14,875 冊	約 2.2 倍
学生 1 人当たり貸出冊数	15.4 冊	6.9 冊	約 2.2 倍
1 日平均貸出冊数	127 冊	67 冊	約 1.9 倍
年間入館者総数	161,528 人	—	—
1 日平均入館者数	621 人	—	—

(注) 文部科学省研究振興局情報課『平成 20 年度学術情報基盤実態調査結果報告』により算出

6. マロリーカップ英語コンテスト

平成 18(2006)年 4 月に開設した人文学部英語学科では、長年培ってきた英語教育のノウハウを生かし、地域社会に貢献できる行事として「マロリーカップ英語コンテスト」の開催を決定した。「マロリー」とは、本学マロリー館の建築に多大な功績のあった **Kathleen Mallory(1879~1954)** 女史に因んで命名された。このコンテストは高校生と中学生を対象とし、前者には毎年異なるテーマによる「スピーチコンテスト」を、後者には同一テーマで本学作成による指定の原稿、または出場校のオリジナル原稿による「スキットコンテスト」を課した。開催日は 9 月の最終土曜日とし、平成 18(2006)年から平成 21(2009)年に計 4 回の実施に至っている。

(1) 目的

「マロリーカップ英語コンテスト」は「将来の国際社会で活躍できる人材の育成と英語力の向上に寄与するため」という一貫した目的を持って実施している。高校生向けの過去 4 回のテーマはそれぞれ① “Young Power” 「若い力」② “Mother Nature” 「母なる自然」③ “Growing Up” 「成長」④ “Diversity: Accepting Differences” 「多様性」となっている。また、中学生向けのスキットも内容は 4 つのテーマに沿ったものとなっている。

(2) 組織

英語学科教員全員と教育支援職員によって企画・運営を行っている。また、英語学科の学生 10 人程度がコンテスト当日の運営スタッフとして参加している（司会 3 人、その他会場設営、受付、案内等）。

(3) 取組み

9 月の最終土曜日の開催日に向けて、次のプロセスで準備を行っている。①テーマの決定、②中学生用のスキット原稿の作成、③コンテストの要項作成、④福岡県教育委員会・北九州市教育委員会への後援名義依頼及び一般企業や女学院後援会への協賛依頼、⑥九州一円と山口県の各高等学校及び北九州市内とその周辺中学校への文書送付、⑦応募締切後の予選(テープ)審査等が準備の流れである。その後、予選を通過した参加者による本戦を実施する。

審査基準としては、高校生の部では、内容(構成、論理、創造性を含む)：40%、話し方(暗記力、時間、スタイルを含む)：30%、英語力(発音、流暢さ、リズム、イントネーションを含む)：30%とした。中学生の部では、英語力(発音、流暢さ、リズム、イントネーションを含む)：40%、演技力(衣装、メイクを含む)：40%、暗記力：20%とした。審査委員は毎年、学外の方 3 人をお願いしている。

また、本学英語学科学生にもオーディエンスとしての参加を促している。

西南女学院大学

表Ⅳ－6－1 マロリーカップ英語コンテストの記録

(平成 18(2006)年度から平成 21(2009)年度)

第 1 回マロリーカップ英語コンテスト(平成 18(2006)年 9 月 30 日)	
テーマ	“Young Power” 「若い力」
審査員	① Mr. Masumi Imai (折尾愛真短期大学客員教授) ② Mr. James E. Hicks(本学非常勤講師) ③ Ms. Margaret Orleans(明治学園中学校・高等学校教諭)
予選申込者・組総数	
高校生の部 (スピーチコンテスト)	8 人
中学生の部(3 人 1 組のスキットコンテスト)	14 組
本戦出場者・組総数	
高校生の部	8 人
中学生の部	8 組
入賞者・組	
高校生の部	第一位：西南女学院高等学校 第二位：福岡県立香住丘高等学校 第三位：福岡県立東筑高等学校
中学生の部	第一位：北九州市立霧丘中学校 第二位：明治学園中学校 第三位：西南女学院中学校

第 2 回マロリーカップ英語コンテスト(平成 19(2007)年 9 月 29 日)	
テーマ	“Mother Nature” 「母なる自然」
審査員	① Ms. Clara Furukawa(西南学院大学・福岡大学講師) ② Mr. James Hicks(本学非常勤講師) ③ Ms. Lina Maksymuk(セイハ 英語学院講師、よみうり FBS 文化センター講師)
予選申込者・組総数	
高校生の部 (スピーチコンテスト)	9 人
中学生の部(3 人 1 組のスキットコンテスト)	7 組
本戦出場者・組総数	
高校生の部	8 人
中学生の部	7 組
入賞者・組	
高校生の部	第一位：西南女学院高等学校 第二位：福岡大学附属大濠高等学校 第三位：西南女学院高等学校
中学生の部	第一位：明治学園中学校 第二位：福岡県立門司学園中学校 第三位：西南女学院中学校

つづく

西南女学院大学

第3回マロリーカップ英語コンテスト(平成20(2008)年9月27日)	
テーマ	“Growing Up”「成長」
審査員	① Mr. Masumi Imai(折尾愛真短期大学客員教授) ② Ms. Marne Saddy(本学非常勤講師) ③ Mr. Ken Gibson(北九州市立大学非常勤講師)
予選申込者・組総数	
高校生の部(スピーチコンテスト)	6人
中学生の部(3人1組のスキットコンテスト)	14組
本戦出場者・組総数	
高校生の部	6人
中学生の部	8組
入賞者・組	
高校生の部	第一位：自由ヶ丘高等学校 第二位：西南女学院高等学校 第三位：西南女学院高等学校
中学生の部	第一位：明治学園中学校 第二位：西南女学院中学校 第三位：大分中学校

第4回マロリーカップ英語コンテスト(平成21(2009)年9月26日)	
テーマ	“Diversity : Accepting Differences”「多様性」
審査員	① Mr. David McMurray(鹿児島国際大学教授) ② Ms. Miho Harada(前北九州日米協会会長) ③ Mr. Samuel J. Evans(北九州国際交流協会コーディネーター)
予選申込者・組総数	
高校生の部(スピーチコンテスト)	2人
中学生の部(3人1組のスキットコンテスト)	23組
本戦出場者・組総数	
高校生の部	2人
中学生の部	10組(応募者多数につき特別考慮)
入賞者・組	
高校生の部	第一位：西南女学院高等学校 第二位：西南女学院高等学校 第三位：該当者無し
中学生の部	第一位：西南女学院中学校 第二位：明治学園中学校 第三位：北九州市立中原中学校

(4) 成果

本英語コンテストは引率教諭や多数の保護者、教育委員会等の支えにより知名度が上がり好評を博していると同時に、在学生への刺激になっている。中学生のスキットコンテストは、年々参加者数が増加し、第3回目には愛知県や大分県からの参加者もあった。中学生の部における競争は熾烈で、本戦に残ったグループの質の高さが目立つようになって来たのは、成果として高く評価できる点である。

高校生の部では遠くは滋賀県や長崎県からの参加者もいたが、その一方で応募者の減少傾向が見られるようになった。

これらの結果を考慮して、英語学科では本年度 9 月 25 日(土)開催予定の第 5 回コンテストより、高校生の部を廃止して、地域社会に継続的に貢献するために、中学生の部に加えて新たな取組みとして、小学生向けの「スキットコンテスト」を開催することにした。

7. ハンドベルクワイヤー

(1) 目的

西南女学院のハンドベルクワイヤーは、建学の精神である「感恩奉仕」の実践活動の一つとして、昭和 58(1983)年にナンシー・ノートン宣教師によって結成された。具体的には、ハンドベルという楽器を用いて学生にキリスト教教育を行うこと、即ち「学生へのキリスト教伝道」と、また、その演奏活動により地域社会に貢献すること、即ち「地域社会への奉仕と伝道」を目的とするものである。以来 27 年間、この目的遂行のために日々研鑽を積み、学内外において継続して活動を行っている。

(2) 組織

組織としては、キリスト教センターのサークル活動に属する。メンバーは大学と併設短期大学の学生によって構成される。顧問はキリスト教センター長が務める。また、学生への直接的な指導は、初代のノートン宣教師に代って現在まで 17 年間、キリスト教センター職員 1 人が行っている。

(3) 取組み

練習としては、週に 2 回放課後に 2 時間程度の通常練習を行い、演奏技術の向上と共に、音楽作品、特に宗教的な作品への解釈と学びに務めている。また、学内での合宿（年 2 回）の実施や、講習会（日本ハンドベル連盟主催 年 1 回）への参加も積極的に行っている。また、演奏会活動としては、学内においては、入学式、卒業式等式典での演奏の他、年間を通じて宗教行事等で演奏を行っている。また、学外においては、地域からの要請に応じて、年間に十数回の演奏活動を行っている。これらの一連の活動をとおして、学生たちの情操面の成長のみならず、社会性、協調性、指導性が養われるよう取り組んでいる。

(4) 成果

社会的活動としての成果

(1) 前述のように、年間十数回の学外演奏活動を行っているが、年々、地域からの要請が増加しており、特に卒業生や学生の実習病院、施設等からの要請が後を絶たない。

(2) 募金活動

定期演奏会の際に来場者への自由献金を呼びかけ、例年、世界と地域の人々を憶えて（心に留めて）、「ペシャワール会」と「NPO 法人 北九州ホームレス支援機構」、「北九州シロアム会（盲人キリスト者の会）」へ献金を行っている。

建学の精神「感恩奉仕」の継承

(1) 「感恩奉仕」の祈り

日常の活動をとおして地域社会や国際社会へ目を向け、自らの活動はもとより社会に対する祈りを欠かさず行っている。

(2) 地域教会との繋がり

ハンドベルの起源が教会であることから教会とのつながりは不可欠である。地域教

会からの要請により礼拝等での演奏奉仕を行う他、教会の諸活動にも参加している。

(3) OG 会活動

卒業生によって組織される OG 会は、日常的な練習の補助や、演奏会等のサポートを行う他、定期演奏会での賛助出演を行っている。

8. 保健福祉学部附属保健福祉学研究所の取組み

(1) 目的と事業

保健福祉学研究所は保健福祉学に関する研究を推進し、科学と地域社会に貢献することを目的としており（保健福祉学研究所規則第2条）、その目的を達成するために次の事業を行ってきた。

- ① 研究・調査の実施
- ② 研究会、講演会、公開講座等の開催
- ③ 専門職の研修等の実施
- ④ 研究成果の発表・刊行
- ⑤ その他必要と認める諸事業

研究所は平成13(2001)年に創設され、当時、栗山学長は研究所の理念について次のように述べている。「西南女学院大学での研究成果は広く社会に還元されるべきものでなくてはなりません。とくに福祉国家をめざす日本社会に、また世界に、より直接的な情報を保健福祉学部から発信する事が望まれます。」（保健福祉学研究所『2001 報告書』）この理念に沿うように、多くの研究が多様な現場において実施されてきた。

(2) 組織

保健福祉学研究所は保健福祉学研究所規則に則り運営されている。研究所職員として、保健福祉学部長が務める所長、副所長、研究員が置かれている。研究所に研究所会が置かれ、所長、副所長、各科の代表によって構成され、事業に関する事項、人事に関する事項、予算執行に関する事項、研究所の管理運営に関する事項が審議されている。平成21(2009)年度の研究所員は心身機能研究部門（福祉学科）11人、健康・環境研究部門（看護学科）24人、栄養研究部門（栄養学科）11人で、計46人が相互に連携しつつ種々の実績を挙げている。

助成する研究費は例年500万円であり、毎年、数10課題ほどが申請されている。研究所会であらかじめ議論し、複数回の文書によるやり取りで助成額が決定されている。助成される研究費は、新年度の4月1日から予算執行が可能となっている。各年度の研究課題と助成額はすべて保存されている。なお、研究所は本学9号館を研究棟として使用し、種々の機器が設置されている。

(3) 取組み及び成果

各学科の研究の統合がなされることを期待し、助成研究はできるだけ学科を横断的に結んだものとなるよう勸奨し、そのような研究に助成してきた。設置されて以来9年間に助成された45研究題目は、平成21(2009)年保健福祉学研究所報告書の巻末に掲載されている。この公表の如く、各研究員が多くの現場で研究・調査し、成果が社会に還元されるように取り組んできた。

研究会、講演会等も平成15(2003)年を除き毎年行われてきた。開設初年度より学内外にむけた活動は次のとおりである。

表Ⅳ－８－１ 附属保健福祉学研究所の活動

年 度	内 容
平成 13(2001) 年度	日本キリスト教社会福祉学会 42 回大会（本学開催） ワークショップ、「研究所の研究紹介」
平成 14(2002) 年度	公開講座 「問題行動の理解と予防」
平成 16(2004) 年度	講演会 神奈川県立保健福祉大学 阿部志郎学長 「新しい文化の形成」 講演会(2) 岡山大学大学院 近藤英作講師 「遺伝子導入からペプチド／タンパク分子導入へ」
平成 17(2005) 年度	講演会 西南女学院大学 安部一紀教授 「ネパール歯科医協力の 16 年の物語」
平成 18(2006) 年度	講演会 福岡県立大学大学院 鬼崎信好教授 「社会福祉の教育と研究」
平成 19(2007) 年度	講演会 西南女学院大学 阿部和彦教授 「子供の行動と自覚症状の成長に伴う変化について」
平成 20(2008) 年度	講演会 西南女学院大学 平田健太郎教授 「学生と健康-今大学に求められるもの-」 講演会(2) 横浜ニューライフバプテスト教会 田坂元彦牧師 「キリスト教と大学教育」
平成 21(2009) 年度	講演会 西南女学院大学 東玲子教授 「看護研究-女性の尿失禁」

専門職の研修等については、平成 18(2006)年度より認定看護管理者制度教育課程ファーストレベルの認定機関として毎年 100 人程度の臨床看護師を受け入れてきた。平成 21(2009)年度で約 400 人の修了者を輩出した。これに加え、看護学科内ではキャリア形成教育として、平成 22(2010)年度より定員 40 人の認定看護管理者制度教育課程セカンドレベルの教育機関としての認可を待ち、また、日本看護協会の認定看護師教育課程「集中ケア」30 人の認可を受けた。研究所はこれまでファーストレベル教育を事業として担ってきたが、巨大化してきたこれら事業の実態を考え、新たな別組織を作って分離発展することとなった。

研究成果の発表・刊行については、国際学会や国内学会発表を行ったものが多く、一流科学雑誌に掲載されたものもある。また、年度末には学生にもオープンにされて学内にて各課題の発表会が行われてきた。国際学会で発表された例としては、An Attempt to Bring up Capable Bystanders; the Cooperation between University and AHA Official Recognition Training Site. The 5th Asian Conference on Emergency Medicine, May, 2009, in Busan Korea、一流誌に掲載された例としては Association of Gankyrin Protein Expression with Early Clinical Stages and IGFBP-5 Expression in Human Hepatocellular Carcinoma. *Hepatology* 47(2):493-502.2008 などがある。年度毎の研究成果のプロシーディングは研究所報告書に掲載、刊行され、すべての教員に公開されている。